



湯浅町

歴史的風致維持向上計画



和歌山県湯浅町
平成28年3月

計画策定にあたって

湯浅町は、海、山、川に囲まれた自然豊かなまちであるとともに、古くから聖地熊野を目指す人々の宿所として栄えてきました。

また、世界中で愛される万能調味料「醤油」発祥の地としても知られており、その醸造業が最も盛んであった一帯が、重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

本町は、伝統的な町並み以外にも、素晴らしい歴史文化を有しており、例えば、京都高尾山神護寺の文覚上人に学び、梅尾山高山寺を開いた明恵上人は、湯浅で厳しい修行の末、悟りを開いたとされています。ほかにも醍醐寺金堂が、もともとは本町にあり、豊臣秀吉によって移築され、国宝、世界遺産となって現在まで受け継がれていることや、江戸時代、聖護院門跡一行が大峰奥駈修行の帰路、本町で護摩法要を行い、休憩し、もてなしを受けたという記録が残されており、近年、その故事に基づいて護摩法要を再開したことなど、ここ湯浅の地に、当時、質の高い文化が存在したことを証明する事柄がたくさんあります。

本計画の推進により、歴史的風致の維持・向上はもちろんのこと、ふるさと湯浅を愛する心を育むことや住民同士の交流、ひいては地域活性化につながることをできればと考えています。

本町が持つ歴史的な魅力を余すことなく発信し、一人でも多くの方に知っていただくことにつながれば幸いです。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会委員の皆様をはじめ、貴重な資料やご意見をお寄せいただいた皆様に深く感謝を申し上げます。



平成28年3月

湯浅町長

上山章善

湯 浅 町

歴史的風致維持向上計画

平成 28 年 2 月 26 日申請

目 次

序章 計画策定にあたって	3
1.計画策定の背景と目的	3
2.計画の位置づけ	4
3.計画期間	4
4.計画策定の体制	5
5.計画策定の経緯	6
第1章 湯浅町の歴史的風致形成の背景	9
1.自然的環境	9
1)立地特性	9
2)地勢	11
3)地形・地質	12
4)河川	14
5)気候	15
2.社会的環境	16
1)町の成立（沿革）	16
2)人口	17
3)交通	18
4)土地利用	19
5)産業	23
3.歴史的環境	25
1)先史時代～古墳時代	25
2)飛鳥・奈良時代	26
3)平安・鎌倉時代	27
4)室町・安土桃山時代	28
5)江戸時代	29
6)近代・現代	30
7)湯浅とゆかりの深い人々	32
4.文化財の現状と特性	36
1)指定文化財	36
2)指定文化財以外の文化財	52
第2章 湯浅町の維持・向上すべき歴史的風致	57
1.湯浅町の維持・向上すべき歴史的風致	57
2.維持・向上すべき歴史的風致の内容	58
1)醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致	58
2)熊野古道に見る歴史的風致	66
3)明恵の足跡に見る歴史的風致	75
4)顯國神社の祭礼に見る歴史的風致	81
5)國津神社・幸神社の祭礼に見る歴史的風致	91
6)海辺の営みに見る歴史的風致	101

目 次

7)みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致	109
第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針	119
1.歴史的風致の維持向上に関する課題	119
1)伝統文化の継承・後継者育成に関する課題	119
2)歴史・文化資源に関する課題	119
3)歴史文化を活かした観光振興等に関する課題	119
4)景観形成に関する課題	120
2.既存計画との関連性	121
1)第三次湯浅町長期総合計画	122
2)湯浅町都市計画マスタープラン	123
3)湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存計画	124
3.歴史的風致維持向上の基本方針	125
1)醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致に関する基本方針	125
2)熊野古道に見る歴史的風致に関する基本方針	125
3)明恵の足跡に見る歴史的風致に関する基本方針	126
4)顯國神社の祭礼に見る歴史的風致に関する基本方針	126
5)國津神社・幸神社の祭礼に見る歴史的風致に関する基本方針	126
6)海辺の営みに見る歴史的風致に関する基本方針	126
7)みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致に関する基本方針	126
4.歴史的風致維持向上に向けた連携及び推進体制	128
第4章 重点区域の位置及び区域	131
1.重点区域設定の考え方	131
2.重点区域の位置	131
3.重点区域における歴史的風致の維持向上による効果	135
4.良好な景観の形成に関する施策との連携	135
第5章 文化財の保存・活用に関する事項	141
1.文化財の保存・活用の現状と今後の方針	141
2.文化財の保存修理等に関する方針	143
3.文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針	144
4.文化財の周辺環境の保全に関する方針	145
5.文化財の防災・防犯に関する方針	145
6.文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針	147
7.埋蔵文化財の取扱いに関する方針	147
8.文化財の保存・活用に係る体制に関する方針	148
9.文化財の保存・活用に関わる住民、各種団体に関する方針	148
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項	153
1.歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方	153
2.歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業	154
第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項	171
1.歴史的風致形成建造物の指定の方針	171

目 次

2.歴史的風致形成建造物の管理の方針	172
3.歴史的風致形成建造物の候補	174
資料編	177
1.主な参考文献	177
2.湯浅町内指定等文化財一覧	178
3.湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会条例	183

序章 計画策定にあたって

序章 計画策定にあたって

1.計画策定の背景と目的

湯浅町は、紀伊半島北西部に位置し、自然環境に恵まれた歴史と文化が息づくまちである。

主な産業は商業とサービス業であるが、紀伊水道に臨み温暖な気候から沿岸漁業や柑橘類の栽培も盛んで、湯浅湾で水揚げされる新鮮なアジ、サバなどの魚介類と「有田みかん」などのブランドが全国的に知られており、有田郡における政治経済文化の中心として栄えてきた。

「湯浅」の地名が初めて歴史上の文献に見えるのは、平安時代に入ってからである。古代から港町として機能してきたが、皇族や貴族の間で熊野信仰が高まりを見せると陸路においても要衝となり、熊野参詣における宿所の役目を果たした。中世に入り熊野信仰が武士や庶民の間に広まると、山手を通っていた参詣の道が海寄りの西側に移るとともに町場が発達した。近世には漁業が大きな発展を見せ、優れた操船技術を有した漁民たちが、近海から遠く九州や関東、北海道まで漁場を開拓した。紀州みかんの栽培も始まり、本町の産業の特色が色濃く現れてくる。とりわけ湯浅を特徴づけたのは、鎌倉時代にその起源を遡る醤油の醸造である。紀州藩の保護を受けて湯浅の醤油醸造は興隆し、その歴史から湯浅は「醤油発祥の地」といわれている。今日、近世から近代にかけて醤油醸造が盛んであった一帯には、醸造業関連の町家や土蔵を代表とする伝統的な建造物がよく残されていることから、本町が平成18年（2006）に伝統的建造物群保存地区を決定し、同年、重要伝統的建造物群保存地区に選定され、歴史ある町並みの維持・整備に努めているところである。

こうした保存のための取組みを進める一方で、少子高齢化の進展による人口減少やライフスタイルの多様化などにより、空き家の増加や新築住宅の建築、道路整備、まちなかの駐車場化等が進み、市街地における町並みの統一性や連続性といった湯浅らしさが失われつつあることも紛れもない事実である。また、集落地域においても、担い手不足による一次産業の矮小化が懸念される。本町においては、国から過疎地域の指定を受けるほどの居住人口の著しい減少と中心市街地における経済活動の空洞化など、コミュニティや生活環境の弱体化に直面していることから、この町に住む誰もがふるさと湯浅に誇りと愛着を持ち、これからもずっと住み続けたいと思えるよう、先人から受け継いだ湯浅固有の歴史文化を活用し、まちやくらしの環境とその魅力を守り高め、住民にとって住みよい安心安全のまちとするための具体的な指針を早急に定める必要がある。

このような中、平成20年（2008）に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）」が施行された。同法では、歴史的な建造物や古くから伝わる祭りや行事等、その地域固有の風情、情緒、佇まいといった良好な環境（歴史的風致）について、その維持及び向上を図るため市町村が実施する歴史文化を活かした活力あるまちづくりを国が積極的に支援することとされている。

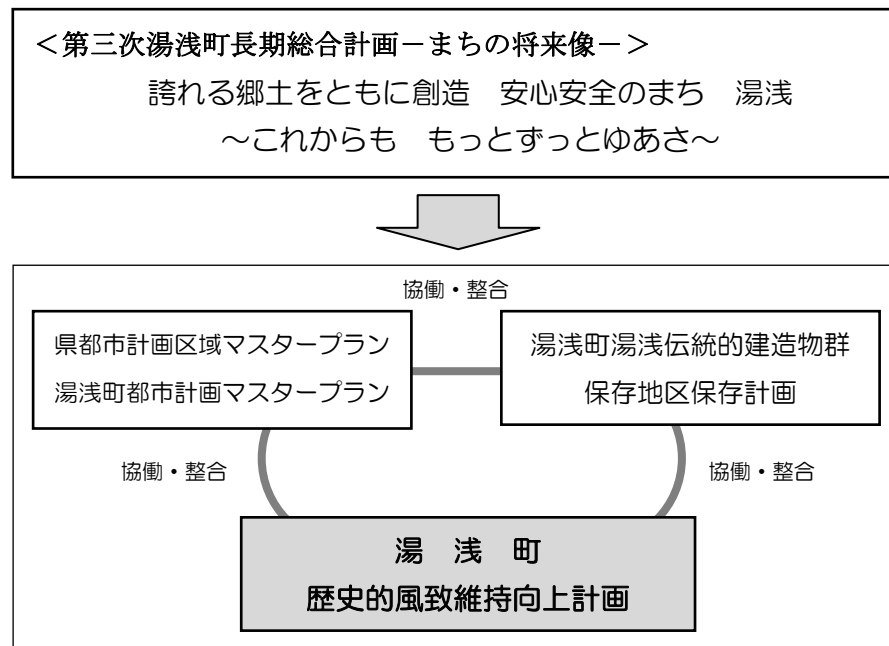
これは、平成23年（2011）に策定した第三次湯浅町長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）のめざす将来像「誇れる郷土とともに創造 安心安全のまち 湯浅」の基本目標である「活力に満ち、賑わいのあるまちづくり」の方向性と合致する。

そこで、本町では、この歴史まちづくり法に基づき、歴史文化と伝統により培われた人々の活動が根付く良好な歴史的風致を貴重な資産と位置づけ、それらを核にした歴史まちづくりの基本的な指針を示し、歴史的風致の維持向上を図り、地域活性化を推進する「湯浅町歴史的風致維持向上計画」を策定することとした。

2.計画の位置づけ

前述した背景のもと湯浅固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史まちづくり法第4条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第5条第2項の規定による事項を記載した湯浅町歴史的風致維持向上計画を策定する。

本計画を長期総合計画に掲げるまちの将来像の実現に向けた計画の一つとして位置づけ、上位計画と調整・整合を図るとともに、本町が属する有田圏域の都市計画の方針を示す都市計画区域マスタープランを考慮のうえ、町都市計画マスタープランなどの計画も含めて総合的かつ一体的に施策を推進していくことで、より実現性の高いものとする。



3.計画期間

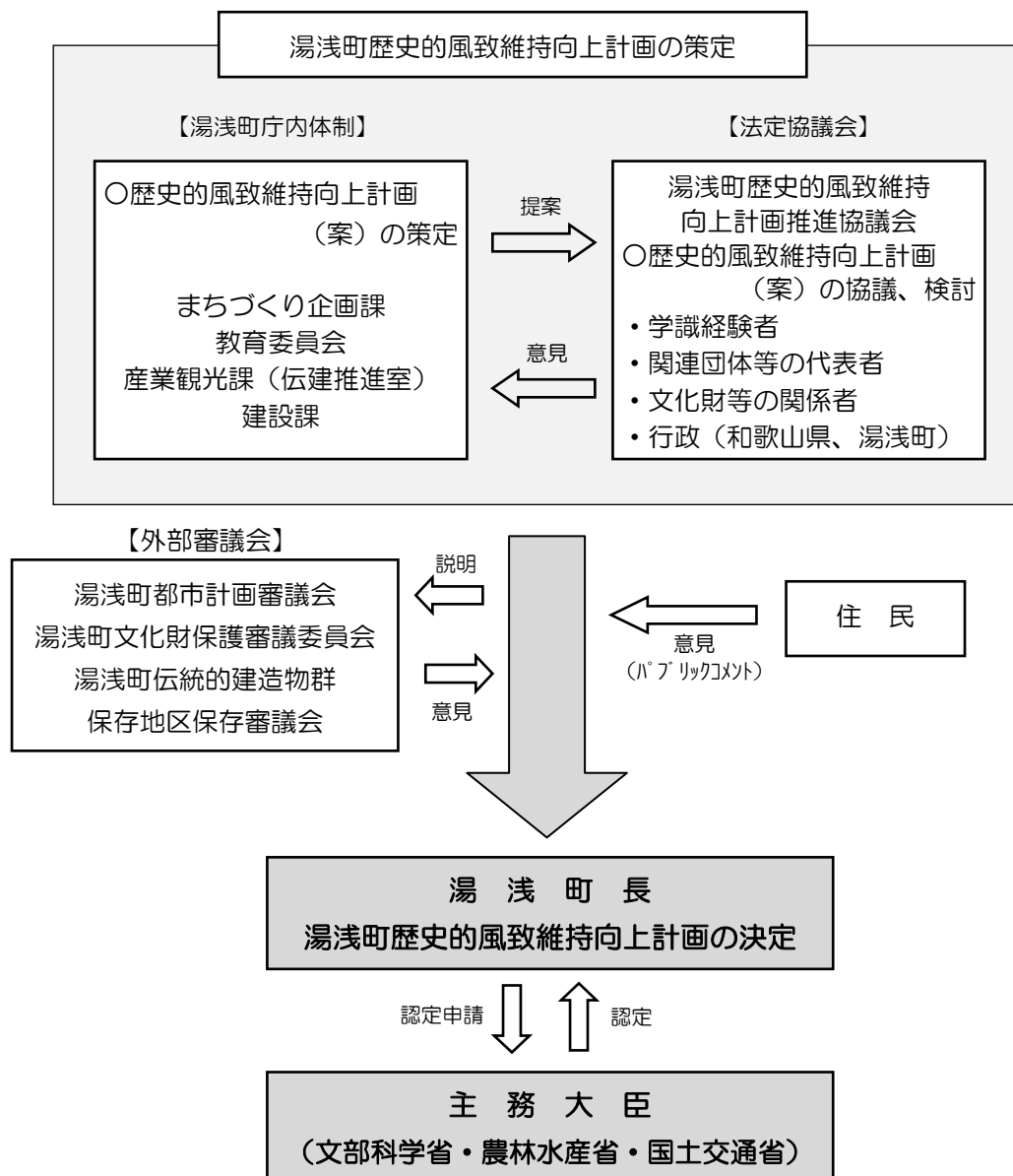
本計画の期間は、平成28年（2016）度から平成37年（2025）度までの10ヶ年とする。

4.計画策定の体制

本計画は、重点区域や文化財等の関係者、学識経験者等で構成する湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会（法定協議会。以下、「推進協議会」という。）での意見を踏まえるとともに、関係機関（国、県）の助言等を受けながら、まちづくり企画課（制度・企画・調整）、教育委員会及び産業観光課伝建推進室（文化財保護）、建設課（計画に基づく各種事業）が主担当となり策定した。

なお、本町においては、文化財保護行政と観光行政との円滑な連携を図るため、文化財保護に関する事務について、町長部局が教育委員会の事務を補助執行している。

本計画の策定体制を下図に示す。



■湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会委員

氏 名	所 属	備 考
戎 和男	湯浅町文化財保護審議委員長	学識経験者
神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科教授	学識経験者
千森 督子	和歌山信愛女子短期大学生活文化学科教授	学識経験者
○ 山本 新平	九度山町教育委員会社会教育指導員	学識経験者
深野 英昭	区長連絡協議会会長	地元関係者
北村 忠治	湯浅町商工会会長	関係団体の代表
前田 芳宏	湯浅町観光協会会長	関係団体の代表
尾崎 定平	まちおこし連絡協議会顧問	関係団体の代表
木下 智之	湯浅伝建地区保存協議会会長	文化財等の関係者
長尾 常民	顯國神社宮司	文化財等の関係者
檜原 誠	國津神社宮司	文化財等の関係者
江川 瑞峰	勝楽寺住職	文化財等の関係者
松本 典久	湯浅町議会議長	住民代表
中 美二	湯浅町副町長	行政関係者
◎ 垣内 貞	湯浅町教育委員会教育長	行政関係者
水上 勇人	和歌山県文化遺産課長	行政関係者
飯沼 宏規	和歌山県都市政策課長	行政関係者
松尾 孝志	和歌山県有田振興局地域振興部長	行政関係者
永田 和之	和歌山県有田振興局建設部長	行政関係者

※「◎」：会長、「○」：副会長

5.計画策定の経緯

推進協議会を4回開催し、湯浅町都市計画審議会、湯浅町文化財保護審議委員会及び湯浅町伝統的建造物群保存地区保存審議会に説明するとともに、3省庁との協議を通じ、構想を練るにあたって必要な助言を受けながら検討・調整を行い策定した。

■計画策定の経過

平成26年（2014）11月	第1回湯浅町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議の開催
平成26年（2014）12月	第2回湯浅町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議の開催
平成27年（2015）2月	第3回湯浅町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議の開催
平成27年（2015）4月	第1回湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会の開催
平成27年（2015）8月	第2回湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会の開催
平成27年（2015）11月	第3回湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会の開催
平成27年（2015）11月～	意見公募（パブリックコメント）の実施
平成27年（2015）12月	第4回湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会の開催
平成28年（2016）2月	湯浅町歴史的風致維持向上計画認定申請

第1章 湯浅町の歴史的風致形成の背景

第1章 湯浅町の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境

1) 立地特性

湯浅町は、紀伊半島の北西部、有田郡の西部に位置し、総面積は約 20.79 平方キロメートルであり、和歌山県内では、30 市町村中第 28 位の小面積となっている。また、町内を湯浅、青木、別所、山田、吉川、栖原、田の 7 つの大字区に分けている。

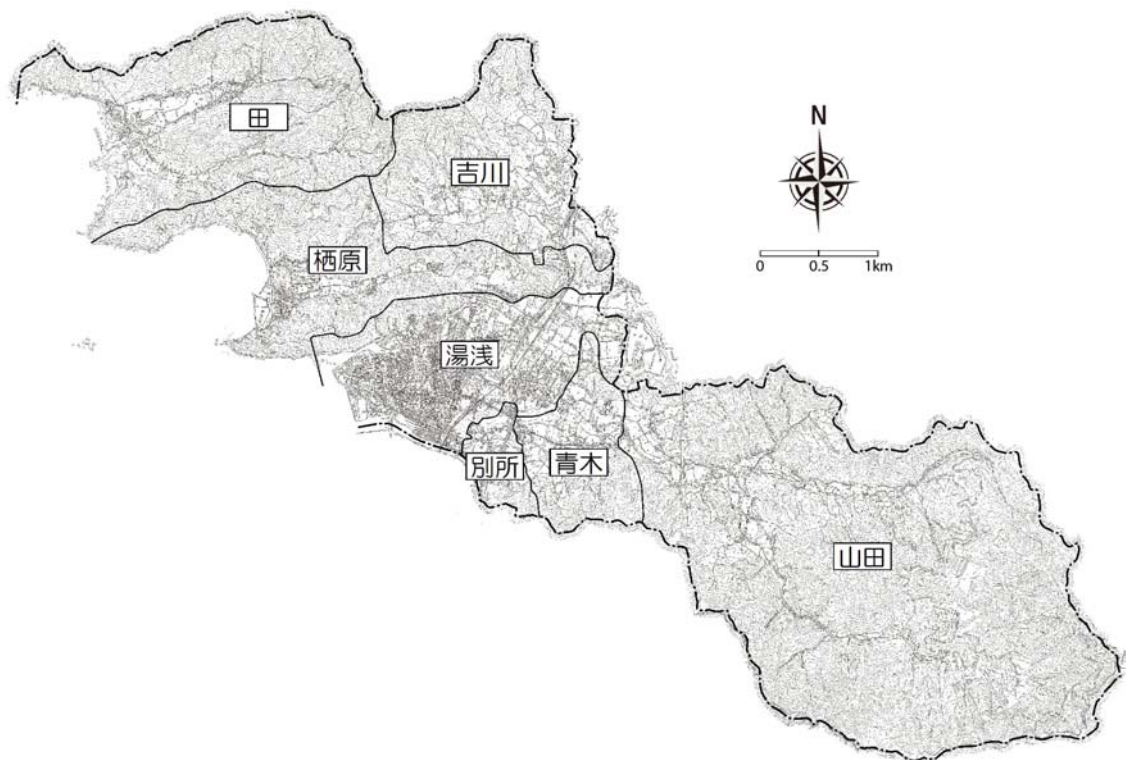
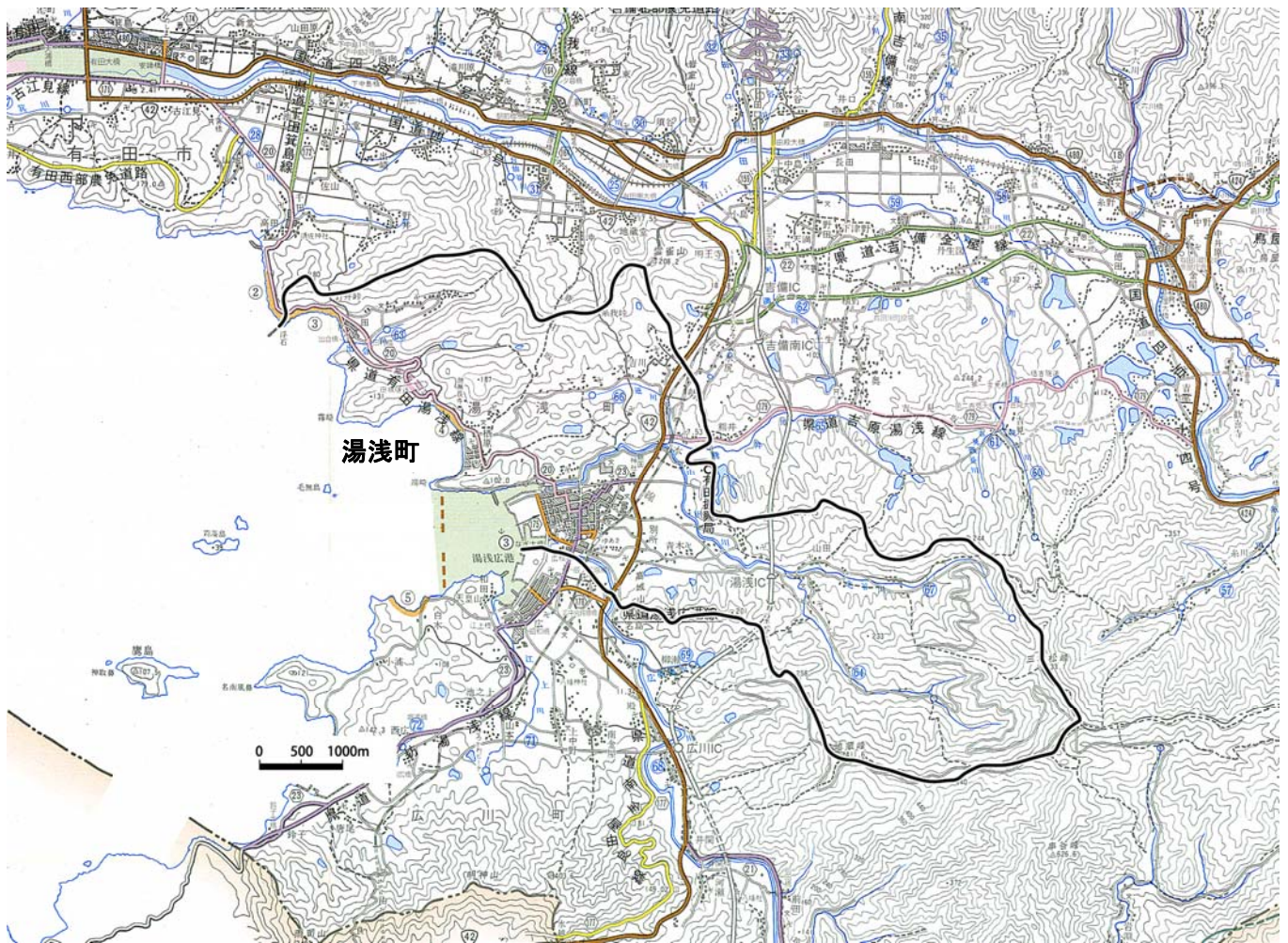
西は紀伊水道に面した湯浅湾に望み、北は中山丘陵により有田市と、東は白馬山脈により有田川町と、南は広川を隔て広川町と接している。

和歌山市からは約 20km のところに位置し、国道 42 号及び高速道路の広域交通網に接している。

■位置図



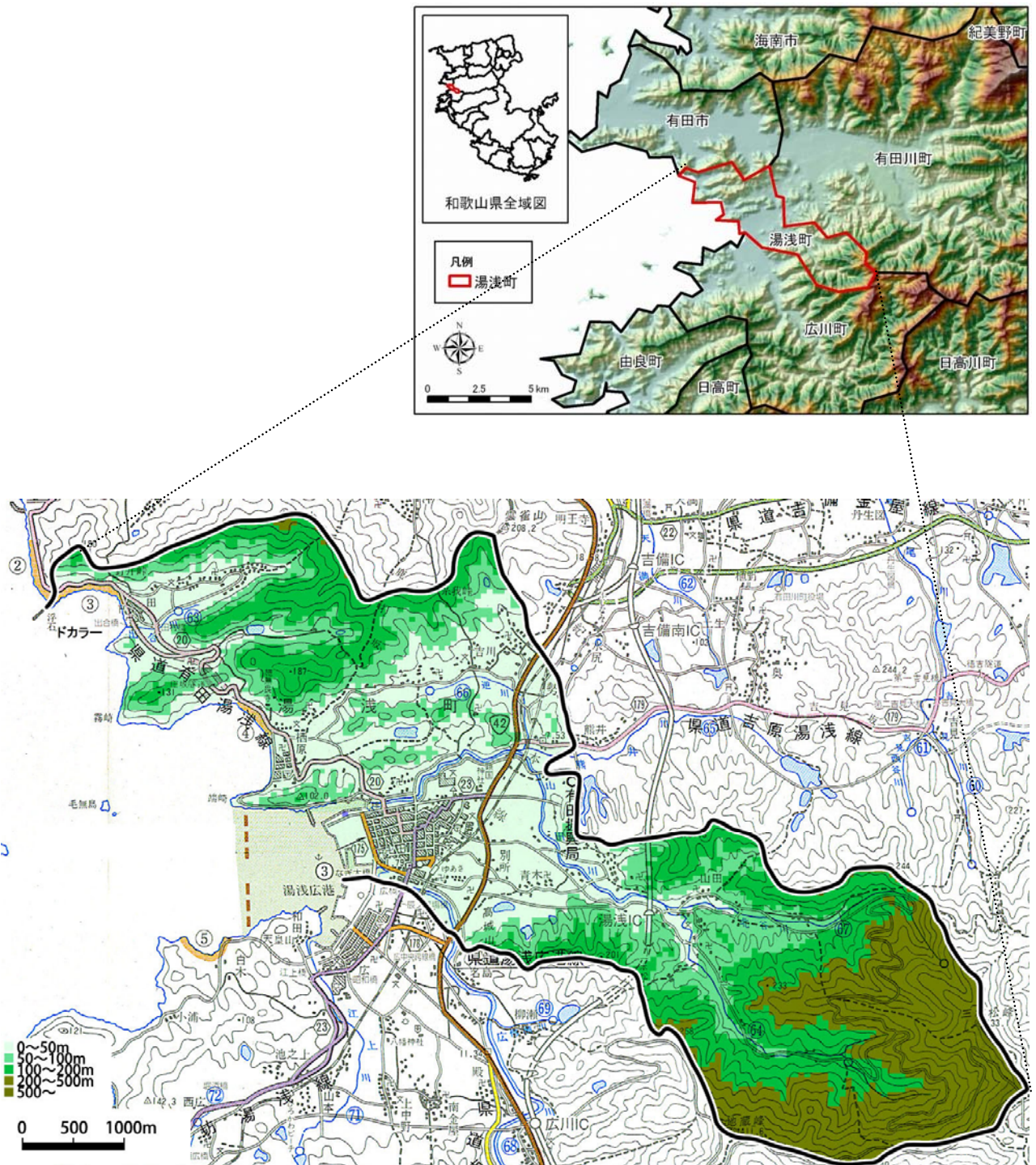
■湯浅町全体図



2)地勢

町域は、東西方向 6.5km、南北方向 3.5km に広がっており、中央部の山田川と南端を流れる広川及び湯浅湾に挟まれた地区が平野部となり、人口密集地区である市街地が形成されている。また、町の北部・東部の丘陵山岳部に大別され、丘陵部に農業地帯が広がっている。

■地勢図



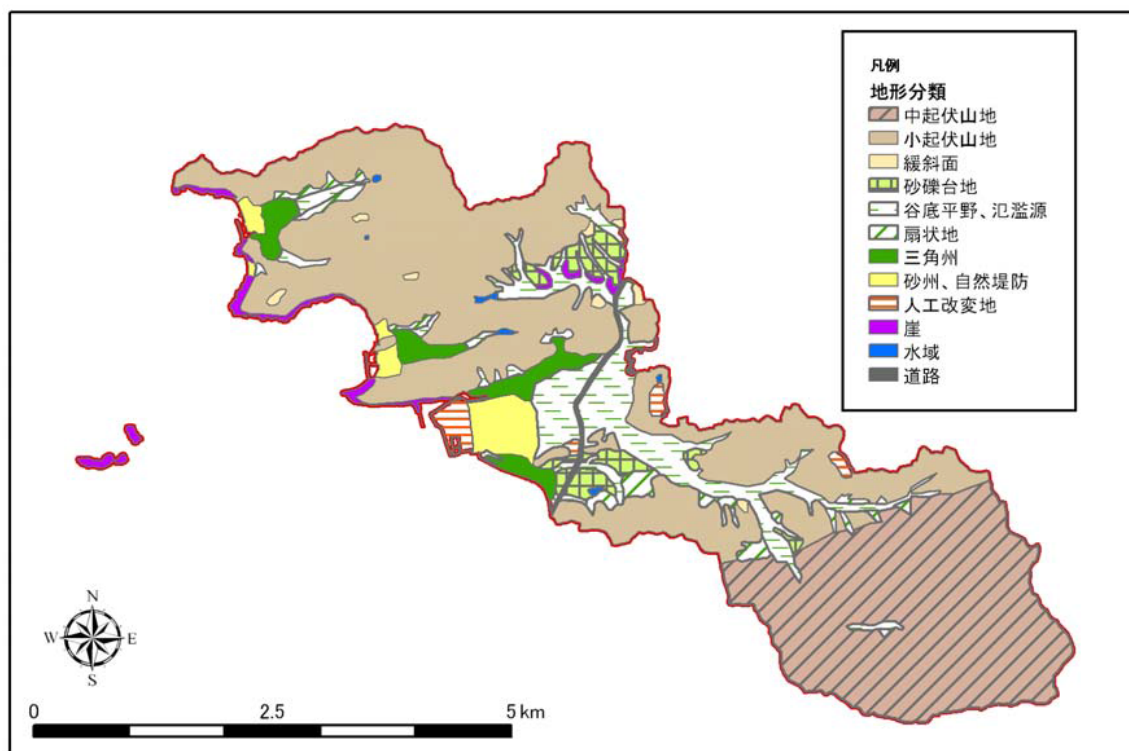
3)地形・地質

①地形

町の地形は、北部の小起伏山地と南部の発達した中起伏山地で構成される山地、丘陵地、台地、谷底平野、中部の河口部に発達した三角洲や砂州等で構成される低地部からなる。

そのほか、海岸線の大部分はがけ地であるが、湯浅湾入部は埋め立てによる人工改変がなされており、臨海市街地が発達している。

■地形概略図

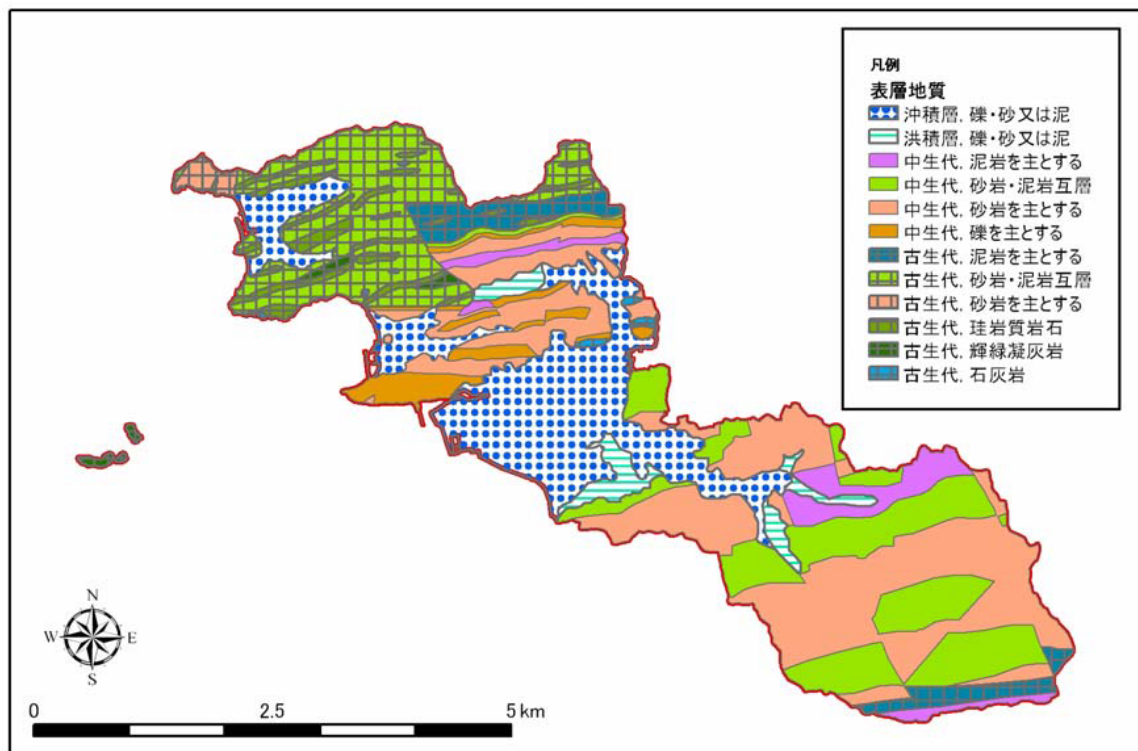


②地質

町の地質は、北部の古生層（2.5 億年前）の固結堆積物、中部の山田川による運搬作用によって形成された第四紀沖積層の未固結堆積物（1 万年前）及び南部の中生層（6,500 万年前）の固結堆積物に大きく分類できる。

中生層が北部の古生層の山地から断層で落ち込んだ形で分布しており、その西方海域が湾入部となっている。これは、中生層の堆積域が古生層に対し、相対的に沈降した結果であるといえる。

■地質概略図

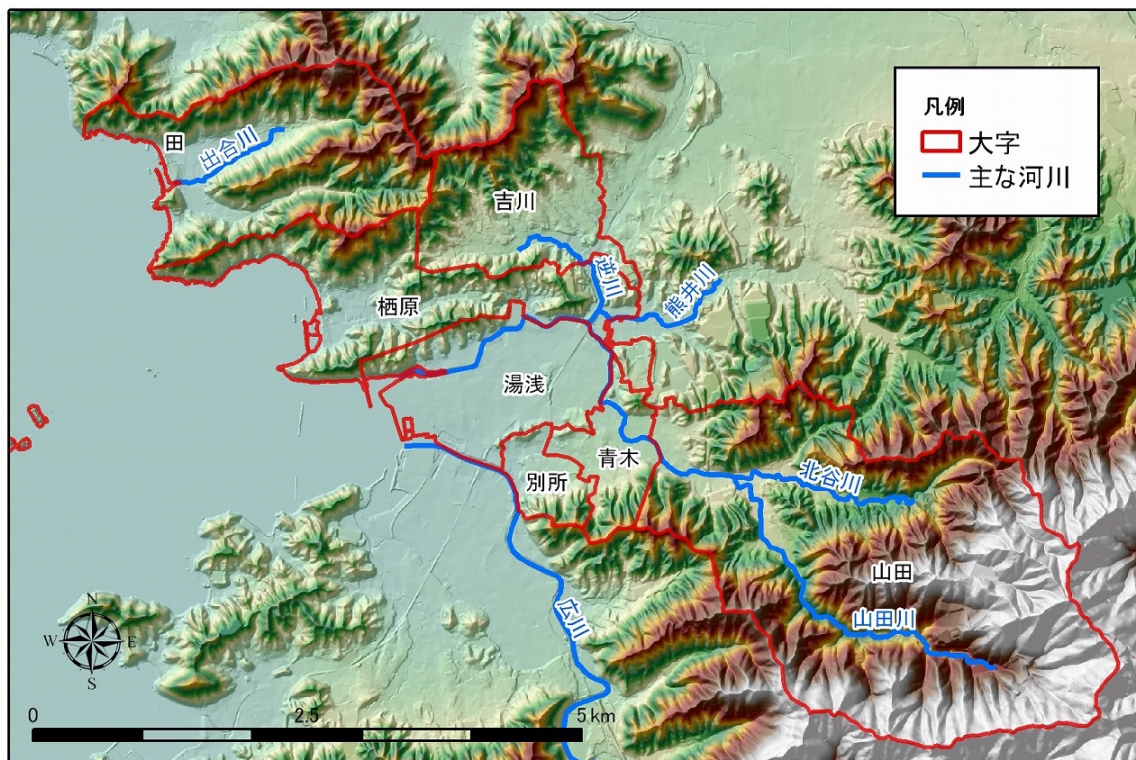


4)河川

町の河川は、北から出合川、山田川、熊井川、北谷川、広川といった二級河川が町域を横切るかたちで西流し、海に注いでいる。吉川地区を流れる準用河川^{さかがわ}の逆川のみが東の方角へと流れており、山田川に合流している。湯浅地区の市街地の大部分は山田川水系に属しており、町城南端を流れる広川はこの地域最長の河川である。

かつて、台風等の自然災害時には、これらの河川の氾濫等による浸水被害もみられた。現在では、下流河道の改修工事が進んでおり、近年では、氾濫等による浸水被害も少なくなっている、しかし、急激な都市化により、一時的な貯留可能であった水田・地道・森林等が減少している。そのため、台風等の集中豪雨時には、低平地部における局地的な浸水被害の発生傾向が年々高まりつつある。

■主な河川

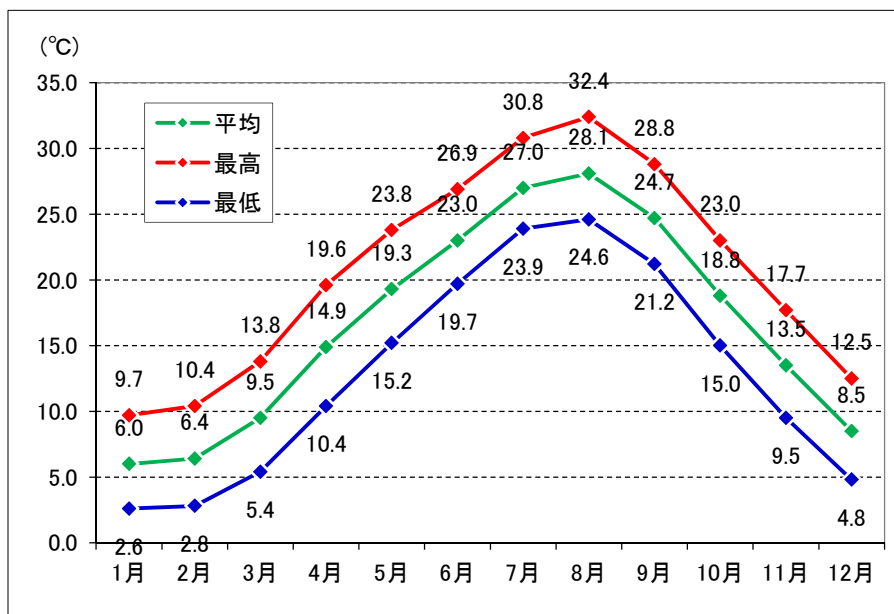


5) 気候

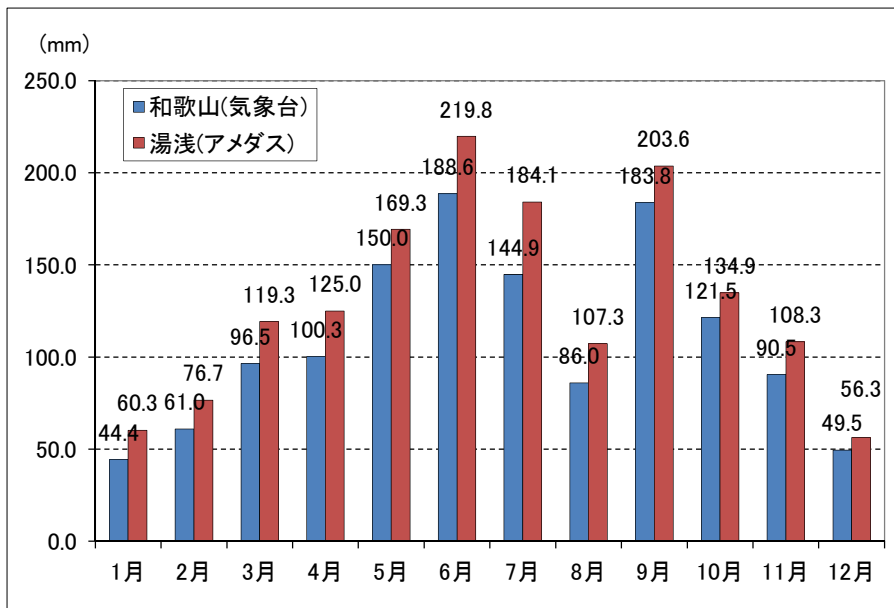
本町の気候は、瀬戸内気候区と南海気候区のほぼ中間に位置し、比較的温暖な気候である。和歌山地方気象台（和歌山市）及び湯浅地域雨量観測所（湯浅町）における昭和56年（1981）から平成22年（2010）の気候の概況を示す。ただし、湯浅地域雨量観測所は降水量のみの観測である。

昭和56年（1981）から平成22年（2010）の月別平均気温は、最低6.0℃（1月）～最高28.1℃（8月）である。降水量は6月の梅雨期に219.8mmと最も多く、次いで9月の台風期の203.6mmが続く、最も少ないのは、12月の56.3mmである。これら温暖湿潤な気候は、町の代表的な産物であるみかんやびわなど柑橘類の栽培に適したものである。

■ 気温



■ 降水量



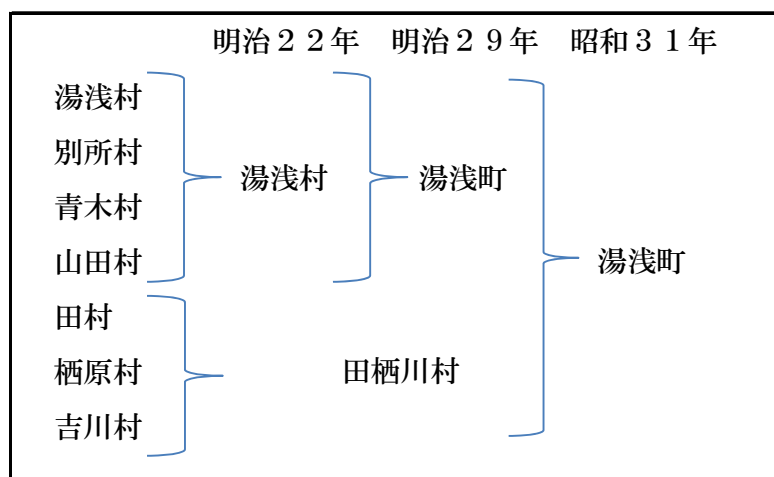
2.社会的環境

1)町の成立（沿革）

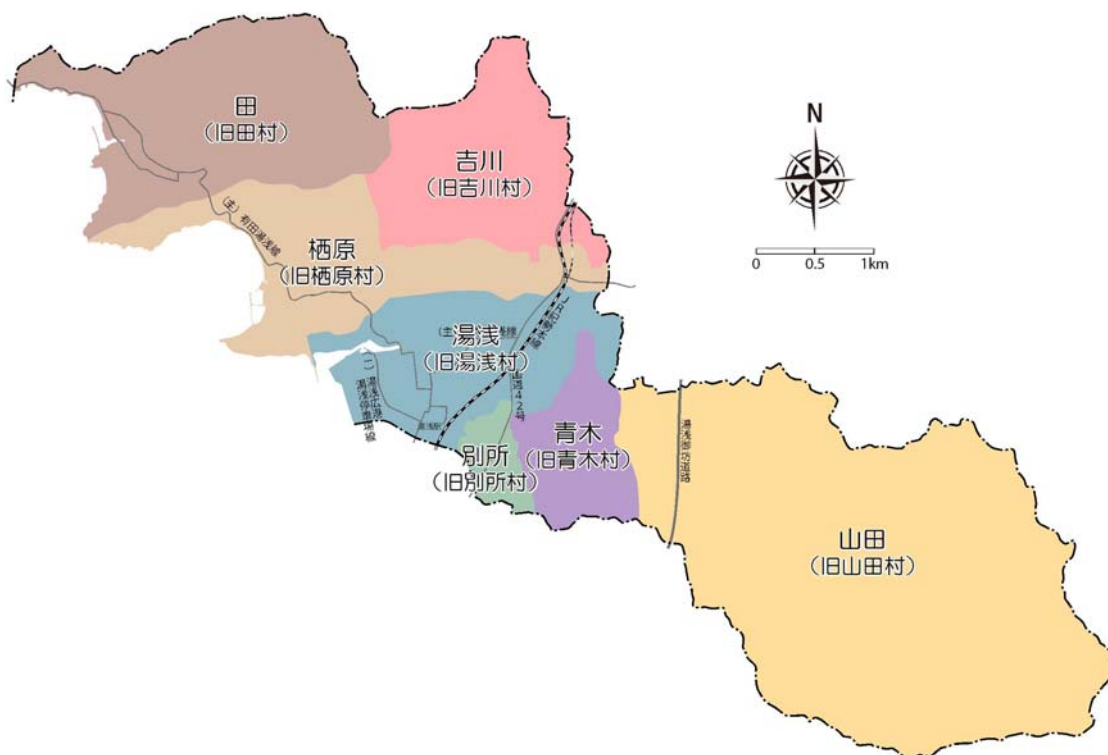
現在の湯浅町が成立したのは昭和 31 年（1956）である。

明治 22 年（1889）に市町村制が実施され、湯浅、別所、青木、山田の 4 ヲ村が合併し湯浅村となり、明治 29 年（1896）の町制施行により湯浅町となった。

昭和 31 年（1956）に田栖川村（旧田村・栖原村・吉川村）を加え、現在の行政区域の基礎が確立された。



■町の沿革



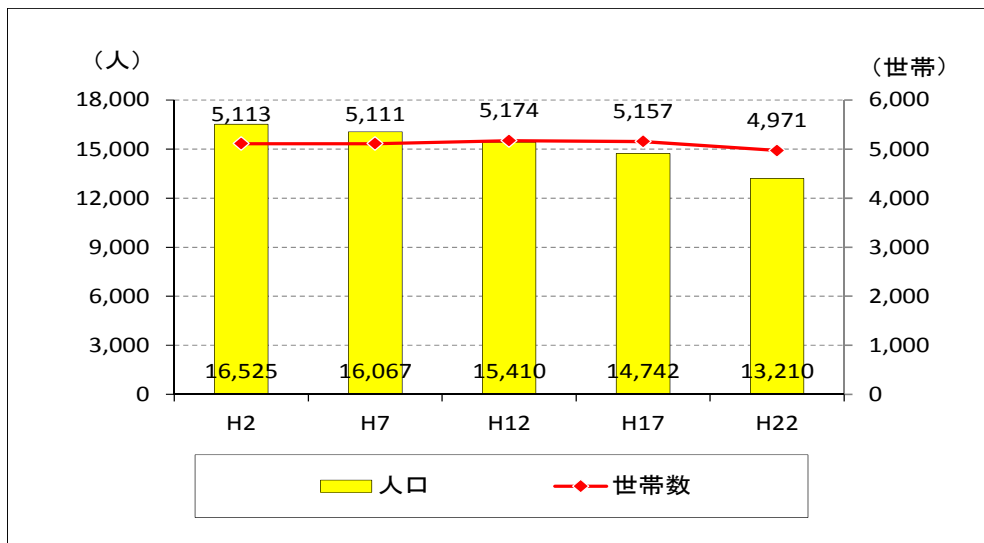
2)人口

①人口・世帯

湯浅町の人口は、近年、逡減傾向にあり、平成 22 年（2010）の人口（国勢調査）は、13,210 人となっているほか、居住人口の著しい減少により、平成 26 年（2014）4 月に国から過疎地域の指定を受けた。

世帯数は、平成 17 年（2005）までは、横ばいであったが、その後減少し、平成 22 年（2010）には 4,971 世帯となっている。

■人口・世帯の推移

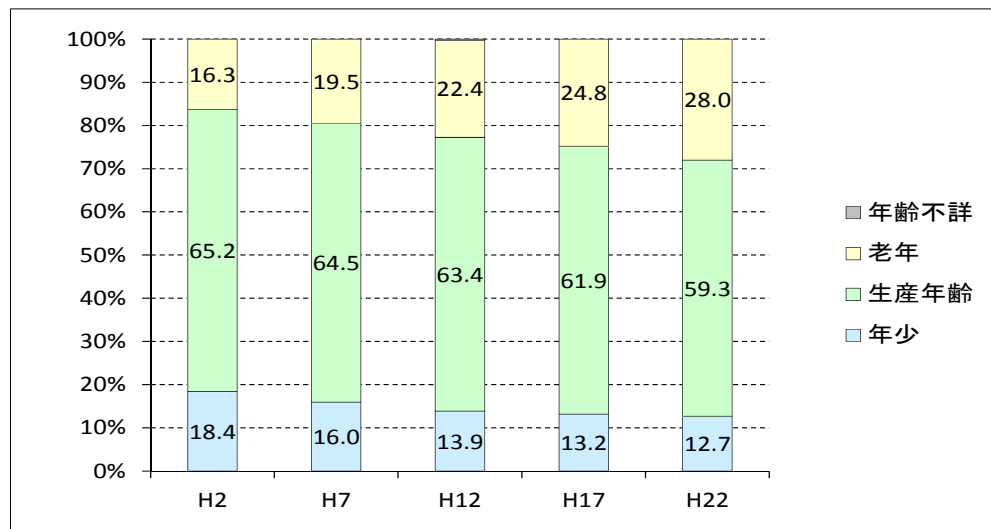


②年齢 3 階級別人口

湯浅町の年齢 3 階級別人口（平成 22 年（2010）国勢調査）をみると、老年人口の割合は 28.0%と、和歌山県平均の 27.0%を少し上回っている。

一方、年少人口の割合は 12.7%と、和歌山県平均の 12.8%とほぼ変わらない。

■年齢 3 階級別人口の推移



3)交通

本町の道路網は、山田地域を南北に縦断する湯浅御坊道路、国道 42 号、主要地方道有田湯浅線（きららときめきロード）及び主要地方道御坊湯浅線を基幹道路とし、一般県道湯浅広港湯浅停車場線、一般県道吉原湯浅線及び町道が接続して道路網を構成している。

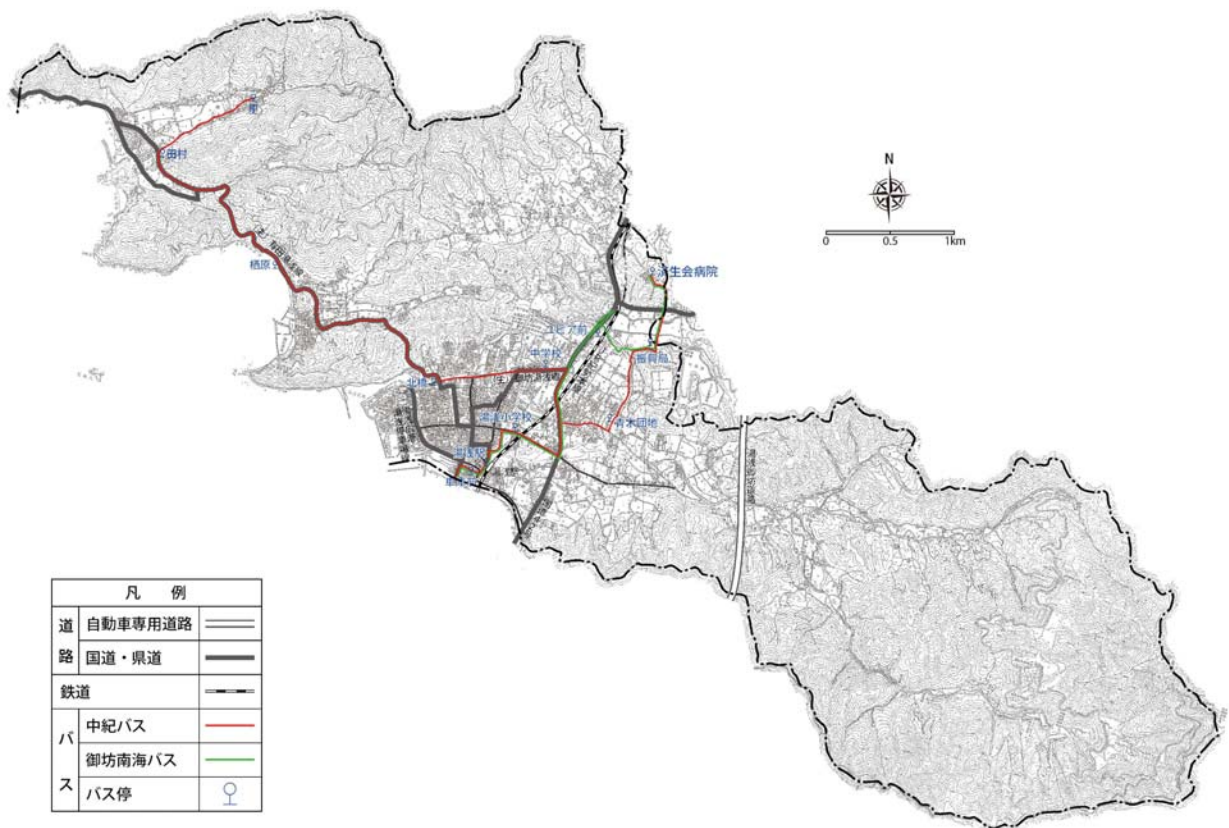
湯浅御坊道路の湯浅インターチェンジは京阪神・和歌山方面からの物流などの拠点であるが、必ずしもその効果を最大限に発揮していない。また、これまでに舗装などの道路改良は進められてきたが、全体的に道路幅員が狭く、子どもや高齢者などの通行に対する安全性が確保されているとは言い難い。

本町の公共交通機関としては、鉄道（JR 西日本㈱）及び路線バス（2 事業者）がある。

湯浅駅の乗降客数の推移は、徐々に減少している状況である。また、高齢者等のためのバリアフリー化推進及び観光客の利便性向上に向けエレベーターの設置やプラットフォームの段差解消などの駅舎改善及び駅周辺整備がなされていない。

路線バスについては、湯浅駅から田方面、済生会有田病院及び広川町方面に運行されているが、本数も少なく、3 路線とも日曜・祝日は運休している。

■交通網図



4) 土地利用

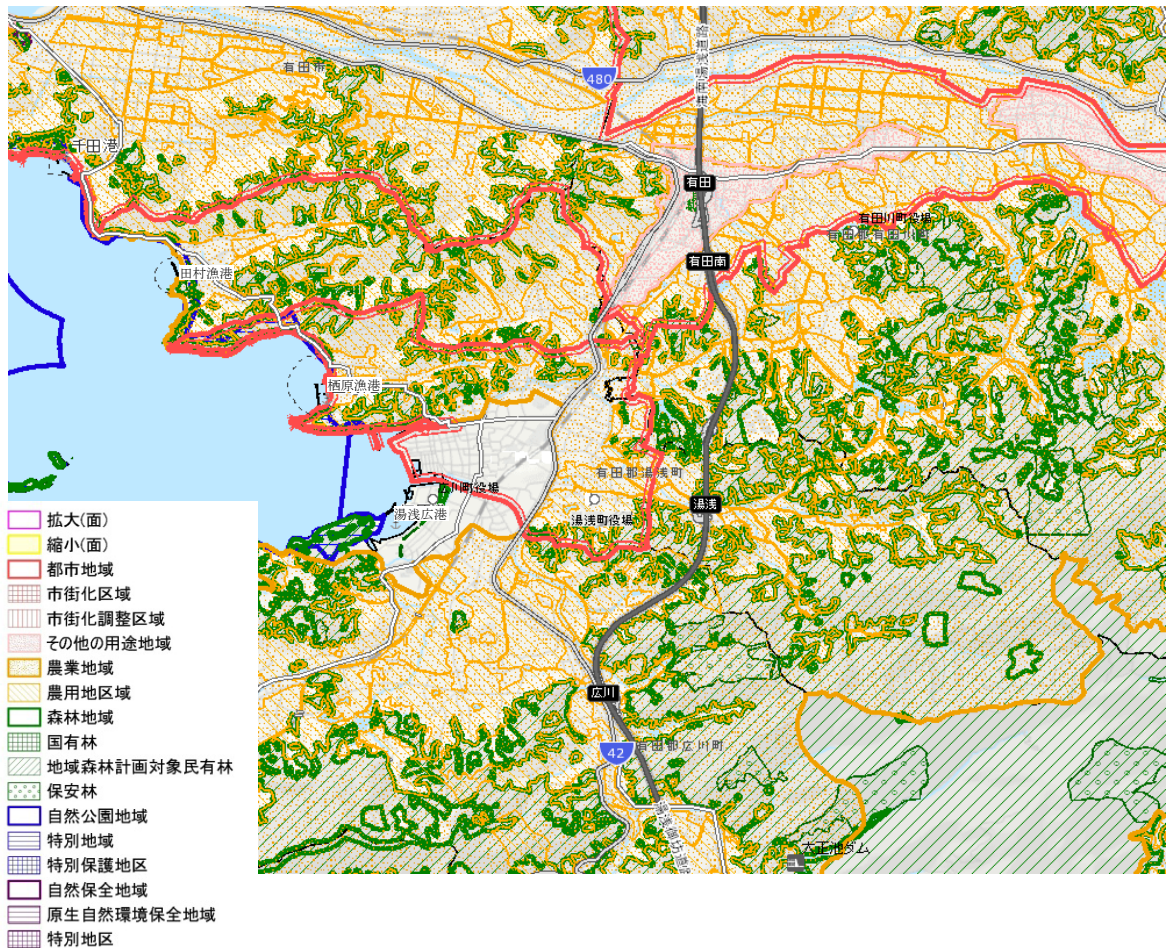
① 土地利用の現状

湯浅町の土地利用は、約7割が山地丘陵部で、平野部は3割程度となっている。南北に横断する国道42号、紀勢本線湯浅駅を中心とした平野部に市街地が形成されており、湯浅、別所、青木及び栖原地区に都市計画区域（638ha）が指定されている。

農地は周辺丘陵部、傾斜地に樹園地が開け、1,940haが農業振興地域に指定されている。

近年の土地利用転換の傾向としては、国道周辺、町東部インターチェンジ、東部山間地のレクリエーション施設など、周辺部の宅地開発が進んでいる。

■ 土地利用基本計画図



②土地利用の変遷

昭和40年代前半は、湯浅駅を中心に住宅地・商業地が集積していた。その他、栖原、田、吉川と町域内の低地部に住宅地が点在していたが、大部分を占めるのは樹林帯・田畑・果樹園等であった。主要幹線道路、高速道路、那耆大橋等も共用されておらず、集落間の往来を満たす程度で、広域的なネットワークという点では不十分であった。

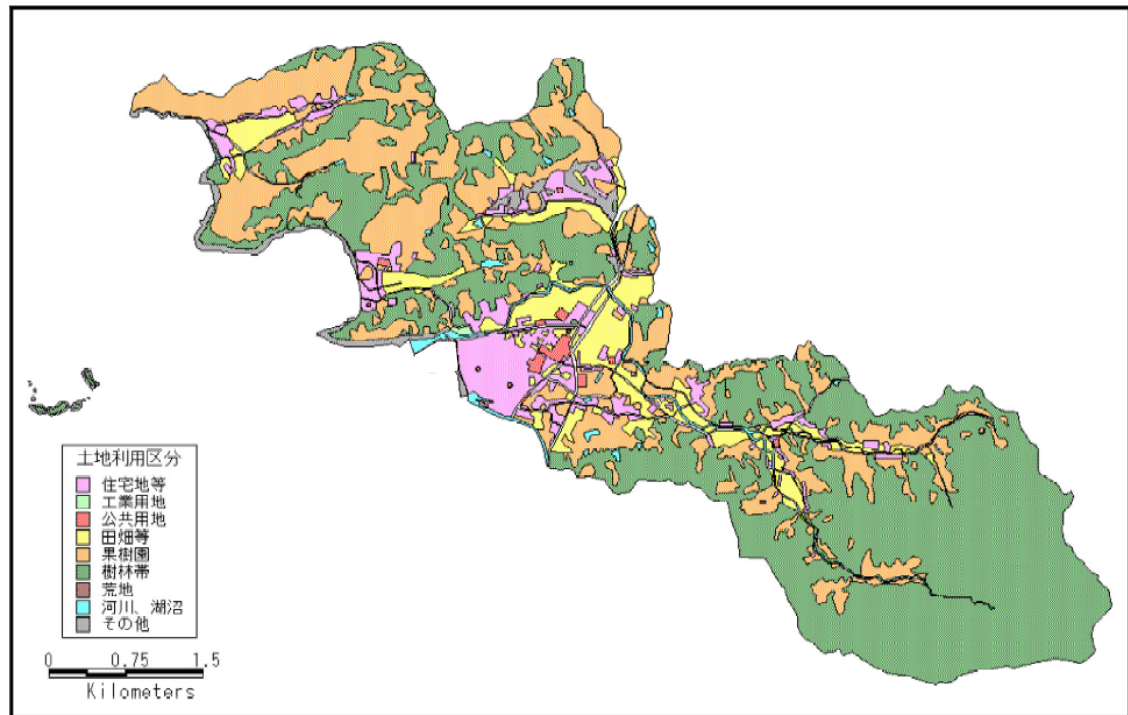
昭和40年代後半は、40年代前半に埋立てられた湯浅湾沿岸地域の市街化が進んだ。それ以外では、この期間で、田畑から果樹園、宅地への転換が行われている様子がみられ、田、吉川では果樹園が増加した。

昭和50年代から昭和60年代にかけて、町域の開発にはめざましいものがある。湯浅、栖原、吉川間をつなぐ幹線道路が共用され町域の住宅地、商業地の占める割合は現在の状況に近づき、町域の骨格がほぼ完成したといえる。そのほか、湯浅湾大規模埋め立てにより、臨海市街地の形成が行われた。海南湯浅道路の計画も進み、今後の市街地化、道路の拡幅等の整備に大きく寄与しているものと考えられる。農耕地は、水田が果樹園に変わった程度で面積の増減は確認されない。

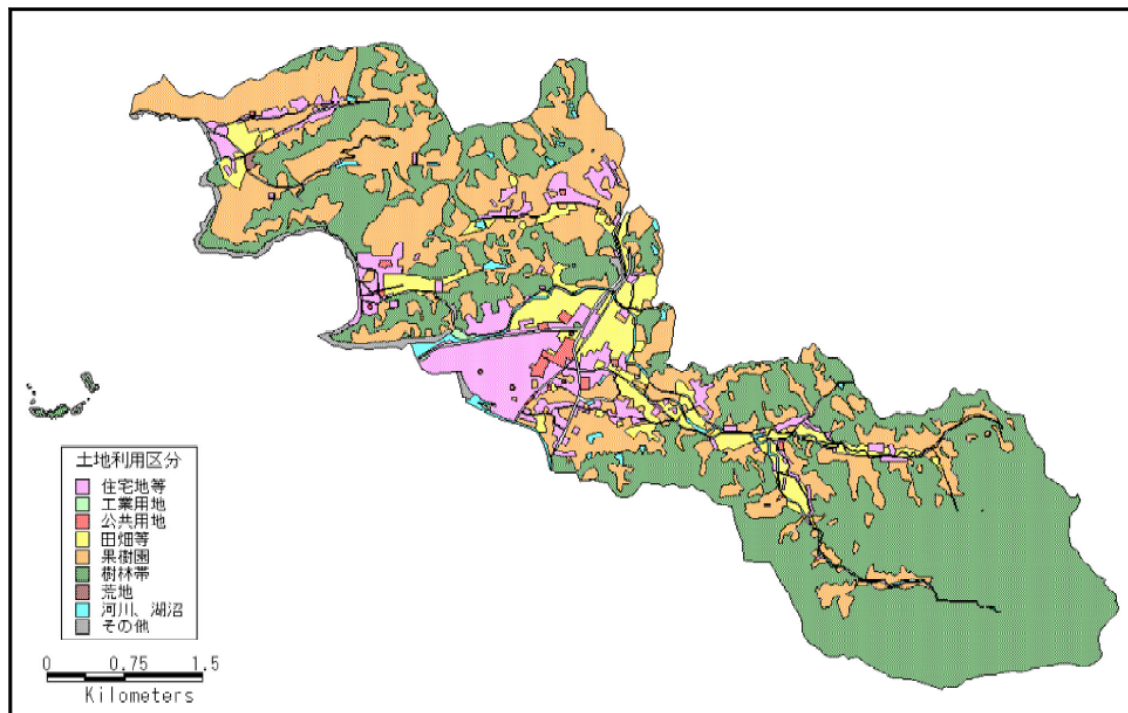
海南湯浅道路開通に伴い、国道42号との連絡道路、道路の拡幅等が行われた。そのほか、主要地方道有田湯浅線の付け替え道路、那耆大橋等が共用された。

公共施設関連では、有田総合庁舎、済生会有田病院が移転し、新しく建設された。昭和40年代前半から平成10年代までの土地利用の変遷をみると、湯浅駅を中心とする旧市街地からなる中心市街地から、その周辺に位置する地域で近年に宅地化が進んだ周辺市街地、さらに国道沿線地域への商業地の集積拡大状況が確認できる。

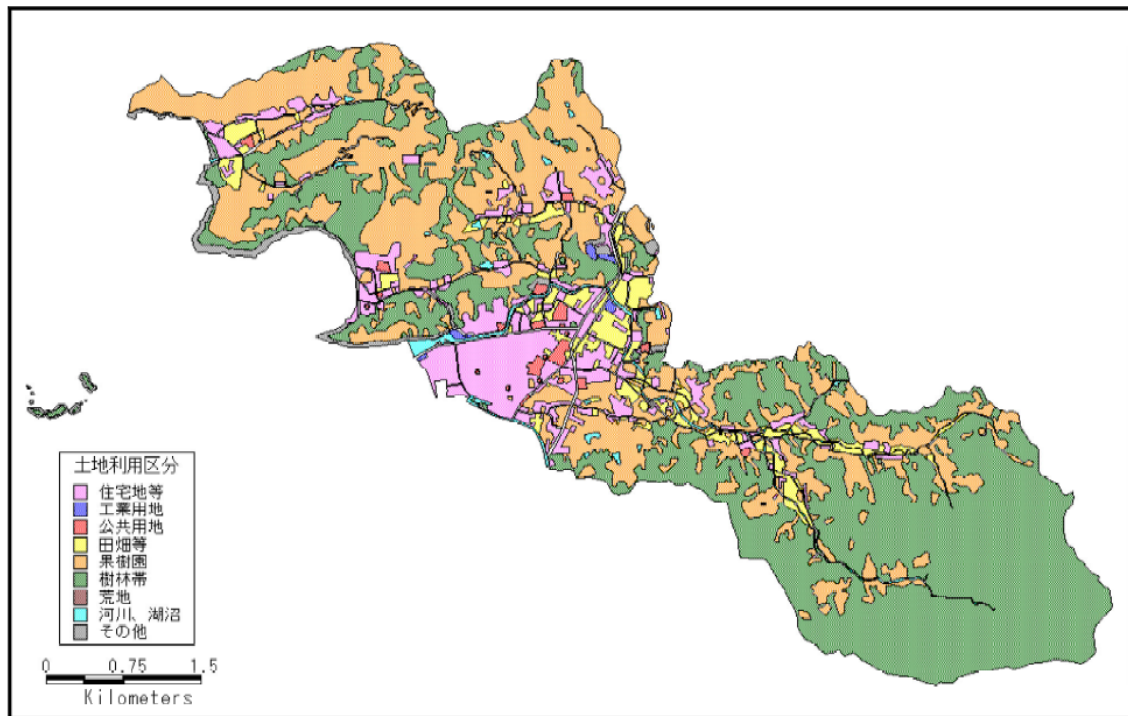
■昭和 40 年代前半（昭和 41 年調査）



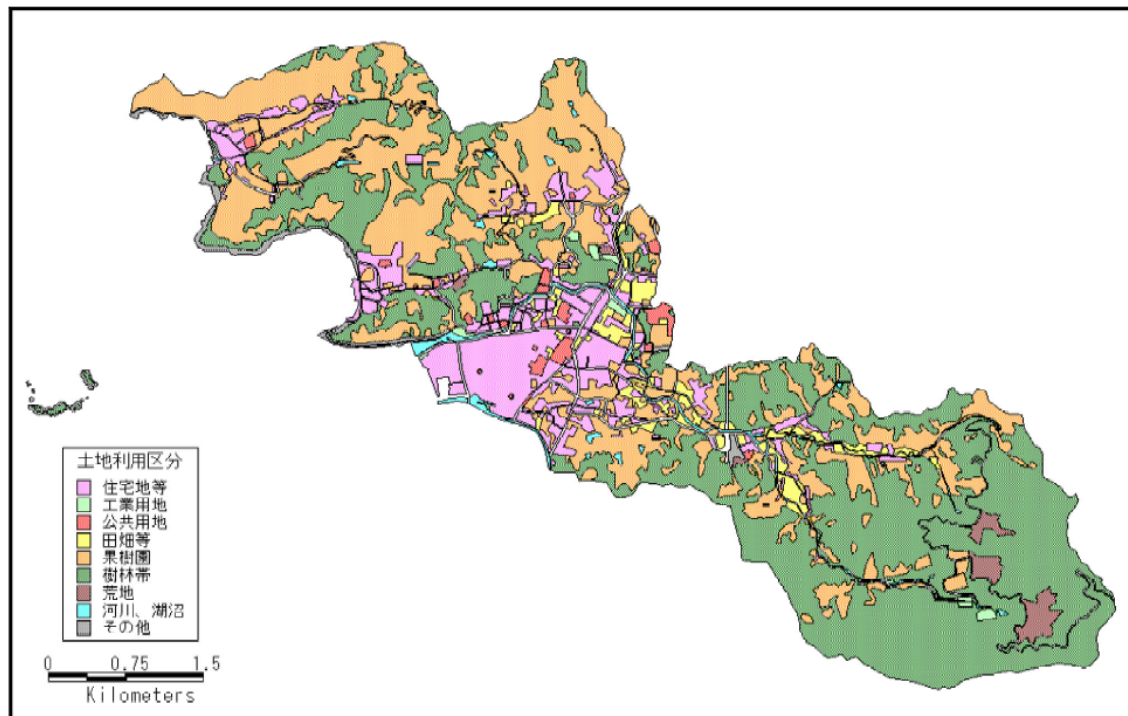
■昭和 40 年代後半（昭和 49 年調査）



■昭和 60 年代（昭和 60 年調査）



■平成 10 年代（平成 12 年調査）



5)産業

①産業別就業人口

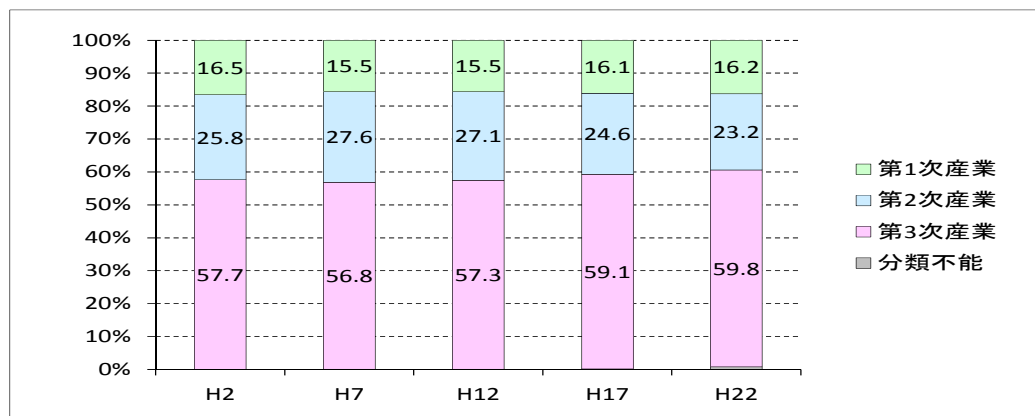
近年の就業人口は減少傾向であり、平成22年（2010）に6,204人となっている。産業別にみると、第3次産業の比率が最も高く59.8%、第2次産業は23.2%、第1次産業は16.2%となっている。

■産業別就業人口の推移

区 分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	合 計
平成 2 年	1,208	1,883	4,213	1	7,305
平成 7 年	1,155	2,057	4,233	5	7,450
平成 12 年	1,086	1,904	4,028	7	7,025
平成 17 年	1,100	1,687	4,045	14	6,846
平成 22 年	1,005	1,438	3,711	50	6,204

〔単位:人〕

■産業別就業人口割合の推移



資料:国勢調査

②農業・漁業

本町の農業は、みかんを中心とした果樹栽培が主体となっており、大きな特徴となっている。三宝柑は、全国生産9割を誇る和歌山県全体における生産量の約2/3を占めている。また、温州みかんの「有田みかん」の生産も盛んである。しかし、農業就業者に占める65歳以上の割合が昭和60年代と比べ2倍余りに拡大するなど高齢化が進み、農業後継者が十分に確保されていない状況にある。土地利用の点でみると、耕地面積の約95%をみかんやびわなど柑橘類の栽培を行う果樹園が占め、農業粗生産額は大半が果樹によるものとなっている。

漁業は、紀伊水道の入り口に位置する湯浅湾を古くからの好漁場として、アジ・サバ等の沿岸漁業が盛んであり、特にシラスは県内トップの年間平均約800トンが水揚げされ、釜揚げシラスなどに加工されている。しかし、乱獲などにより水産資源が減少するとともに、従事者の高齢化や後継者不足、水産物の価格低迷などで非常に厳しい経営状況となっている。

■経営耕地別面積の推移

区 分	田	樹園地	畑	合 計
平成 2 年	39	557	11	607
平成 7 年	35	553	8	596
平成 12 年	23	536	4	563
平成 17 年	21	553	4	578
平成 22 年	19	556	6	581

〔単位:ha〕

③商業・工業

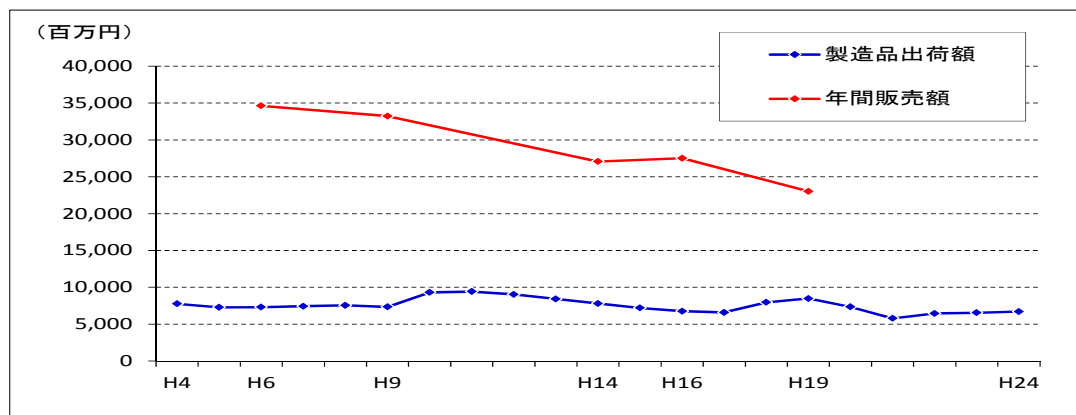
本町は、醤油や金山寺味噌、新鮮な魚介類などの卸・小売を商う有田郡の中心的商都として古くから繁栄しており、製造業の中では、地場産業である醤油、金山寺味噌及び漁獲量県下一を誇るシラスや干物の加工業が盛んである。

近年、中心商業地では、長引く不況や大型小売店の進出といった外的要因に加え、店舗の老朽化、経営者の高齢化と後継者不足等の内的要因、さらには消費者ニーズの多様化や消費行動の変化により衰退が進んでいる。

工業では、製造品出荷額（工業統計調査）の推移をみると、7,000～9,000 百万円で推移しており、平成 24 年（2012）には 6,708 百万円となっている。

商業では、年間販売額（商業統計調査）の推移をみると、減少傾向が続いており、平成 19 年（2007）には 23,020 百万円まで減少した。

■年間販売額及び製造品出荷額の推移



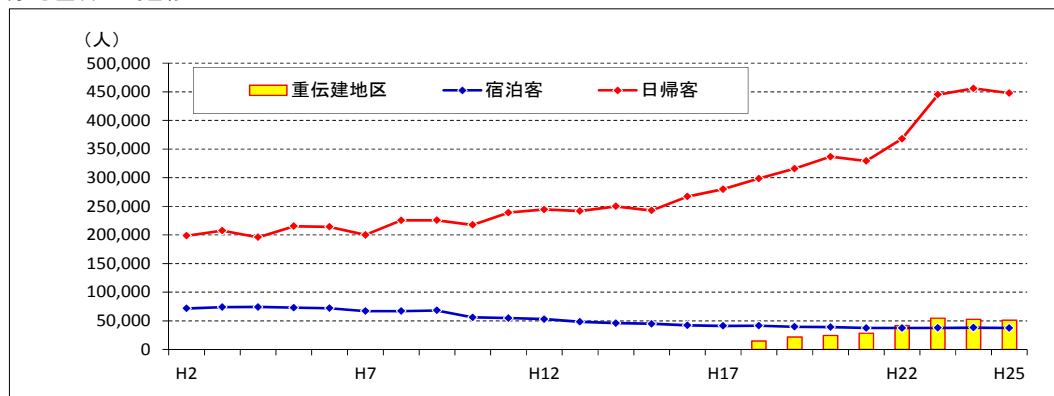
※商業統計調査は平成 19 年が現時点の最新版

④観光

本町は、西有田県立自然公園に指定された景観の優れた海岸、有田みかんの段々畑などの豊かな自然と金山寺味噌、三宝柑、シラスや干物などの特産物、平成 18 年（2006）に、全国初の醤油の醸造街として重要伝統的建造物群保存地区に選定された歴史的な町並みといった豊富な観光資源を有しており、自然と歴史に彩られた町を訪れる観光客数は年々増加してきている。

観光客数（和歌山県観光客動態調査）の推移をみると、宿泊客数は減少し日帰客が増加傾向にある。平成 25 年（2013）では、宿泊客は約 3.7 万人、日帰客は約 44.8 万人となっている。重要伝統的建造物群保存地区の観光客数は、平成 19 年（2007）以降、2 万人を超え、平成 23 年（2011）以降は 5 万人を超えて、推移している。

■観光客数の推移



3. 歴史的環境

1) 先史時代～古墳時代

先史時代から古墳時代頃の湯浅は、今よりも海岸線が山手の方まで入り込み海が広がっていた。青木や山田といった現在の内陸部にあたる地域の遺跡から弥生土器が出土しており、少なくとも弥生時代にはこの辺りですでに人々が生活していたと考えられる。

この時代における湯浅の遺跡で、注目すべきは天神山古墳跡である。場所は湯浅市街地の東郊、現在国道 42 号と山田方面に向かう町道との交差点の北側で、昭和 35 年（1960）頃までは、お椀を伏せたような円い丘が存在し、江戸時代までは別所村の鎮守として天神社が祀られていた。明治中期の神社合祀後は、丘上に忠魂碑が建立され、周辺は公園として、町の人々の憩いの場所となった。しかし、昭和 35 年（1960）忠魂碑は顯國神社境内に移転、また丘の土が採取され、宅地に転用された。



昭和 2 年頃の忠魂碑

この失われた円い丘から、明治 35 年（1902）3 月、天神社の神屋修理のため、神殿後方の土を採取したところ、偶然石棺の一部が発見され、古墳であることが実証された。この石棺の蓋石は緑泥片岩で、掘り出された後、昭和初期まで別所の溝渠の石橋として使用されていた。現在は湯浅町教育委員会で保管されている。

この古墳は、5 世紀後半から 6 世紀前半に築造されたものと考えられ、古墳の周辺には石棺を中心にして、3 重に埴輪が埋められていた。それは円筒埴輪・形象埴輪（家形・太刀型・人物型）であったが、ほとんどこれらは破片状となって出土した。その種類と数量は、県下で他に例をみない程多かったといわれる。明治 30 年代には高さ 15 センチメートル、腹径 17 センチメートル、色彩は灰色で質は堅緻の須恵器が出土し、東京国立博物館に保管されている。その他、勾玉・金環・管玉なども多数出土したといわれるが、その所在は不明である。



出土した石棺

和歌山県の考古学の権威といわれた故 巽 三郎氏は、「天神山古墳は南北の径約 100 メートル、高さ 30 メートル、3 段築成で小高い山を人工的に形態を整えた大円墳で、中部紀州においては最大古墳であろう」と述べている。昔は周囲に堀が巡らされ、江戸時代までは、その内に足を踏み入れることが出来なかったと伝えられる。昭和 35 年頃までは、この小丘の東と南に「めがね池」という 2 つの池が存在していた。現在別所の「ふれあいプラザ」と県営住宅の周辺である。このような規模と湯浅湾を一望する高台という場所から考え、墳丘には当時この地方に君臨する有力な豪族が葬られていたものと考えられ、6 世紀前後には、既にこの近辺で人々が定住し、ムラと言えるコミュニティが形成されていたことを裏付けるものである。

2) 飛鳥・奈良時代

飛鳥・奈良時代には、現在の湯浅の市街地の大部分は入江や潟で、歩行も困難な状態であったと考えられている。そのため大和の都と南紀方面との往還などの途中には海路も利用された。この古代の道は、現代では地形も変わり確認するものは容易ではないが、海南市藤白峠より加茂谷に下り、さらに蕪坂を越えて有田市宮原に出て、有田川を渡って糸我より鹿打坂を経て栖原海岸に到着する。

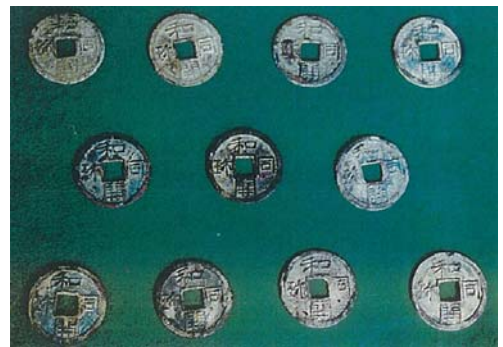
鹿打坂の道は、斉明天皇・中大兄皇子それに有間皇子、さらには持統天皇・文武両帝が牟婁の湯（白浜温泉）に行かれた際、往還に利用された道である。時代的には、斉明天皇と中大兄皇子の親子は西暦 658 年で、この年の 11 月、有間皇子は謀反の疑いで、湯治中の天皇と中大兄皇子に牟婁の湯まで呼び出され、帰り藤白（海南市藤白）で絞首されている。享年 19 歳であった。飛鳥時代の宮廷の皇位継承で骨肉相食む葛藤や権力闘争、そこから起こる悲劇を秘めた古道でもある。持統天皇は 690 年と大宝元年（701）の 2 度、牟婁の湯に行幸されており、この旅の様子を詠んだ歌が『万葉集』に選出され、当時の湯浅付近の様子を偲ぶことができる。



栖原より見た鹿打坂

紀の国の むかし獵夫の 鳴り矢もち 鹿とりなびけし 坂の上にぞある

この歌は「ここはその昔、紀の国の獵師が、鎗矢をもって鹿を捕えたという。その坂の上に、今私は立っている」という内容で、持統・文武天皇の旅の従者が土地に残る武勇伝を詠んだもので、坂の上とは鹿打坂のことと想像され、何か「鹿打坂」の名の由来も偲ばれる。鹿打坂の峠には江戸時代の「役行者」の石仏が祀られている。昭和初期までこの道は栖原と糸我や宮原を結ぶ生活道路として利用されたのである。峠から東光山の中腹を縫うように、ゆるやかな起伏の道が続く。昭和 20 年頃、その路傍より奈良時代の通貨「和同開珎」11 個が発掘されている。古道の証のような出土である。



鹿打坂で出土した和同開珎（個人蔵）

「和同開珎」は、和銅元年（708）に造幣された貨幣で、当時の都では流通していたが、地方では未だ使用されておらず、都人が旅の安全を祈願して埋蔵したものと考察している。1 枚 1 枚が貝殻に入れられていたため、保存状態が誠に良好で、飛鳥・奈良時代を偲ばす貴重な貨幣でもある。

鹿打坂は、やがて栖原に降って海岸に出る。現代の栖原の浜、当時は白上山（白神山）の麓の海岸を「白神の磯」と呼称した。そしてこの海辺より船に乗って人々は由良に向かった。

由良の崎 潮干にけらし 白神の磯の浦廻を あへて漕ぐなり

「由良の崎は干潮であろうか、それでも白神磯をあえて船出し、力いっぱい漕いでゆく」と詠う。これは大宝元年（701）持統・文武両帝の行幸に供をした者の歌で、万葉集に収められている。盆地に住む都人にとって、海は憧れであり、そこに漕ぎだす喜びは一人、こ

の歌にも躍動感がみなぎっている。大宝元年（701）の行幸に際し『続日本紀』によると、持統・文武両帝は「水行」に備えて 38 艘の船を用意させたとある。当時、湯浅湾にこれだけの船を浮かべて航行した姿を想うと、誠に圧巻であり、土地の人々は驚嘆したに違いない。



白上山より湯浅湾を望む

栖原を出港した船上より望むリアス式沈降海岸は、万葉人にとって心に灼き

つく別天地の光景であったと想像する。栖原の浦を出発すると船めぐりには毛無・刈藻と岩礁のような小さな島々が近づいては遠ざかり、陸地に湾入した奥には湯浅・広・白木の白砂青松が望め、やがて小富士といわれる大葉山が海に影を映し、樹林に覆われた鷹島・黒島が視界に入る。さらに海辺には西広・唐尾・衣奈の苦屋が遠望でき、沖には黒潮の流れが太陽に映える。湯浅湾を航行する古代の都人の歓喜が伝わってくるような景色である。

3) 平安・鎌倉時代

湯浅の地名は、平安時代の『和名抄』に在（有）田郡五郷の中に「温笠」の古名があり、これが「ゆあさ」に転訛したものと考えられている。天仁2年（1109）の藤原宗忠の旅日記の中に「登ル保津々坂、次ニ由和佐、里ヲ過ギル」とあり、鳥羽上皇の熊野詣の久安3年（1147）の記録に「由笠御宿」とあるが、翌年の記録には同地が「湯浅御宿」となっており、次第に「温笠・由笠」から「湯浅」に移行していくのが判る。

平安時代中期以降、荘園の発達につれ、現地において荘務をさばき、貢納を運上する有力者が各地に現れてくるが、有田地方では土地名を姓とした「湯浅氏」が勃興してくる。平安時代末期に湯浅宗重は湯浅城を築城して本拠地の守りを固め、その勢力を広く紀北地方にまで伸ばしていった。朝廷・貴族の熊野三山（熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社）に対する信仰が厚くなり、熊野往還の交通の要衝、物資流通の拠点として湯浅が重要視されると、紀伊に入ってから田辺までの警備を湯浅氏が引き受けた。湯浅氏は平家から重んぜられ、後に鎌倉幕府の有力な御家人となった。京都の治安維持を担ったため京都との交流が多く、京の文化や言葉が湯浅付近に定着するようになったといわれる。別所の勝楽寺に継承されている重要文化財の仏像群は、京の影響を受けた湯浅に高い水準の文化が花開いていたことを証明している。



湯浅城跡



勝楽寺の仏像群

飛鳥・奈良時代には湿地帯や入江の多かった湯浅付近は、10世紀頃より陸地の隆起や広川・山田川の

堆積作用、それに海岸寄りの一部は西北の卓越風と波浪によって押し寄せられた砂礫で砂浜や平地となり、通行が容易となる。有田市糸我の沖集落から鹿打峠の東に位置する糸我峠を越えて吉川に降り、方津戸峠を南進して湯浅に入り、そこからさらに鹿ヶ瀬峠を越えて日高へと向かう道が利用されるようになった。熊野参詣において「紀伊路」と呼ばれる経路である。藤原定家の日記『名月記』の建仁元年（1201）『熊野御幸記』などには糸我峠、方津戸峠のほか、熊野九十九王子に数えられる逆川王子と久米崎王子の二つの王子社の名が見え、一行が滞在する行在所が湯浅に置かれている。現在の深専寺辺りや、御茶殿と呼ばれる場所に設けられたと考えられている。他にも熊野古道には夜泣松、道六路など逸話や伝承が残る場所がある。



法燈国師像

また、鎌倉時代には、建長元年（1249）に禅僧覚心（法燈国師）が宋に渡り、帰国後、修行の傍ら習得した径山寺味噌の製法を人々に伝授した。これが金山寺味噌の始まりで、湯浅で盛んに作られるようになる。この金山寺味噌の製造過程において溜まった液汁を改良して誕生したのが今日の醤油であるといわれている。

4) 室町・安土桃山時代

約150年続いた鎌倉幕府も元寇の国難を経て衰退、遂には滅亡し、南北朝の抗争の時代へと入る。それと共に湯浅党武士団の統制力も弱体化し、遂に文安4年（1447）、後村上天皇の皇孫、義有王を奉じた湯浅掃部助らが湯浅城で戦死。辛うじて九死に一生を得た者達は全国各地に四散し、300年余り続いた湯浅氏による支配が終わる。

湯浅氏滅亡前より、足利幕府により紀州の管領を命ぜられていた畠山氏は高城山に高城城（広城）を築城。ところが、大永2年（1522）下剋上によって畠山尚順が急襲され、日高の湯川直光によって高城城は落城する。その後、畠山氏の家臣であった白樫氏が満願寺山に白樫城を築いて湯浅を統治した。白樫氏は天正12年（1584）羽柴（豊臣）秀吉の起請文を得て秀吉に内応し、天正13年（1585）紀州南征の折、その勲功に秀吉から五千石の知行が与えられ、以来白樫氏は豊臣氏に仕えた。元和元年（1615）大坂城が落城し豊臣氏滅亡とともに白樫氏も絶えた。



白樫左衛門尉像

朝廷の熊野御幸は、弘安4年（1281）の龜山上皇の参詣で終わるが、その後は武士や庶民の参詣が多くなる。室町時代中頃より、熊野三山へは「蟻の熊野詣」と例えられる程、多くの民衆が挙って参詣するようになる。なかでも女性の参詣者が増える。当時、女性の地位が低く、女性禁制のところさえあった時代に注目すべきことである。熊野三山は男女の分け隔てなく、信仰のある全ての者に救いの手を差し伸べた証しであり、そのため熊野信仰は各階層にまで浸透していった。もともと地理的な条件に恵まれていた湯浅は、次第に陸路・海路の交通の要衝として宿場町的な発展を遂げていく。室町時代後半頃には、海岸線の退行などで陸地が西へ広がると参詣道も西へと移り、そこで町場が発達した。天正年間（1573～1593）には海辺に町場が切り開かれ、寺院も多く建立されて中町や濱町など市街地が拡大していっ

た。

慶長5年(1600)、紀州には浅野幸長^{よしのなが}が入国し、領内の田畑の検地を実施する。検地帳には「湯浅庄町」と記され、町場として成立していたことがわかる。また、慶長6年(1601)には、深専寺の第8世住職有伝^{うでん}上人により湯浅の南を流れる広川の流路が改修されて北寄りに変更されるとともに、その河口に現在の弁財天堀が築造され、別所の弁天山より弁財天神社が勧請されている。

産業の方でも漁業や醤油の醸造が盛んとなり、江戸時代に開花する礎が出来た時代である。

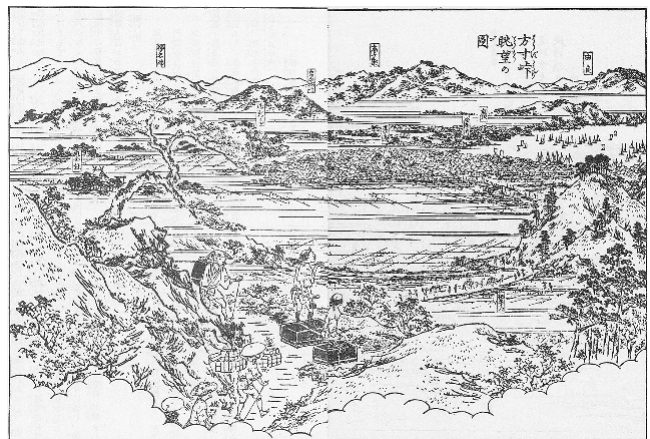


弁財天堀（左）と広川（右）

5)江戸時代

元和5年(1619)、徳川家康の第十子、徳川頼宣^{よりのぶ}が紀州徳川初代藩主となる。政治組織の改革が行われ、郡には郡奉行、御代官を置いて地方の行政に当らせ、その配下に大庄屋、杖突、庄屋、肝煎^{きもいり}などがあって各組各村の行政事務を処理させた。従来の荘制を廃止して組制とし、一組の行政区域は数荘を併せてその規模を大きくした。湯浅組は、もと湯浅荘の湯浅、別所、青木、山田、吉川、栖原、田と、もと広荘に属した16ヶ村を併せた23ヶ村で構成された。組には大庄屋が一人、大庄屋の下で執務する杖突一人があった。組内の各村には庄屋があり、庄屋の下に肝煎、行司があって庄屋を補佐した。大庄屋及び庄屋の多くは村内の名族旧家から選任され、人口の多い商業都市では数人の庄屋を置いた。湯浅村では地区を東西南北の4組に分けて各組に一人の庄屋を置き、全村の事務を分担させた。村落内には、いわゆる向三軒両隣を一組とした五人組制度をしいて相互扶助、相互監督により自治を遂行した。この頃の湯浅は『紀伊続風土記』に「元和寛永の頃に至りて人家千戸に及び、商賈市街をなす」と記されたように相当の市街地に発展していた。

頼宣入国後は、街道の整備も進められ、紀州藩内に38ヶ所の伝馬所^{てんましよ}を設定し、一里塚と併せて一里松を植えた。古代から続いた熊野御幸や西国巡礼の街道が通る湯浅には道町の北に伝馬所が設けられ、方津戸峠を南に下り西に少し進んだところに一里松が植えられるなど、宿駅として陸上交通機能が発達していった。



紀伊国名所図会「方寸峠眺望の図」

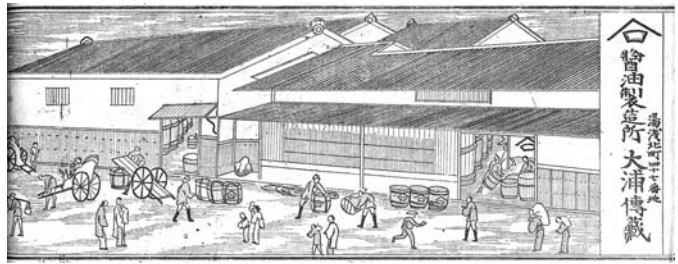
寛文元年(1661)、濱町の西の海岸に新しく宅地が開発され、「新屋敷^{しんやしき}」と名付けられた。新屋敷の中心部には、海上や河川によって移出入する物品に対して課税する「口役所」が置かれた。

近世初頭より、畿内では綿作・菜種、それより遅れて紀州では柑橘が本格栽培されるようになり、鰯を原料とする肥料^{ほしか}の干鰯が大量に求められた。そのため紀州の漁民、特に加太・塩津・

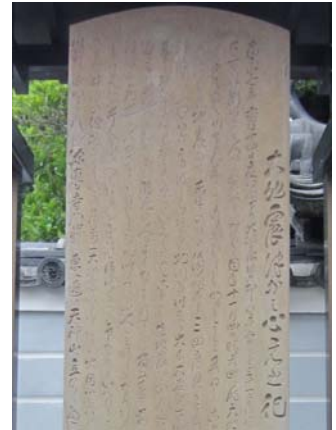
湯浅・広の漁民が鰯を求めて主に関東、特に房総半島や三浦半島に出漁した。

一方、鎌倉時代に起源を遡る湯浅の醤油醸造は、安土桃山時代には大坂など他国へ商品を出荷するようになっていた。江戸時代になると紀州藩の保護を受けてさらに隆盛し、湯浅を代表する産業に発展した。

また江戸時代以降は、火災や台風などによる水害、地震などの災害の記録が残る。火災は、承応年間(1652～1654)と寛文3年(1663)の大火が記録されている。承応の大火の詳細は不明であるが、寛文3年10月の大火では、湯浅村の北西一帯が焼亡したと伝えられている。地震と津波は、宝永4年(1707)と安政元年(1854)の地震とその津波による被害を受けている。安政元年(1854)の地震津波の後、安政3年(1856)に、宝永・安政の津波の惨状を後世に伝え戒めるため、市街地中心部にある深専寺の惣門横に「大地震津波心得之記碑」が建てられた。



有田郡名勝豪商案内記〈醤油製造所 大浦傳蔵〉



大地震津波心得之記碑

6)近代・現代

明治4年(1871)7月の廃藩置県によって和歌山県が誕生し、有田郡民政局が湯浅に置かれ、同12年(1879)有田郡役所となる。

明治21年(1888)の市町村制公布に伴い、湯浅は別所村、青木村、山田村の3ヵ村を合併して湯浅村となり、同29年(1896)には町制を施行した。湯浅町は、有田郡の行政・商業の中心地として栄え、人口は和歌山市街、新宮市街に次ぐ県下第3の規模を誇った。このような地位にあった湯浅では、明治以降、官庁施設、公共施設の新設、交通機関の充実、産業構造の変化など、周辺地域のなかでも近代化が進行し、それに伴い町の構造や景観も少なからず変化し、近代の新たな町並みが形成されていった。明治45年(1912)に山家町の道路を^{やまがまち}拡幅改修して「大宮通り」と改称し、^{おくらまち}御蔵町の拡幅にも取組む。大正5年(1915)の有田鉄道(湯浅～金屋口6.2km)の開通と同時に、この大宮通りの現湯浅簡易裁判所の位置に「湯浅駅」が開業、御蔵町の海岸に着く汽船に乗船する人々は、湯浅の市街を往還するように計画した。湯浅港は、明治20年代より有田唯一の定期航路の出入港であった。大仙堀の上には貨物輸送のみの「海岸駅」も置かれた。鉄道の敷設と駅の設置の際に山田川沿いが整備さ



有田郡役所及び有田郡会議事堂



大宮通り拡幅工事



湯浅広港の乗降場所

れ、大仙堀の一部が埋め立てられた。

昭和2年(1927)には、国鉄紀勢線が「紀伊湯浅駅」まで開通する。国鉄が整備されると、主要輸送手段は海運から陸運に移り、湯浅港を利用する船舶は次第に減少していった。町の構造も、国鉄開通の影響を少なからず受けた。紀伊湯浅駅周辺は、もともと低平部は、水田、台地とその斜面は畑地であったが、国鉄の敷設に伴い駅周辺の開発が進み、徐々に市街地が駅周辺に広がり、駅周辺から南部にかけて、飲食店や旅館、さらには新しい花街まで出来て賑わった。駅の出現が市街地を東南部へと伸張させた。

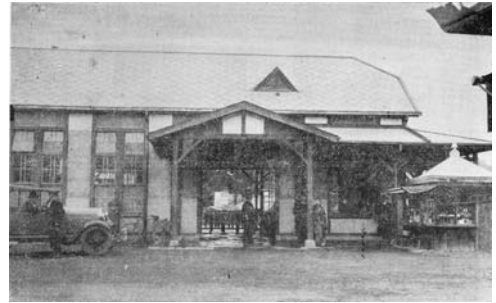
戦災による被害をほとんど受けなかった湯浅町では、戦後も既存の町を継承しながら変化を遂げていき、昭和31年(1956)には、田村、栖原村、吉川村の旧3村から成る田栖川村を加え、現在の行政区域の基礎が確立、昭和36年(1961)に中町にあった役場が、湯浅駅に近い有田地方事務所跡に移転した。昭和35年

(1960)には車社会に対応して市街地の東に国道42号線が開通し、昭和40～50年代にかけて新たに海浜が埋め立てられて宅地化されるなど、湯浅は町の新しい機能を郊外に拡充することで近代化を果たしていった。また、昭和59年(1984)には、海南ー吉備間に海南湯浅道路が、平成6年(1994)に吉備ー広川間の湯浅御坊道路が建設されて、湯浅インターチェンジが置かれ、全国の高速道路網と直結することとなった。

平成18年(2006)、湯浅の古くからの市街地にある醤油醸造を中心に栄えた歴史的な町並みが、重要伝統的建造物群保存地区に選定され、歴史文化を活かしたまちづくりの取り組みが進められている。また、平成23年(2011)には町内の小中学校の校舎の建替えや耐震化を完了させ、平成27年(2015)には、津波浸水想定区域内にあった役場庁舎と消防組合本部を青木の高台に移転し、安心・安全のまちづくりを推進している。



有田鉄道 湯浅駅



国鉄 紀伊湯浅駅（現JR湯浅駅）



湯浅町役場庁舎

7) 湯浅とゆかりの深い人々

① 湯浅宗重 (1118～1195)

姓は藤原、その住地湯浅をもって氏とし、湯浅権守と称した。

宗重は平安時代の末から鎌倉時代にかけて活躍した、紀伊における有力な在地武士である。初めて史上に名の現れたのは、平治の乱の時である。平治物語によると、平治元年（1159）12月、平清盛熊野参詣の途中、藤原信頼・源義朝ら京都で兵を挙げたとの報を得て、にわかに都に引き返すことになり、湯浅宗重らの警護によって京都に入り、敵軍を破ることができた。

永暦元年（1160）9月、清盛が後白河上皇の院宣をうけたまわって、比叡山の堂衆を攻めるに当り、「紀伊国の住人湯浅権守宗重を大将として、畿内近国の武士 3,000 余騎を相副えて、東坂本へ差遣はす。云々」と、『源平盛衰記』に載せている。郷里湯浅での宗重は、青木に湯浅城を構えて統治した。平氏滅亡後は源氏に与して、その所領を完うすることを得た。

宗重はまた厚く神仏を崇信し、神社寺院の修造などをたびたび行った。顯國神社の勧請、國主（現國津）神社の修理を初めとして平野観音堂の建立、勝楽寺の保護などは、その顕著なものである。また山城高雄の上人浄覚（行慈）は宗重の子であり、梅尾の上人明恵（高弁）は宗重の外孫であり、鎌倉中期の教訓説話集『十訓抄』の著者といわれる六波羅二郎入道が宗重の孫湯浅宗業であることを見れば、彼の一族中には高僧学者があり、中央文化とも深い交わりを持ったことが偲ばれる。



湯浅城跡

② 明恵房高弁 (1173～1232)

鎌倉前期の僧。8歳の時、湯浅宗重の娘である母を失い、父平重国もこの年源平の戦いにより関東で戦死する。その後、京都神護寺に入り文覚を師とし、また叔父上覚についても学ぶ。明恵は当時の名利だけを求める風潮を嫌って、23歳で湯浅に戻り、山中で一人修養と研鑽につとめた。栖原西白上峯に入り、さらに東白上峯に草庵を建てて修行に励んだ。その修行は誠に厳しいもので、一切の俗念を払拭しようとして右耳を削ぎ落とした。後に後鳥羽院より土地を賜り、京都・高山寺を復興させる。建礼門院をはじめ朝廷や貴族階級から庶民に至るまで、多くの人々が人柄と教えに帰依した。仏師運慶、快慶らもその教えに傾倒した。執権北条泰時は、貞永式目の制定にあたり、明恵の思想を支柱にしたといわれる。



明恵上人坐像（高山寺蔵）

明恵は、高山寺の山内で栄西が宋より持ち帰った茶を植え育て、これが宇治をはじめ全国に茶の栽培と文化を広めるきっかけとなった。また明恵は和歌にも長じ、「月の歌人」という優美な異名をとった。

寛喜3年（1231）郷里の施無畏寺の落慶式に京都より下向し、翌年高山寺で寂した。

③ 栖原角兵衛

栖原家の本姓は北村。当主は代々「角兵衛」と称し、初代（1601～1673）は房総の漁場を開拓し、さらに5代（1731～1793）は蝦夷（北海道）の漁場を開き、6代（1753～1817）は樺太と宗谷間の定期航路を開設、その後10代（1836～1918）までの角兵衛は樺太、千島まで漁場を広げた。また函館付近の上山村の開墾、江差の接続地に新しい町を開く。そのほかロシアへの防備にも努めた。江戸時代より明治初期にかけ北海道開拓の中心となって活躍し、郷里が天災や飢饉の時は救済金を各村に配り慈善事業にも尽くした。



栖原角兵衛（10代目）

④ 須原屋茂兵衛

本姓は北圃（畠）氏。万治年間（1658～60）初代が栖原より出でて江戸に書籍出版業を開く。4代茂兵衛恪斉（1731～82）の代、江戸日本橋に本店を持ち、江戸市中に11の分店を開き江戸の書籍出版の3割を須原屋で占めた。分店の一つ須原屋市兵衛店から杉田玄白の『解体新書』が出版される。玄白自身「禁止令を犯せしと罪をこうむるべきも知れず」と後の『蘭学事始』に書く程恐れたが、本店店主茂兵衛恪斉の決断で出版された。そこには出版業者としての使命感と信念があったからだといわれる。恪斉は江戸と紀州と一年ごとの生活であったが、紀州在国中は熊野に足を運び、熊野を全国に知らせる『熊野遊記』を著した。



解体新書

⑤ 鎌田一窓（1721～1804）

湯浅道町の出身の一窓は、幼い頃京都に移り、医学を学んで本業とした。その傍ら清新な学問であった心学に傾倒して石田梅岩に学び、梅岩亡き後は旧宅の学舎を預かり監督し、心学の興隆に努めた。湯浅に「有信舎」を設立した。その人柄と所説が人々に深く敬慕された。

鎌田一窓の墓碑
（湯浅町福蔵寺墓地）

⑥ 紀伊国屋文左衛門（生没年不詳）

江戸中期の豪商。江戸で材木商を営み、元禄11年（1698）上野寛永寺根本中堂の造営に際し、その用材の調達を一手に請負い巨利を得たという。この時の豪遊の数々が逸話として伝えられる。宝永5年（1708）、10文銭の鑄造を請負い大きな損失を受け、以後材木商も廃業する。異説として富商になったのは父で、放蕩したのは息子という2代目説もあるが定かでない。暴風雨について紀州みかんを江戸に船送した話など、彼の履歴に関する伝説も多

紀伊国屋文左衛門之碑
（別所・勝楽寺境内）

い。文左衛門は俳句を好み、その2人の子も俳句をよくし、別所千江、別所千泉と号したので、文左衛門も「別所」が本姓で、湯浅の別所が生誕地という説が強い。上山柑翁の『実伝一紀伊国屋文左衛門』もその説によって書かれている。湯浅町別所の勝楽寺境内に「紀伊国屋文左衛門生誕の碑」が、松下幸之助・野村吉之助らによって建立されている。

⑦菊池海莊 (1799～1881)

江戸後期の志士、儒者。寛政11年(1799)有田郡栖原村(現、湯浅町)^{かきうちたんさい}垣内淡斎の二男として生まれる。名は保定^{やすきた}、字は士固^{しこつ}、通称孫輔^{まごすけ}、溪琴^{けいきん}と号したが、のち海莊と改めた。家姓は垣内と称したが、海莊の時になって菊池と改めた。父は江戸で最も売上高の多い砂糖商を営んでいた。

海莊は13歳の時、父に従って江戸に行き、撃剣槍術を習い、大窪天民について詩を修めたが、父の死後は家業を顧みず、大原重徳^{しげとみ}、頼山陽^{らいさんよう}、斎藤拙堂^{せつどう}、広瀬旭莊^{ぎよくそう}、藤田東湖^{とうこ}、佐久間象山^{しょうざん}らの諸人士と交際した。天保7年(1836)天下飢饉に際し、海莊は大坂の大塩平八郎と奔走し、救済策を建議したが容れられなかった。そこで私財を投じて郷里の栖原坂と田村坂の切り下げ工事を行い、由良港を開拓するなどの公共事業を実施して細民救済の一助としたので、藩公から賞された。



菊池海莊肖像

嘉永3年(1850)には異国船のわが国を窺うのに危機感を持ち、『海防建議』を上書して海防の急を藩主に建策した。やがて有田、日高両郡の文武総裁に任命された。よって両郡沿岸の村から3,000の壮丁を集めて訓練を始め、また嘉永6年(1853)には野砲3門とテレゲンホイッスル砲1門を自己負担で鑄造し、砲身に「報国忠義」の4文字を刻み、有田郡の沿岸に配置して事態の急変に備えたが、このため先代の残した巨財をほとんど使い果たしたという。文久3年(1863)に勝安房守^{かつあわのかみ}(勝海舟)や松平春嶽^{しゅんがく}、小笠原長行ら幕府首脳が加太友ヶ島(現、和歌山市)を巡視の際、海莊や広村出身の濱口梧陵^{はまぐちごりよう}らを招き、時勢についての意見を求めた。これに対して種々建策したので、海莊の名が天下に知られるようになった。

明治2年(1869)2月、有田民政局副知局事を命ぜられ、農兵制度の実施、郷学所の設置、養蚕製茶の奨励など、治績大いに上がろうとしたが、既に70歳を越えていたので同年8月職を辞した。明治7年(1874)、積年の功に報いるため、銀盃^{ぎんばい}と金200円を下賜^かされた。

明治14年(1881)1月、東京で歿した。享年83歳。湯浅町施無畏寺境内に「菊池海莊碑」がある。

著書が多く、国政、海防に関するものに随筆などを加えると30種に上る。

⑧西森忠兵衛（1814～1881）

忠兵衛は文化 11 年（1814）石屋幸右衛門の長男として湯浅に生まれた。石工としてその彫刻の技術は広く郷党に知られていた。紀州藩が名勝地和歌の浦に不老橋を建設するにあたって、諸方に石工を求めたが、喜んでこれに応ずる者がなかったため、ひとり忠兵衛は藩命を奉じて、この架橋工事に当り、ついにその完成を遂行して、文化大名といわれた 10 代藩主徳川治宝より特にその功労を賞せられ、短刀を賜った。これによって石屋忠兵衛の名声は一時に高くなった。もとより不老橋の工事は、同業者羨望の中で進められただけに、業者の怨恨を買い、暗殺されんとしたことがあったという。現存の不老橋には忠兵衛苦心の跡を止めた彫刻が、風雨にさらされながらも、華麗であった昔時の面影を残している。また同橋の設計模型図は、今日なお西森家に保存されている。



和歌浦不老橋（和歌山市和歌浦）

ひらがな碑文として、郡内では珍しい深専寺門前の大地震津波心得之記碑も、また忠兵衛の刀刻になるものである。明治 11 年（1881）11 月 28 日湯浅で病死、享年 68 歳。福蔵寺墓地に葬った。

⑨石田冷雲（1822～1885）

石田冷雲名は果、字を碩宗、法諱を通玄（あるいは通元）と言った。冷雲はその号である。栖原極楽寺第 13 世の住職である。文政 5 年（1822）栖原に生まれた。少年期は野呂松廬の槃潤塾に入って、漢籍を 5 年間学ぶ。松廬が大志を抱いて京都に去った後、冷雲もまた京都に出て、本願寺の学林に入り、宗典を研究する。後帰って極楽寺に私塾を開いて、郷里の子弟を教導した。塾は初め就正塾と云ったが、明治になって敬業社と改称した。有田郡内の青少年は無論のこと、他郡からも栖原に遊学する者が少なくなかった。

後年開港攘夷両論の騒がしかった幕末には、京都に出て、浪士横行のちまたに、梅田雲浜・横井小楠・佐久間象山らの志士と交わりを結び、朝廷要路の公卿を歴訪して、海防について建策したことなどを考え合わすと、冷雲は僧服でカモフラージュされた憂国の志士であったとも考えられる。冷雲が海莊とともに、京都で国事に奔走していた間に、御所に参殿を許されたこともあったという。

詩人としての冷雲は梁川星巖・仁科白谷・中島棕隠・広瀬旭莊らと交わった。明治 2 年（1869）本願寺に召されて、その後真宗大教校の教授に就いたが、明治 18 年（1885）執務中に急逝した。



至誠院冷雲碑（極楽寺）

4.文化財の現状と特性

1)指定文化財

湯浅町の指定文化財は、平成 27 年 (2015) 4 月 1 日現在で、国指定等 13 件、県指定 18 件、町指定 46 件となっている。

指定等文化財件数表

種 別			国			県	町	計
分 類	細 別		指定	選定	登録	指定	指定	
有形文化財	建造物				4	4	10	18
	美術工芸品	彫刻	5			2	6	13
		絵画					1	1
		書跡				1		1
		典籍				1	5	6
		歴史資料				1	2	3
		工芸品					2	2
		古文書	2			2	1	5
		考古資料					3	3
無形文化財							0	
民俗文化財	有形民俗					14	14	
	無形民俗				1	1	2	
記念物	史跡	1			6	1	8	
	名勝						0	
	天然記念物						0	
文化的景観							0	
重要伝統的建造物群保存地区			1				1	
保存技術							0	
計			8	1	4	18	46	77

(1) 国指定等文化財

国指定文化財は、美術工芸品 7 件、史跡 1 件がある。美術工芸品のうち彫刻 5 件は、全て別所にある勝楽寺が継承している仏像である。本尊の「木造阿弥陀如来坐像」は、衣を偏袒右肩に着し、腹前で定印を結び右足を外に結跏趺坐する阿弥陀如来で、^{ひのき}檜の^{よせぎづくり}寄木造、^{ちようがん}彫眼、布貼^{けっかふぎ}り下地、漆箔仕上げとする。丈六という大作にもかかわらず、これを破綻なくまとめあげた仏師の力量は賞されるが、^{じようちようよう}定朝様の類型化があらわれており、制作は 12 世紀の末期と考えられる。「木造地藏菩薩坐像」は丈六の坐像で、県下で最も大きい地藏尊である。檜材、寄木造、彫眼の像である。現状では木肌を露出しているが、彩色下地は古く、もとは彩色像と思われる。波打つような髪際線をはっきりと刻み出し、^{びもく こうしん}眉目や口唇の彫りも強



木造阿弥陀如来坐像

く深い。その表情にはいわゆる地藏顔にはほど遠い男性的な厳しさがあり、肩や胸の肉付けも豊かに、堂々たる風格をそなえている。制作は鎌倉時代前半とみられる。「木造釈迦如来坐像」は檜の寄木造、漆箔仕上げ、彫眼、白毫^{びやくごう}に水晶をはめる。均整のよくとれた像で、肉身部は適度な量感と張りを持ち、衣文は比較的簡略化の傾向をみせている。鎌倉時代前期の南都系の名のある仏師の手になるものと思われる。



木造地藏菩薩坐像

「木造薬師如来坐像」は、一木割^{いちぼくわり}矧造^{はぎづくり}、彫眼、漆箔仕上げの像である。四天王像に次いで古く、作風は表現や胴長の姿態に古様を残しながら、浅く流れるような曲線を描いてたたまれる衣文に定朝様の影響があらわれている。「木造四天王立像（持国天・増長天・広目天・多聞天）」は各1メートル前後の小品であるが、当寺に現存する仏像の中で最も古く、11世紀前半とみられる。4軀のうち、広目天像は、頭部を体部に^{はぎつ}矧付けており、他の3軀は、頭・体一材である。4軀ともに体幹部の柱状性があきらかで、細部の彫りも低平化が目立つことから古様を残した平安後期の作例と考えられる。



木造四天王立像（左から持国天・増長天・多聞天・広目天）

古文書2件は、栖原にある施無畏寺が所蔵する。「紙本墨書置文」^{しほんぼくしよおきぶみ}1巻は、寛喜3年（1231）、湯浅庄内巢原^{すほら}（栖原）村地頭湯浅景基^{かげもと}が、明恵閑居の遺跡である白上峰の麓に寺を建立、施無畏寺と名付けて明恵に進めたときの寄進状である。景基は明恵から外題と裏花押を受け、湯浅一族に連署を求め、本願を改めることのないよう誓約させている。この文



紙本墨書置文

書から明恵が入寂の前年病をおして一族のため故郷に向かったことがわかる。また、明恵の親族であり後援者であった湯浅党の全貌を連署から知ることができる。施無畏寺建立の翌年の貞永元年（1232）に明恵はこの世を去り、施無畏寺には湯浅景基の弟慈眼房幸応が住持として入っていた。天福元年



紙本墨書施入状

（1233）、幸応は明恵の高弟高信に高信が刻んだ「先師之真影」を施入されんことを請うた。高信はそれに答えて、自刻真影とともに「三部華嚴経各一部」、明恵が加持に用いた「光明真言加持土砂一箱」、明恵制作の「光明真言具書一合」を施無畏寺に施入した。

「紙本墨書施入状」1巻はこれらの品に副えられた施入状である。

史跡は「明恵紀州遺跡率都婆」が指定されている。明恵の没後嘉禎2年（1236）に、弟子の喜海等がその遺徳を偲んで、明恵が修行した草庵の跡7ヶ所と生誕地に木製の卒都婆を建立した。康永3年（1345）に弁迂が一族を勧進して、石造の卒都婆に改めた。湯浅には西白上・東白上遺跡があり、建久6年（1195）明恵が最初に草庵を結び修行の場としたところである。約30年後の寛喜3年（1231）この地の地頭湯浅景基が、白上峰の麓に寺を建立し明恵に寄進した。これが施無畏寺である。



西白上遺跡



東白上遺跡

国選定の文化財は、重要伝統的建造物群保存地区が1件ある。平成18年（2006）8月18日に本町が地区決定した「湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区」は、平成18年（2006）12月19日に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。湯浅の旧市街地の北西部に位置し、東西約400m、南北約280m、面積にして約6.3ヘクタールに及ぶ。16世紀末期頃に開発されたといわれる北町、鍛冶町、中町、濱町を中心とする醤油醸造業が最も盛んであった一帯にあって、「通り」と「小路」で面的に広がる特徴的な地割と、醸造業関連の町家や土蔵を代表とする近世から近代にかけての伝統的な建造物がよく残されている地区である。地区内にある伝統的な建物

の敷地は、一般的に間口に対して奥行きが深く、敷地正面に主屋^{おもや}が建ち、庭を介して離れや土蔵などの付属屋^{ふぞくや}が配置される。主屋の基本形式は切妻造平入で瓦葺^{きりづまづくりひらいり}とする。古いものは建ちの低いつし二階で、大壁漆喰塗^{おおかべしつくいぬり}の2階には虫籠窓^{むしこまど}が開けられ、1階には片引大戸や格子などの建具がたてられる。屋根は本瓦葺の伝統が大正時代頃まで残る。また、軒下の仕上げや袖壁^{そでかべ}、庇^{まぐいた}に下げられる幕板など、建築年代等による伝統的な細部の意匠が数多く見られる。平成 27 年（2015）4 月 1 日現在、湯浅の伝統的建造物群の諸特性を有し、築 50 年以上経過した伝統的建造物（建築物）は 133 棟で、町家など主屋のほか、土蔵、付属屋、寺院、神社、浴場などがあり、また、醤油積出港として賑わった大仙堀や石積などの工作物 51 件、樹木や前栽などの環境物件 5 件が一体となって湯浅独特の歴史的景観を形成している。



北町通りの町並み



大仙堀

伝統的建造物及び環境物件の分布図



湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区の範囲と伝統的建造物（建築物・工作物）環境物件の位置

国登録有形文化財は、「湯浅小学校講堂」と、「栖原角兵衛屋敷主屋、土蔵、土塀」がある。

湯浅小学校講堂の建築は、大規模な講堂の建築を要望した児童生徒や地域住民による「一銭貯金」から始まり、昭和11年（1936）に完成した。建築面積978平方メートルの講堂は、当時の県内の小学校では最も大きな規模であった。鉄骨造平屋建、切妻造の大屋根は瓦葺で、正面の玄関には三連アーチのポーチを設ける。左右の側面は柱型を見せた横板張に出目地を走らせ、上部は平坦なモルタル塗りとする。凹凸のあるリズムカルな側面と荘重な正面の対比で特徴的な外観を見せる。講堂は、学校施設以外にも地方の公会堂や劇場的な役目を担った時期もあり、昭和20年代後半から30年代には、青年団の演劇や楽団演奏、ダンス場、のど自慢、また、ボクシングや大相撲、歌謡ショーの興行にも使用された。何度かの修繕や補修を経て、平成21年（2009）度には耐震補強工事も施された。昭和初期の学校建築の特徴を伝えながら、現在も現役の小学校講堂として機能している。



湯浅小学校講堂

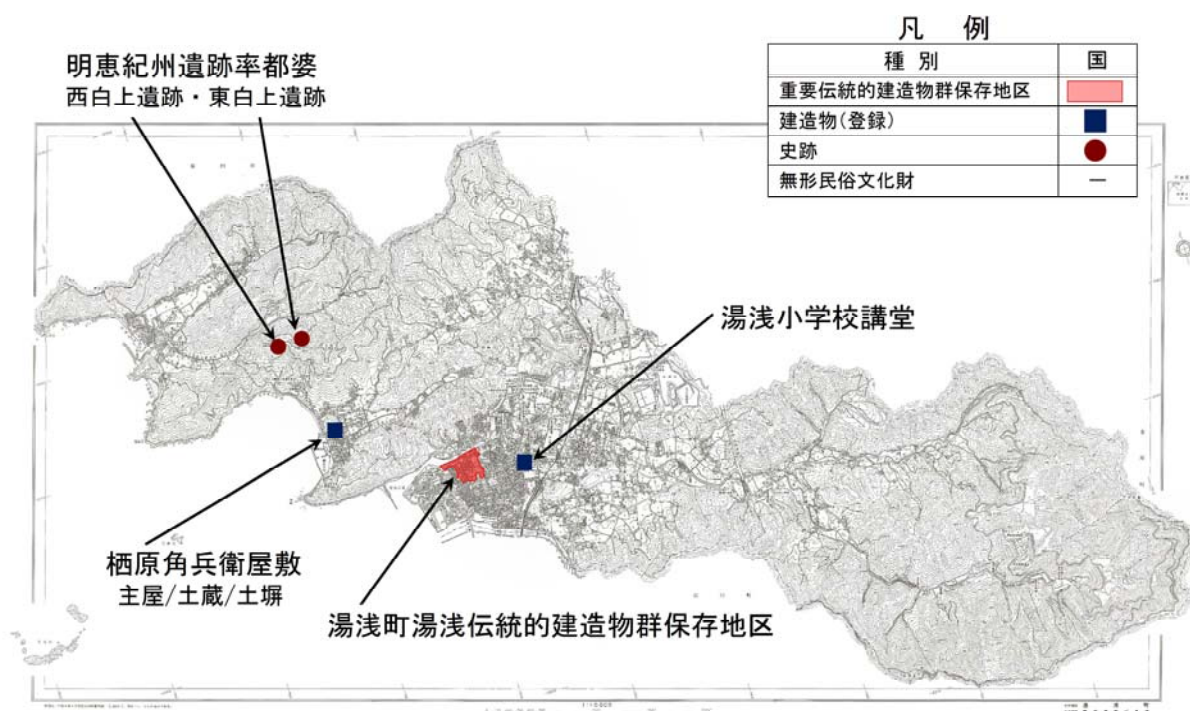
栖原角兵衛屋敷の栖原家の当主は、代々角兵衛と称した。初代は房総の漁場を開拓し、さらに5代目は蝦夷（北海道）の漁場を開き、6代目は樺太と北海道・宗谷間の定期航路を開くなど歴代が日本北洋漁業の発展に貢献した。その間の本宅は常に栖原にあり、現在は、敷地面積約660坪に主屋、土蔵などが残る。主屋は、棟札より寛政9年（1797）の建築である。切妻造本瓦葺つし二階建て、桁行5間、梁間5.5間の規模で、主屋正面には下屋庇が付き、1階を黒漆喰塗りの真壁、2階を白漆喰塗りの大壁とする。平面は、向かって右手を通り土間とし、式台付きの玄関、中の間、背面に突き出した炊事場と並ぶ。西側には棟を落とした片側入母屋造^{いりもやづくり}の座敷が張り出している。

土蔵は、主屋東側に建ち、切妻造平入本瓦葺で、桁行方向7.43m、梁間方向5.43mの規模である。年代は、江戸期のものと思われる。土塀は、敷地南側及び西側に総延長約42mが残る。本瓦葺きの土塀の一部には、一段高い虫籠窓付き土塀が残る。年代は、主屋と同時期のものと思われる。



栖原角兵衛屋敷主屋・土塀

国指定等文化財位置図（重要伝統的建造物群保存地区・建造物・史跡）



(2) 県指定文化財

県指定文化財には、建造物4件、美術工芸品7件、史跡6件、無形民俗文化財1件がある。

建造物は施無畏寺^{じんせんじ}の本堂等が指定されている。「施無畏寺本堂、施無畏寺開山堂、施無畏寺鐘楼、施無畏寺鎮守社」の建物は、17世紀から18世紀にかけ再建された一連のも

ので、それぞれ趣の異なる様式と特徴をもち、小規模ながらすぐれた建築群を構成している。

本堂^{さんげん}は三間四方入母屋造の一般的な建物であるが、内部は変化に富んでいる。貞享3年^{じょうきょう}（1686）の棟札がある。開山堂も三間四方の建物であるが、本堂とは異なり屋根は宝形造、柱も角柱で簡素な建物である。



施無畏寺本堂



施無畏寺開山堂

明暦元年（1655）の棟札がある。鐘楼は方一間の一般的なもので、鬼瓦に正徳3年（1713）の刻銘がある。鎮守社^{おおいや}は覆屋に収められた向唐破風付^{むこうから は ふ かすがづくり}の春日造社殿で、建立は18世紀と見られ、手の込んだ架構や彫刻などに見所がある。また、室町時代初期の「石造宝篋印塔」1基は、全体が砂岩で造られ、総高2.4メートル余りで、相輪・笠石・軸部・台座ともほぼ完存している。台座の正面には勧進者^{かんじんしや}と思われる名が、裏面には観応2年（1351）の造立銘が刻まれている。

深専寺の県指定建造物は、「深専寺本堂」と「深専寺惣門、深専寺庫裡及び玄関、深専寺書院」である。当寺は行基の開基といわれ、寛正3年（1462）に明秀上人が再興して深専寺と改称した。近世初頭の大火の後、徳川氏の寄進で堂宇が再建された。本堂の建立年代は棟札から寛文3年（1663）である。惣門は桁行3.6メートル、梁間3.0メートルの木造四脚門^{しきやくもん}で南面して建ち、左右に脇門を備える。瓦銘により元文2年（1737）の建立が知られる。庫裡は南面する本堂の東に妻を見せて建ち、両者を繋ぐ渡り廊下の前面に唐破風造の玄関を設ける。瓦銘により文化4年

（1807）の建立が明らかで、玄関の唐破風造の部分は天保の頃の造営と考えられる。庫裡の北西に建つ書院は「聖護院御殿」

と称し、棟札により文政9年（1826）の建立であることがわかる。



深専寺本堂



深専寺惣門

美術工芸品 7 件のうち彫刻は 2 件ある。青木にある興福寺所蔵の「木造阿弥陀如来坐像」は、衣を偏袒右肩に着し、上品下生の来迎印を結び、左足を外にして結跏趺坐する阿弥陀如来像で、檜材、彫眼、彫出螺髪、漆箔仕上げの像である。本像の特色は、個性の強い面相と一見すると金銅仏を思わせる硬い質感をもつ衣文の彫りである。12 世紀の作と考えられる。



木造阿弥陀如来坐像

施無畏寺の「明恵上人坐像」は、法衣を着け袈裟を掛け、念珠を執って畳座に座す上人像である。施無畏寺には明恵の弟子高信自刻の影像が伝わっていたはずであるが、戦乱により失われたなどの理由で、高山寺像等を参考として制作されたものと思われる。像容には若々しさ、力強さがあらわれ、白上峰における修行時代を思わせる。像底には桃山から江戸前期の慶派の流れをくむ仏師康温の銘がある。



明恵上人坐像

残りの 5 件は、書跡 1 件、典籍 1 件、歴史資料 1 件、古文書 2 件で、全て施無畏寺が所蔵する。古文書の一つ、「施無畏寺文書」37 通は、施無畏寺に伝わる中世の文書群である。湯浅景基寄進状と高信施入状は国指定となっており、他の「明恵上人遺跡卒塔婆尊主銘注文」1 通とこれを除いた 36 通を 4 巻本にまとめた中世文書である。寺辺の所領の支配や安堵、置文・法式など、明恵の教えを受け継ぐ上で、この地域の中核となり、湯浅一族の菩提寺としての機能も果たした施無畏寺の、中世における存在形態をうかがわせる貴重な史料を含んでいる。古文書にはもう一つ「崎山家文書」がある。書跡の「高山寺明恵上人行状」4 冊は、明恵の誕生から入寂までを漢字と片仮名で記した編年体の伝記である。明恵に関する伝記の内でもっとも古い形を留める。上巻は「暦応四年(1341)五月八日教誉書写」の識語が第 77 丁の糊代にあり、下巻はそれより古く鎌倉中期の書写と思われる。別本は室町時代の副本である。粘葉装で、上下とも同じ体裁の表紙を付けるが、時代・書写者を異にする取合い本である。両方とも中巻を欠く。原本の作者は明恵の高弟喜海と考えられる。他に歴史資料の「紙本淡彩施無畏寺境内絵図」と典籍の「貞元華嚴經」がある。



施無畏寺文書



高山寺明恵上人行状

史跡の「明恵上人遺跡^{かるもじま} 刈藻島」は、栖原から湯浅湾内南西約2キロメートル沖合にある北刈藻島と南刈藻島である。白上で修行していた建久の末頃、明恵は道忠と喜海をともなつて、刈藻島に渡り、洞穴に板を差し渡して草庵に擬し、西向きに釈迦像を懸けて、5日間その前で読経・念誦の修行を行った。建暦3年（1213）、白崎からの帰りにも刈藻島に渡り、島峰^{ほうろうかくだらに}において宝楼閣陀羅尼を誦している。国指定の「明恵紀州遺跡率都婆」の関連遺跡として明恵上人を知る上で貴重である。



刈藻島（北刈藻島）

「大地震津波心得之記碑」は、深専寺の山門の脇に建つ石碑で、台石と碑面は和泉砂岩を使用し、基礎と石柵は花崗岩（石柵は当初砂岩）でつくられている。安政元年（1854）突然起こった大地震は津波を伴い、近畿地方を中心に大災害を引き起こした。湯浅でも被害が大きかったので、後世にこのような被害を最小限に留めるための心得を残すべきだということで、深専寺の26世承空上人の首唱で、有志が発起して安政3年に建立したものである。



大地震津波心得之記碑

このほかの史跡は、熊野参詣道 紀伊路に関連するものとして指定されている「糸我峠」、「逆川王子」、「久米崎王子跡」、「勝楽寺境内」である。熊野参詣道とは、古代より中世にかけて隆盛し、近世以降にまで至る熊野信仰において、熊野三山への参詣のため、天皇をはじめ武士や庶民など多くの者が往来した道のことである。熊野へ向かう参詣の道はいくつかあり、紀伊半島の西岸を通る道は「紀伊路」と呼ばれる。その道中、現在の湯浅町と有田市に跨る中山丘陵を南北に越えるのが糸我峠で、古くからその名がみられる。逆川王子と久米崎王子跡は熊野三山への参詣道に設けられた熊野九十九王子の一社で、『中右記』や『後鳥羽院熊野御幸記』に見られる。重要文化財の仏像群を所蔵する勝楽寺境内は、広川右岸の「白瀉（白方）」^{しらかた}とよばれる低地を望む高台に位置する。久米崎王子に程近く、土豪湯浅宗重と彼の子孫により、平安時代後期から鎌倉時代前期にかけて大規模な堂塔伽藍^{どうとうがらん}が整えられ、熊野参詣において上皇や貴族の宿所として機能するなど重要な位置を占めていたと考えられている。



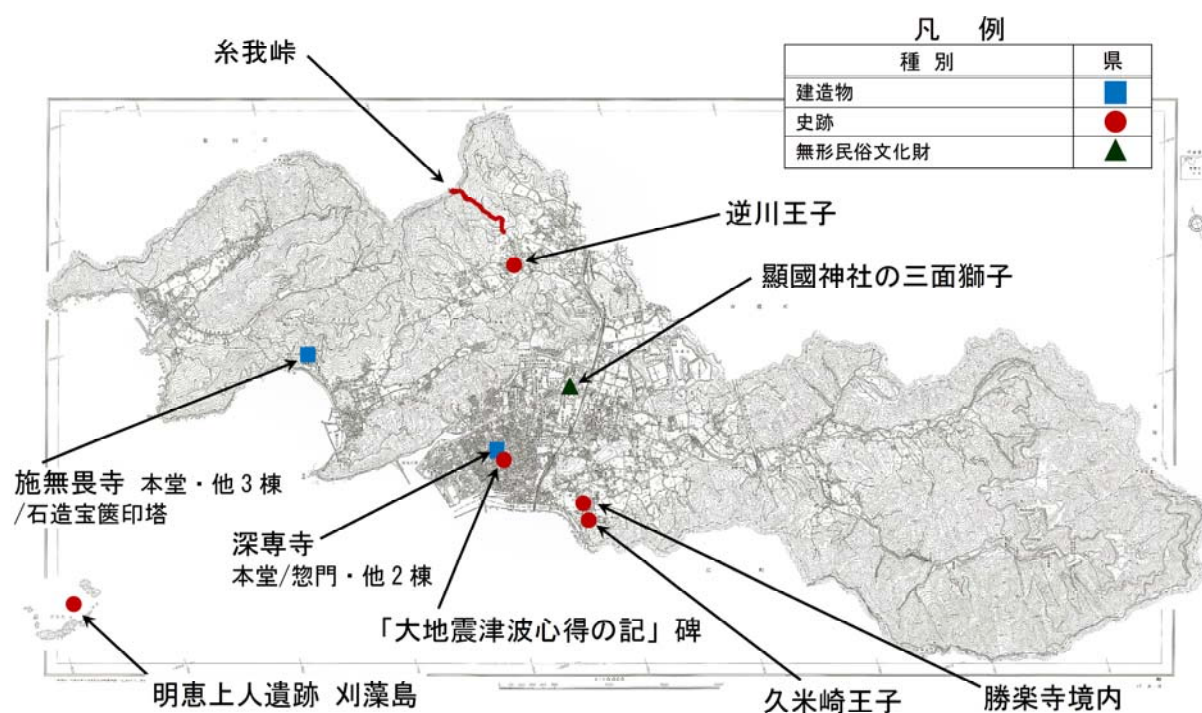
勝楽寺境内

無形民俗文化財の「顯國神社の三面獅子」は、湯浅の総鎮守である顯國神社の7月18日の夏祭（若宮祭）と10月18日の秋祭（湯浅祭）の祭礼で奉納される獅子舞である。締太鼓の音に合わせ、神の使いであるオニとワニが魔物である獅子を退治する所作を演じる。



顯國神社の三面獅子

県指定文化財位置図（建造物・史跡・無形民俗文化財）



(3) 町指定文化財

町指定文化財は、建造物 10 件、美術工芸品 20 件、史跡 1 件、有形民俗文化財 14 件のほか、民俗芸能 1 件がある。町指定文化財の建造物で最も古い年代のものは、吉川の弥勒寺にある「石造宝篋印塔」である。砂岩製で、形態は相輪、笠、塔身、基部から成り、塔身四方には金剛界曼荼羅四方仏を表す種子が刻印されている。銘文等が存在しないため明確な造立年代を知ることができないが、作風から本塔の造立年代は 13 世紀後期から 14 世紀前期の鎌倉時代後期に遡るものと推測される。



石造宝篋印塔

社寺建築では、17 世紀末から 18 世紀初期に建立された浄土真宗の寺院が挙げられる。中町にある「本勝寺本堂」は、桁行 13.3 メートル、梁間 15.7 メートル、入母屋造、向拝一間、背面葺降し張出付、本瓦葺、鋳葺の小規模な真宗本堂である。平面は正面にのみ広縁を設け、正面入側柱より後方は左右とも間口を広縁より約 70 センチメートル広げ、これより後方は軒周りを漆喰塗り籠めとしている。広縁上部を化粧垂木とし虹梁上の大瓶束で受ける方式は、下津の長保寺本堂など県内で中世以来用いられた外陣架構の方式と通じる。内陣まわりに中古の改造の手が入っているものの、全体的に他に例の少ない技法が用いられている。建立は、寺伝では宝永 2 年（1705）と伝えられていたが、修理の際に本堂の鬼瓦に元禄 7 年（1694）の銘があることがわかった。



本勝寺本堂

本勝寺と同じく中町にある「真楽寺本堂」は、桁行 12.7 メートル、梁間 12.5 メートル、入母屋造、本瓦葺、鋳葺で本勝寺よりわずかに小さい真宗本堂である。過去帳によって元禄 16 年（1703）に入仏式を行ったことが知られ、その頃の建立であろう。正面に広縁を設け、それより後方は間口を広げたり、両側面では内外に腕木を出して出桁で軒と天井部分を受けたりするなど、本勝寺と類似した技法が用いられており、同じ大工の手によるものと考えられる。全体的に本勝寺よりも凝った工夫が認められる。



真楽寺本堂

栖原にある「極楽寺本堂」は、桁行 19.0 メートル、梁間 14.7 メートル、寄棟造、向拝一間、背面軒下張出付、本瓦葺の中規模の真宗本堂である。平面は三方に広縁を廻し、内部を奥行 4 間の外陣と奥行 2 間の内陣に分けている。建立は元禄 15 年（1702）で、本勝寺・真楽寺と共通点も多いが、作風にやや差異がある。本堂の東に位置する「極楽寺表門」は、桁行 2.6 メー

トル、梁間 2.3 メートル、切妻造、本瓦葺の簡素な四脚門で、古風な 墓 又^{かえるまた}など中世らしい正統的技法である。室町時代末期のものと思われ、湯浅城北門ともいわれている。



極楽寺本堂・表門

深専寺には本堂を始めとする県指定建造物のほか、町指定の建造物が4棟ある。「深専寺鐘楼」は本堂に見合う大規模な一間鐘台で、木柄が太く、装飾を用いず簡素な建物で妻部の墓又のみが目立っている。棟札に正徳4年(1714)の銘がある。「深専寺鎮守堂」は文政7年(1824)、「深専寺観音堂」と「深専寺地藏堂」は嘉永年間頃(1850年前後)の建立と考えられ、書院などと同じく江戸時代末期に伽藍の整備が進められたことがわかる。



深専寺鐘楼・鎮守堂・観音堂・地藏堂

県指定の三面獅子が伝わる顯國神社の社殿は「一夜の森」と呼ばれた鎮守の森を背後に鎮座する。「顯國神社本殿」は大型の一間社隅木入春日造で、拳鼻等の絵様や構造材の風食から江戸中期の建築と考えられる。旧来の構造や絵様をよく遺し古式を伝える堂々たる建物である。「拝殿」は様式と擬宝珠金具の刻銘から元文2年(1737)の建築であり、木太く良質で古式を伝え、本殿構えの正面を飾るにふさわしい建物である。「祝詞殿」は棟札により、明治21年(1888)の建築が明らかである。これら3棟は同時期に建立されたものではないが、一揃えの社殿を構成する質の高い建築群である。



顯國神社本殿・拝殿・祝詞殿

町指定されている彫刻、絵画、典籍、歴史資料、工芸品、古文書、考古資料の多くは施無畏寺が所蔵する仏像や文書などである。「大日如来坐像」「愛染明王坐像」（彫刻）、「文殊菩薩像」（絵画）、「五鈷杵」（工芸品）など鎌倉時代のものを中心に、古くは平安時代から室町時代、江戸時代のものまでである。



大日如来坐像



愛染明王坐像



文殊菩薩像



五鈷杵

施無畏寺以外のものでは、「證大寺石造板碑」（考古資料）、「顯國神社手水鉢」（彫刻）、「白樫氏関係資料」（歴史資料）がある。

「證大寺石造板碑」は、高さ138センチメートル、幅44センチメートルの砂岩質の石製板碑である。阿弥陀三尊を表す梵字と至徳4年（1387）の銘文が陰刻されており、死者の供養と建立者の極楽往生を願って建立されたものと推測される。

「顯國神社手水鉢」は、高さ75センチメートル、長さ182センチメートル、幅92センチメートルの石造の手水鉢で、顯國神社に備えられている。関東上総国の御宿浦・天王台・六軒町・岩和田・岩船浦に移住した漁民が故郷を思い、寛延元年（1748）に産土神である顯國神社に寄進したもので、湯浅と房総半島との間に深い繋がりがあった確たる証である。



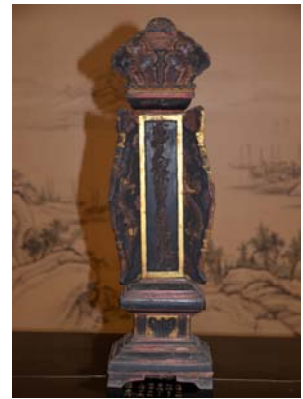
證大寺石造板碑



顯國神社手水鉢



「白樫氏関係資料」は、室町時代末期から江戸時代最初期にかけて湯浅を統治した白樫氏に関する資料で、深専寺に納められている「白樫左衛門尉像及び洛東禅林住果空賛語」と「白樫左衛門尉位牌」である。江戸時代末期に編纂された紀伊国の地誌『紀伊国名所図会』において、深専寺の願主として白樫左衛門尉の肖像と賛が挿絵で紹介されている。



白樫氏関係資料：白樫左衛門尉像及び洛東禅林住果空賛語、白樫左衛門尉位牌

史跡は「熊野街道道標」がある。大字湯浅字道町を通る熊野街道沿いの四つ辻の南西に位置し、約2.3メートル四方の敷地に高さ235センチメートル、幅30×30センチメートルの方柱の上部に枳形を設ける^{とうば}塔婆形の花崗岩製道標が建ち、「立石」と呼ばれている。天保9年（1838）に建立され、四面に東西南北の方角を示し、その下に「すぐ熊野道」「きみゐてら」「右いせかうや道」など巡礼地名を彫り込んでいる。敷地の一部は「護摩壇跡」といい、京都の聖護院三宝院門跡の熊野入峰の途中、護摩をたく行事が中世より江戸時代まで続いた場所で、今も井戸跡が残る。



熊野街道道標

民俗文化財のうち有形のものは、重要伝統的建造物群保存地区内で現在も営業を続ける老舗醤油醸造元の「角長」が所蔵する「醤油醸造用具」がある。醤油作りではそれぞれの工程にあった専用の道具が用いられ、江戸時代や明治時代に使われていた道具14点（甑^{こしき}、平釜、ぶんじ、足踏式小麦割砕機^{もちろがた}、麴蓋、仕込み樽、櫓^{かい}、すくい、ならし棒、締木^{しめぎ}、三州釜^{さんしゅうがま}、半役^{はんやく}、本かすり、平かすり）を始め、これらを含む醤油醸造に関する道具や資料が、角長の敷地に建つ醤油仕込み蔵を改装した「湯浅醤油職人蔵」や「醤油資料館」に展示されている。



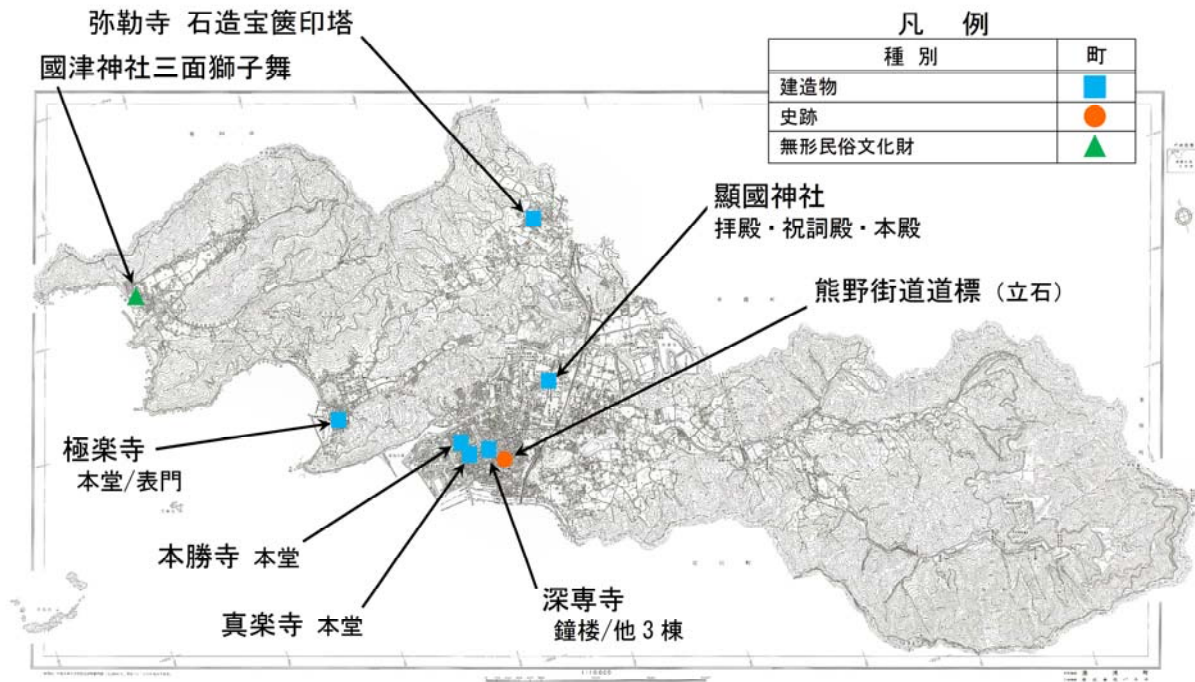
醤油醸造用具（湯浅醤油職人蔵）

民俗芸能としては、田の國津神社で毎年10月15日の秋の大祭に奉納される「國津神社三面獅子舞」がある。神の使いであるオニとワニが、災厄や悪しきものの象徴である獅子を退治するものといわれ、オニ・ワニ・獅子の三面とお多福も登場する。



國津神社三面獅子舞

町指定文化財位置図（建造物・史跡・無形民俗文化財）



2) 指定文化財以外の文化財

指定文化財以外にも今日まで継承されてきた建造物や遺跡、民俗文化財などがある。

広保山城跡 熊野参詣道で糸我峠を下り、逆川王子を過ぎるとすぐに方津戸峠（方寸峠）^{ほうずとうげ}の坂道にかかる。方津戸峠の東方は広保山といい、平安時代に湯浅権守宗重が築いた山城「広保山城」の城跡である。別名「岩崎谷城」とも呼ばれる。頂上付近の本丸を中心に、北西部に三段ほどの小さい曲輪^{くるわ}の遺構が残る。麓は開墾されて畑となり、北半分は土砂採石のために削り取られている。城として機能した期間は短いと考えられており、ここより南東の方角に築いた湯浅城を本城とした。



方津戸峠（左）と広保山城跡（右）

湯浅城跡 市街地より東方の平野部にある「青木山」に湯浅権守宗重が築いた山城跡である。東西 300 メートル、南北 200 メートル、標高 77.6 メートルの小高い丘で、本丸に相当する曲輪からは湯浅と広の町並みや湯浅湾が一望できる。北側は急傾斜で、本丸に当たる曲輪から東、西、南方にのびる尾根上に付属の曲輪を配して防備を固めている。東西の曲輪には土橋を兼ねた土塁が渡されている。南と東の尾根筋に挟まれた谷部には、今は竹藪になっている平坦地と枯れ池があり、第二次大戦中は畑地として利用されていたという。湯浅城の築城年代は明確ではないが、平安時代の終わり頃と考えられており、康治 2 年（1143）とする説もある。廃城は南北朝時代で、2 世紀半の永きに亘り湯浅一族の拠点となっていた。



湯浅城跡

高城城跡（広城跡）^{たかしろう}^{ひろじょう} 高城城は、紀伊国守護職畠山氏の本城である。応永 8 年（1401）頃、畠山基国は南朝の残党を鎮圧するために、湯浅と広の境にある「高城山」に城を築いた。標高 136 メートルの西の郭は、丘陵突端部の頂部と、ここより四方にのびる稜線^{くるわ}上に平坦な曲輪を造成し、尾根を切る堀切を設ける。ここから標高 147 メートルの東の郭に続く馬の背状の尾根との境には、箱堀状の堀切が設けられている。東の郭は東西に長い形状で、城郭要部は横矢折れの大規模な堀切で東西に区切られている。西の郭が段階状に並ぶ曲輪の中世山城の典型であるのに対し、東の郭は迷路のよ



高城城跡

うな複雑な構造を持つ。高城城は、基国から数えて5代目の城主となる尚順^{ひきのぶ ゆかわ}が湯河氏ら国人領主によって淡路に追い出され、永正17年（1520）（湯浅町誌では大永2年（1522））に落城する。

白樫城跡（満願寺城跡） 室町時代、伊賀国より当地に移り高城城主畠山尚順に仕えた白樫実則^{さねのり}が、満願寺の廃寺跡に居住した。高城落城後、実則の子実房^{さねふさ}が満願寺跡背後の丘に居城を築き、当地を押領した。これが白樫城である。城山の大部分は畑地となっているが、東西14メートル、南北18メートルの曲輪を最高にして北側2メートル下ったところに東西20メートル、南北15メートルの曲輪がある。城跡の面影はこの曲輪にわずかに残っているが、南側は墓地となっているので原型は崩れてしまっている。豊臣秀吉による紀州南征の折、実房の子只光^{ただみつ}が秀吉に内応し、以来豊臣氏に仕えた。元和元年（1615）豊臣氏滅亡の後、只光は二人の娘を知人に托し、自らは湯浅湾沖の鷹島で自刃した。



白樫城跡

弁財天堀の中波止 湯浅町の南、広川町との境を流れる広川^{ひろかわ}は、深専寺第8世住職の有伝上人^{うでん}が流路の変更を紀伊国主浅野氏に申請し、慶長6年（1601）に工事が竣工した。その際、河口北側に堀割りを造り、石堤を築いて南川港を築造した。この築堤には別所の弁財天神社を勧請し、水神として祭祀した。弁財天神社で行われる7月7日の七夕祭りは「祇園さん」と呼ばれる。江戸時代に何度か改修され、昭和6年（1931）には堀の一部が埋められたが、現在、弁財天堀と呼ばれるこの内港には今も石積みの中波止が残る。



石積みの中波止



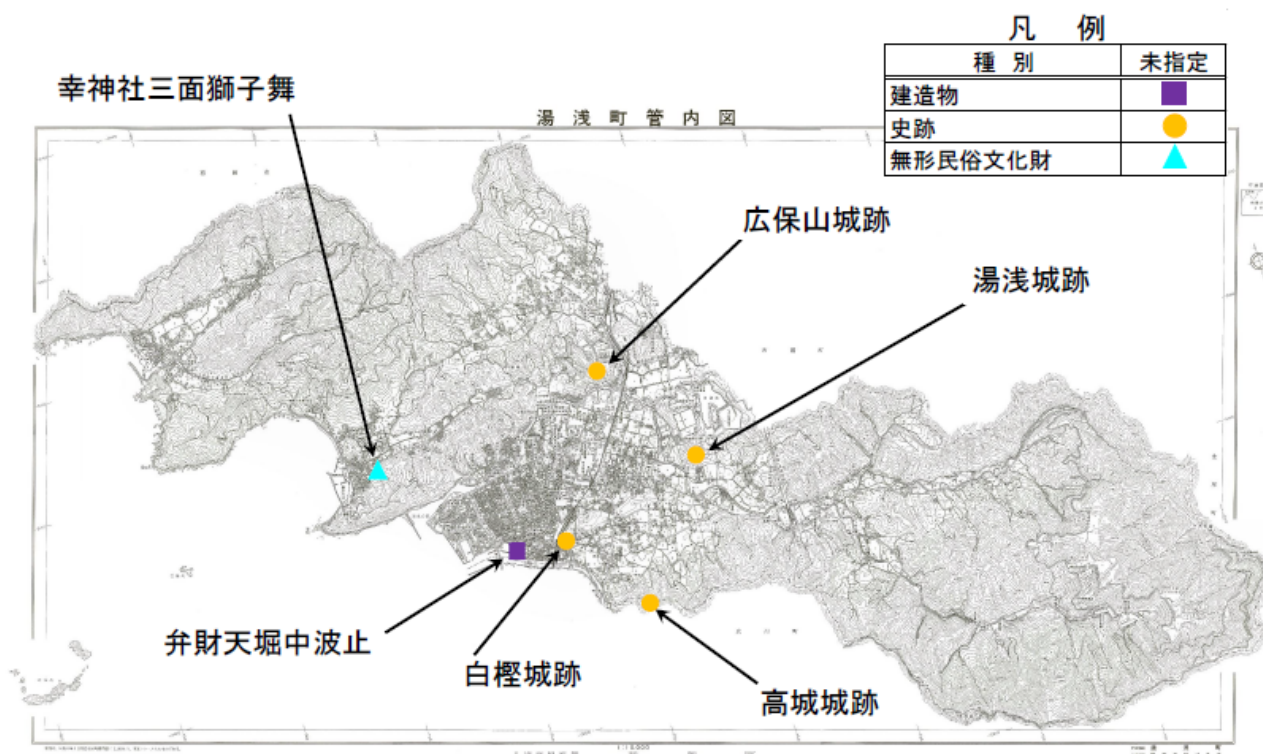
弁財天神社

幸 神社三面獅子舞 國津神社の三面獅子舞に習い、昭和27年から栖原（旧田栖川村 栖原地区）にある幸神社で毎年10月16日の秋祭に地元小学校の児童により奉納されている。天狗、鬼、獅子のほか、お多福とひょっとこも加わり、見物人を扇子で扇ぐなど愛敬を振りまく。獅子舞の所作は國津神社の三面獅子舞を踏襲している。



幸神社三面獅子舞

未指定文化財位置図（建造物・史跡・無形民俗文化財）



《コラム》醍醐寺金堂（国宝）

京都市伏見区にある醍醐寺の金堂は、湯浅から移築されたものであることが知られている。醍醐寺に伝わる『義演准后日記』^{ぎえんじゆごう}には、慶長3年（1598）から慶長5年（1600）の間に「紀州湯浅ノ本堂」を解体し醍醐寺に運んで再建したということが記されている。現在の金堂は、桁行七間、梁間五間の平面規模で、一重、入母屋造、本瓦葺の屋根を持つ。建築年代は細部の様式から平安時代後期に遡り、鎌倉時代には大規模な改修を受けている。

内部の礼堂部分の架構には、「和歌山式架構」と称される独特な外陣の構造が見られる。醍醐寺金堂は、平安時代後期に建立され、改修時の鎌倉期の様式も示す大規模仏堂建築として、国宝に指定されている。



醍醐寺金堂（国宝）

第2章 湯浅町の維持・向上すべき歴史的風致

第2章 湯浅町の維持・向上すべき歴史的風致

1. 湯浅町の維持・向上すべき歴史的風致

歴史まちづくり法において「歴史的風致」とは、「地域におけるその固有の伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

本町は、古代から大和や京の都と紀南地方にある信仰の聖地などを結ぶ往還の重要な役割を果たし、その後の人々の生活や生業においても陸路・海路の要衝であった。大勢の旅人や商人、様々な物資が行き交う殷賑な商業都市として発展を遂げる一方、醤油の醸造や漁業、みかん栽培などの地域特有の産業が大いに隆盛した。

こうした本町固有の歴史と伝統文化が築き上げてきた歴史的な建造物が、周辺を含む市街地環境とともに今日まで残されており、そこで受け継がれてきた伝統産業や祭礼などの人々の活動と相まって本町の特徴ある歴史的風致を形成している。

本町におけるこれらの維持・向上すべき歴史的風致は、次のとおりである。

- 1) 醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致
- 2) 熊野古道に見る歴史的風致
- 3) 明恵の足跡に見る歴史的風致
- 4) 顯國神社の祭礼に見る歴史的風致
- 5) 國津神社・幸神社の祭礼に見る歴史的風致
- 6) 海辺の営みに見る歴史的風致
- 7) みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致

2.維持・向上すべき歴史的風致の内容

1) 醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致

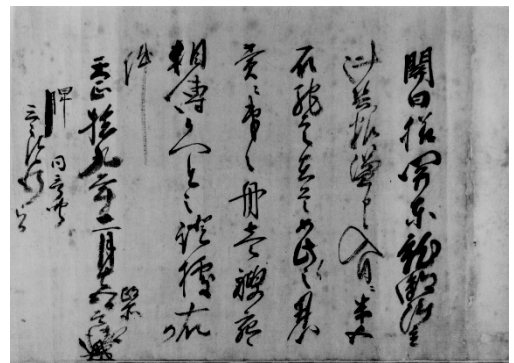
醤油・金山寺味噌のはじまり

醤油と金山寺味噌発祥のきっかけは、鎌倉時代の僧^{かくしん}覚心（法燈^{ほつとうこくし}国師）が修行のために宋に渡ったことに遡る。建長元年（1249）、南宋五山の一つ、径山寺^{なんそう}において修行を行った覚心は、当所で作られていた径山寺味噌を好み、その製法を習得した。建長6年（1254）の帰国後、湯浅に近い由良興国寺^{こうこくじ}に住した覚心は、この味噌の製法を人々に伝えたという。それはやがて周囲に広まり、湯浅では山田川の伏流水が醸造に適していたことから盛んに作られるようになっていった。これが、金山寺味噌のはじまりである。そして、この味噌の製造過程において、槽底に沈殿する液汁に着目し、少しずつ改良を重ねて調味料としたものが醤油のはじまりであるとされている。

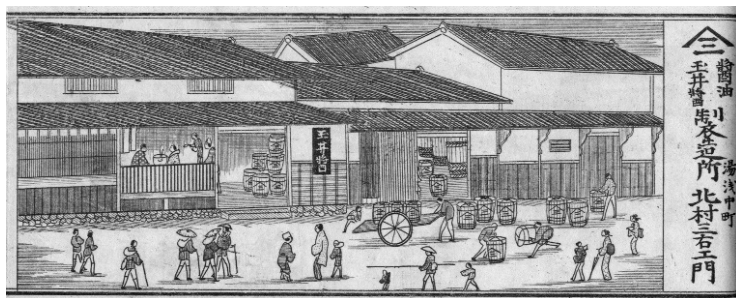
平安時代より、肉や魚、野菜や穀物などの食品を麴と塩で漬けて発酵させる「醬」と呼ばれるものがあったことは文献により知られているが、醬は嘗^なめ物として直接食べられるものであったことから、大豆と小麦、塩を原材料とし、麴菌や酵母の働きによりできた諸味^{もろみ}を搾って作られる現在の醤油の製造方法では湯浅が最も古いとされ、湯浅は、「醤油発祥の地」と言われている。

当初は、主に自家用に作られる程度であったが、天文4年（1534）赤桐右馬太郎^{うまたろう}が、魚や野菜を運送する便船に託して醤油 100 石余を大坂に送り出して以降、商品として広く流通するようになっていく。天正19年（1591）には、赤桐三郎四郎^{さぶろうしろう}が、豊臣秀吉の小田原攻めの際に兵糧米を献上した恩賞として、大船一艘の代々相伝を許され、この船等を利用した醤油の積み出しが益々盛んになっていった。

一方、金山寺味噌の製造については、江戸時代を通じて、大坂屋三右衛門店（玉井醬本舗 北村家）がその製法を一子相伝のものとして伝承していくことになる。



大船一艘代々相伝（赤桐家所蔵）



有田郡名勝豪商案内記〈玉井醬 北村三右工門〉



玉井醬本舗（北村家）

醤油醸造の歴史

湯浅の醤油の名声は、江戸時代に入ってますます広まりをみせる。湯浅や南隣の広村の醤油醸造業者は、遠く上総（現在の千葉県中部）での製造をはじめ、関東に販路を拡大していった。

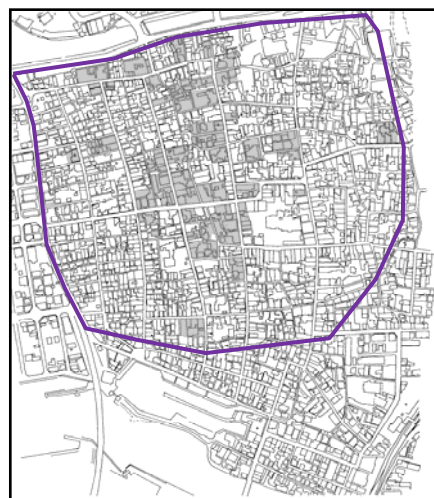
この背景には、紀州藩の特別の保護がある。醸造家各戸に「御仕入醤油屋」と書いた標札を掲げ、壺型の看板を掛けるようにさせて、運送船には㊦の徽章を染め抜いた旗を掲げ御用船同様の特権を与えた。また代金等の不払いに対しては、租税不納者と同様の取扱いで徴収させた。『湯浅醤油沿革史』によると、文化年間（1804～18）には湯浅地方の醤油業者は92名を数えた。

明治に入って、紀州藩の保護が解かれたことにより、輸送や取引、代金回収等、様々な変化を迫られ、全国の産地との市場競争に飲まれていくことになる。明治4年（1871）の湯浅の醤油業者の数は20数軒にまで落ち込んだ。

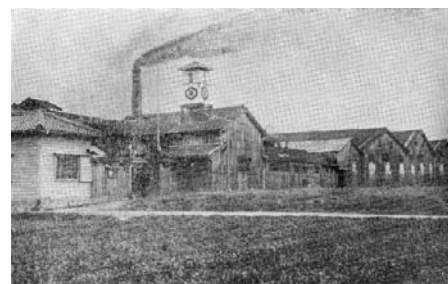
この危機に際し、湯浅の醤油業者たちは、明治20年（1899）頃から海外への輸出を開始する。明治32年（1911）には湯浅醤油同業者組合を結成、また大正11年（1922）には3名の醤油業者が湯浅醤油株式会社を設立する等、品質の向上や販路の開拓に力を注ぐものの、近代化の波に乗り遅れた感は否めず、早くに企業化した他の産地との競争に敗れ、戦後の不況も重なって、昭和31年（1956）には、湯浅醤油株式会社も廃業した。

しかしながら、現在でも、湯浅町内には6店舗の醤油業者がある。重要伝統的建造物群保存地区内の北町で文化年間

（1804～18）より醤油醸造業を営む戸津井醤油醸造場（戸津井家）もその一つで、現在も昭和11年（1936）建築の主屋を店舗としている。主屋の西隣には通りに面して樽蔵が建ち、重要伝統的建造物群保存地区の歴史的景観を構成する重要な建造物である。



幕末～明治期の醸造家の分布



湯浅醤油株式会社



明治43年（1910）頃の戸津井家



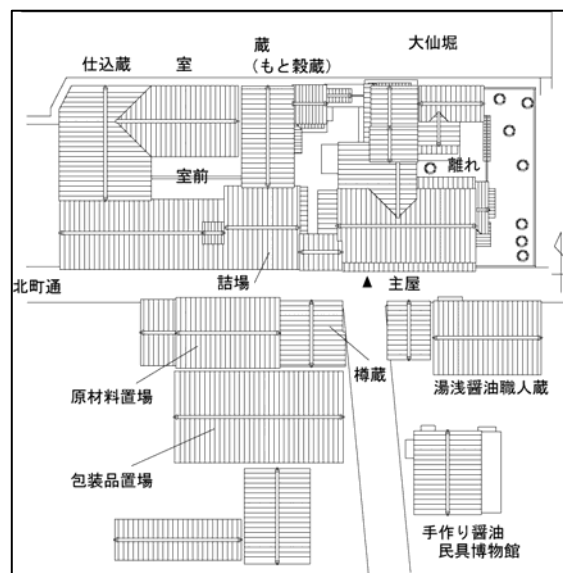
現在の戸津井家主屋と穀蔵

今に薫る醤油醸造

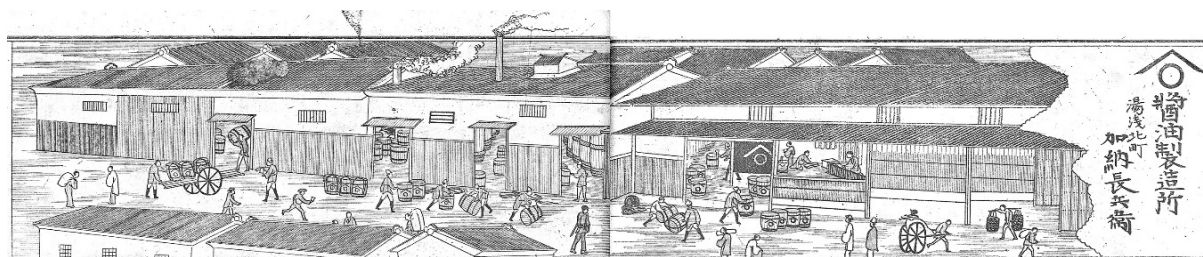
重要伝統的建造物群保存地区の中で、濱町が北町に突き当たる三叉路の一角に、角長（加納家）がある。天保12年（1841）創業と伝える老舗であり、3街区に及ぶ約850坪の敷地には、江戸末期頃から明治、大正にかけて建築された店舗兼住宅の主屋や、生産の場である仕込蔵、室、詰場などがひしめきあうように立ち並んでいる。主要な施設がある北側の敷地の後方は大仙堀に面しており、かつてはここから材料を搬入し、製品の醤油を舟に積み出していた。



角長（加納家）



角長配置図



有田郡名勝豪商案内記〈醤油醸造所 加納長兵衛（角長）〉

醤油の製造は、原材料である大豆と小麦の下処理から始まる。水に浸して圧力釜で高圧かつ短期間に蒸しあげられた大豆と、煎って砕いた小麦は、種麴菌を混ぜ合わせて、麴室に入れられる。角長では、温度等の室内条件が管理された麴室で、数回の攪拌作業をしながら、4日間寝かせて、醤油酵母を醸成させる。

その後、塩水を混ぜて仕込桶に貯蔵し、1年から1年半をかけて攪拌作業（攪入れ）を繰り返しながら熟成させていく。この原料に塩水を混ぜたものを諸味と呼ぶ。

醤油本来の色合いや香りを得た諸味は、仕込桶から取り出し、搾



仕込蔵での「攪入れ」の様子

りにかける。搾り出された液汁は、生醤油（生揚げ）と呼ばれ、その後、釜で約半日かけて炊き上げられ（火入れ）、醤油が完成する。角長では、江戸時代から続く仕上げ方法で和釜を使用し、松材の薪を燃料として火入れを行っている。

こうして、現在も伝統的な製造方法が受け継がれ、湯浅の醤油は醸造されている。仕込蔵には、天井や梁に「蔵酵母」と呼ばれる酵母が付着していて、それが仕込桶に降り注ぐことによって、特徴ある諸味が醸成されると言われている。



「火入れ」の様子

金山寺味噌の製造

金山寺味噌とは、大豆、米、大麦に塩と麴を混ぜ、瓜や茄子、生姜、紫蘇といった野菜を漬け込んで作られた、いわゆるなめみそ、おかずみその一種である。もともとは、夏野菜の保存食であったが、味噌の部分そのまま食べる。調味料としてではなく、ご飯にのせたり、酒の肴にしたりと、おかずとして食されるもので、このあたりでは、茶粥（ほうじ茶でつくるお粥）と一緒に食べる風習がある。鎌倉時代に、由良興国寺の僧覚心が径山寺味噌の作り方を広めたことに始まるが、商品として流通を始めたのは江戸時代に入ってからである。江戸初期より、大坂屋三右衛門店が玉井醬として、その製造方法を一子相伝のものとして受け継いできた。嘉永4年（1851）発行の『紀伊国名所図会』には、「玉井醬、村中（湯浅）大坂屋三右衛門店にて製す、経山寺味噌の類なり、…諸国に運送し、国産の一種とす、実に未曾有の味なれば、紀州経山寺の称遍く他邦にも聞えたり」とあり、紀州の特産品として出回っていたことが知られる。紀州藩の保護奨励もあり、盛時には尾道に支店を置いて、中国・四国地方にも販路を拡張した。夏季の仕込み期には、「御用」と大書きした提灯を家の内外に立てて、厳重な警戒のもとで製造したという。大坂屋の家伝によると、江戸の紀州藩邸には、江戸室町の小田原屋を通じて、御用船で輸送したという。紀州徳川家第10代当主の徳川治宝から、自筆の画幅を送られていることから、紀州藩の姿勢がうかがえる。現在も、湯浅における最も古い町家の遺構として江戸後期まで遡るとされる主屋で営業を続けている。



仕込みの様子（太田久助吟製）



金山寺味噌

明治以降になると、金山寺味噌は大坂屋以外でも製造販売されるようになり、重要伝統的建造物群保存地区内において江戸末期頃に建てられた主屋や土蔵で製造販売を行っている太田久助吟製（太田家）や、旧市街地の中町の南において明治前期頃に建てられた土蔵で製造しているあみ清（数見商店 数見家）のように、かつて醤油醸造業を営んでいた家が金山寺味噌を主力商品に切り替える動きもあって、現在では大坂屋も含めて7店舗が町内で製造販売を行っている。



金山寺味噌を製造する土蔵（あみ清）

近年、金山寺味噌の材料に欠かせない茄子の生産を地元で増やしていこうとする動きがある。古くから湯浅で作られていた「湯浅なす」と呼ばれる茄子で、形は丸く、大きいもので直径約 10 センチメートル、重さ約 400 グラム近くに成長し、一般的な茄子の、2～4 倍程の重さになる。元々から金山寺味噌用に作られていたため、水分が少なく甘みのある実がしっかりと詰まっている。生産量が著しく減少していたが、平成 21 年（2009）から金山寺味噌の製造業者と生産農家、商工会、行政が連携し、伝統野菜の再興に取り組んでいる。

また、金山寺味噌は、特産品として製造販売されるだけでなく、地域の伝統料理として家庭でも作られている。家庭で作る際には、茄子等の具の種類や量、大きさを調整して、好みの食感を楽しんだり、甘めにしたければざらめ等を入れたり、塩の量を加減したりして好みの味付けにしたりと、それぞれの家庭の味の金山寺味噌が受け継がれている。



湯浅なす



家庭での金山寺味噌づくり

醸造町の防火と防災

湯浅における火災の記録は、承応年間（1652～1654）と寛文 3 年（1663）の 2 回の大火が記録されているのみで、その後は大火と呼ぶべき火災はない。承応の大火は、深専寺の被災が当寺の記録に記されているが、詳細は不明である。寛文 3 年（1663）10 月（旧暦）の大火は、中町にある福蔵寺と真楽寺の縁起に出ており、北西風に煽られた炎は湯浅村の北西一帯をなめつくしたと推測されている。また、地震や津波、台風などによる水害など、過去に多くの災害にも見舞われているが、今後高い確率で発生するといわれている南海トラフの巨大地震や、近年多発している激しい集中豪雨など、これまで経験したことのないような災害の危険性が高まっている。

寛文の大火以後、商工業地である湯浅に大規模火災が発生しなかったのは、密集市街地であることの都市防災機能の弱点を住民がよく理解し、火災を恐れ、防火の意識を常に持っていたからにほかならない。また、明治年間までは、火入れ作業などで火を取り扱う醤油製造工場には、蔵若衆による私設の消防隊が組織されていて、各字の消防組織とともに迅速な消火活動に当たっていたという。大正 4 年（1915）になってこれらの消防組織は「湯浅消防組」に統一され、現在活躍している「湯浅消防団」へと引き継がれている。



火消し車など消防用具（角長所蔵）

比較的防火や防災の意識が高いのは、古くからの市街地に
住む住民たちで、火の用心や津波からの避難の心がけを代々
徹底されてきたという。各自治会での取り組みを見ても、平成
18年（2006）には、住民が連帯協同して火災や災害から身を
守り、被害を軽減させるための自主防災組織が設置されるよ
うになったが、最初に設立されたのは醤油醸造の町並みが残
る重要伝統的建造物群保存地区にある自治会区であった。町
並み保存と防災について考える機会が増えたことにより重要
伝統的建造物群保存地区内にある自治会から設立の広まりを見せ、今では町内の他の自治会区で
も活動が広がっている。自主防災組織では、消火訓練や避難訓練、救護の訓練、防災資機材の点
検などを定期的に行っている。

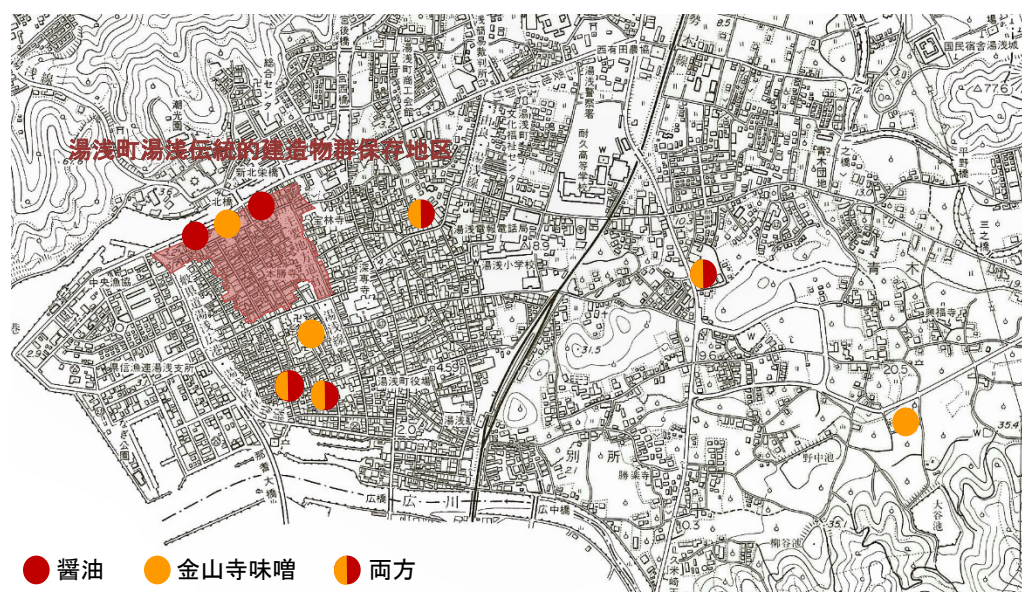


防災訓練（消火訓練）

醸造の香りに生きる町

現在、町内では、湯浅の醤油産業の伝統を守る手づくり醤油や、現代人にアピールするこれま
でにない醤油開発など、それぞれに創意工夫を凝らした醤油業者が活躍している。これは、金山
寺味噌においても同じで、各店舗でそれぞれの特徴を磨いた味を作り続けている。

新たな店舗や製造工場を造る場合は幹線道路沿いや郊外に構えるようになってきたが、古くか
らの市街地で昭和前期までに建てられた建造物を営業の拠点とし続ける業者もいる。



醤油・金山寺味噌製造販売業の分布

そのような中、平成 19 年（2007）には、前年の重要
伝統的建造物群保存地区選定を契機に、「第 1 回醤油サミ
ット」を開催した。醤油発祥の地とされる町で、かつ、
醤油醸造で栄えた町並みが評価された町で、全国の醤油
産地から多くの醸造家が集まった。この醤油産地同士の
つながりは現在も続き、平成 26 年（2014）12 月には兵庫
県たつの市で「第 6 回全国醤油サミット」が開催された。



第 1 回全国醤油サミット

町内の醸造家たちは、醤油や金山寺味噌の伝統を学習しようとする児童・生徒に向けた活動も行っている。作業場の見学や説明など、児童・生徒への対応に快く応じてくれている。町内の小学校では、児童による手づくりの醤油作りに励み、中には原料となる大豆の育成から始めている学校もある。故郷の歴史を体感して学習するとともに、次代を担う醸造家を育成しようとする取り組みである。



小学生の醤油作りの様子

近世から近代にかけて醤油醸造業を中心とする産業で栄えた古くからの市街地の一帯には、「通り」と「小路」で構成される特徴的な地割と、白漆喰塗りに板張りの醤油蔵や、虫籠窓、格子、幕板といった伝統的な意匠が見られる醤油醸造家の主屋など、醸造の歴史を今に伝える歴史的建造物が数多く残されている。その町並みを歩き、重厚な本瓦葺の屋根を見上げると、煙突からは釜で生醤油を焚きあげる煙が立ち昇り、台車に載せられて運ばれる醤油ビンがこすれあう音が通りに響く。港町や熊野古道の往来で賑わった醤油醸造町という湯浅固有の歴史が造り上げてきた市街地には、醤油や麴の香りが潮風に乗って漂い、そんなかけがえのないまちを住民たちは自らの手で守ってきた。



湯浅伝統的建造物群保存地区の町並

醤油醸造町として全国で初めて重要伝統的建造物群保存地区に選定された湯浅の町並みは、その歴史ある伝統産業が現在も継承されていることが高く評価された。「醸造の香りに生きる町」とは、公募により選ばれた湯浅伝統的建造物群保存地区のキャッチフレーズである。伝統的な町並みが残る市街地において今もなお醤油や金山寺味噌が作られ、その芳香の中で人々の暮らしが続けられていく様子を表している。日本の食文化を語る上で外すことのできない我々日本人の味覚の根幹といえる醤油の伝統と文化は、この町で暮らす人々の強い思いとともに受け継がれている。



醤油・金山寺味噌醸造に薰る歴史的風致の範囲

2) 熊野古道に見る歴史的風致

熊野古道と湯浅の関わり

湯浅は、急峻な山地が連なる紀伊半島の沿岸に位置しており、山と山の間に囲まれた僅かな平地が海に面した地形をしている。地理的条件から陸上交通における休息地であり、海上交通における発着地として適した場所であった。飛鳥・奈良時代の天皇の行幸では、紀伊国牟婁の湯（現在の白浜温泉）へ向かう一行が陸路を辿って山を越え、栖原の海岸に降り、そこから海路を進んでいる。また、延長5年（927）にまとめられた『延喜式』に「湯笠駅馬八疋」と記されており、湯笠とは湯浅の古名であるとされることから、少なくとも一時期において、南海道の宿駅となり、陸上と海上の交通の結節点として機能していたことがわかる。

紀伊半島における人の往来は、熊野参詣の隆盛により一層活発になる。古来より、修験道の行場とされた熊野は、阿弥陀信仰が広まり浄土教が盛んになるとともに、本地垂迹説によって熊野三神がそれぞれ阿弥陀・薬師・千手観音と結びついたことから、上皇・法皇をはじめ貴族を中心に熊野詣が頻繁に行われるようになった。



熊野三山（左から、熊野本宮大社・熊野速玉大社・熊野那智大社）

熊野への道として利用されたものを総称して熊野参詣道と言う。熊野参詣道は、京から紀伊半島の西岸を進み田辺へ至る紀伊路（紀路）、田辺から東へ折れて山中を進む中辺路、田辺からさらに海沿いを進む大辺路、東からは紀伊半島の東岸を海沿いに進む伊勢路、霊場高野山から紀伊半島の中央部を進む小辺路といったルートがある。

この熊野参詣道紀伊路が通る湯浅は、熊野参詣の際に宿泊地として利用されていた。その様子は、藤原定家が建仁元年（1201）に後鳥羽上皇の熊野参詣に随行した際に記された『熊野御幸記』にも書かれている。

湯浅を通るルートは、定家らが通ったと推測される道を熊野道（熊野御幸街道）、近世に整備された街道を熊野街道と称することがあるが、湯浅ではそれらを総称して熊野古道と呼んでいる。したがって、これらの道について本計画では、熊野古道という呼称を用いることとする。



熊野三山と熊野参詣道 位置図

熊野参詣を支えた湯浅氏

貴族らの熊野参詣が盛んになってきた頃、豪族の湯浅氏が勃興してくる。湯浅氏は、藤原氏の出自であるとされ、湯浅宗重（1118～1195）の時には、有力な地方豪族として力を誇っていた。平治元年（1159）、平清盛が熊野詣で留守中の京都で、源義朝と藤原信頼が挙兵した平治の乱の際には、

京に戻る清盛を、湯浅宗重が兵 30 余騎を出して護衛したことが知られている。源平合戦で平氏が敗れた後、屋島から落ち延びてきた平重盛の子、忠房^{しげもり ただらさ}を擁して防戦するも、文覚上人^{もんがく}（京都・高尾の神護寺^{じんごじ}の僧）の仲介の元に争いの鉾をおさめ、以後は鎌倉幕府の有力御家人として、京の警備を任されるなど、一目置かれる存在であった。あわせて文覚上人の神護寺に、宗重の四男上覚^{じょうかく}や、孫の明恵^{みょうえ}を送り込むなど、京都の寺院とも関係を深め、政治、経済、文化など多方面で京都との繋がりを持った。



湯浅城跡

宗重は、熊野古道が通る方津戸^{ほうづと}峠に程近い広保山に広保山城を、その東方の青木に本城の湯浅城を築いた。また、湯浅氏は、周辺に顯國神社や若宮神社を勧請し、平野には観音堂を建立している。源氏が何度攻めても落とせなかった要害の城は、平安時代の末期から、文安 4 年（1447）に落城するまでの約 280 年間、湯浅氏の本拠として存在した。

この湯浅城は、戦いのための砦としての要素を持った山城であり、湯浅本家（総領家）は岩崎に住すと言われることから、現在の小字岩崎に館があったと考えられている。熊野古道に近接し、この付近一帯が湯浅氏や家臣の屋敷地であったと同時に、町場として発展し、宿泊施設等もあって賑わっていたと推定される。また、さらに南に行くと、御茶殿^{おちやと}と呼ばれる場所があるが、そこは南西に広がっていた入江を見ながら上皇などが休息した行在所に使われたところだと言われている。前述の『熊野御幸記』には、熊野詣の帰路に湯浅宿所に泊まって、湯浅氏より接待を受けたことが記されている。

このように、湯浅近辺を強力に支配していた湯浅氏の存在は、中世の熊野参詣において、安全な往來を確保し、京との繋がりによる文化的な発展は、貴族らの接待に大いに寄与したといえる。

熊野古道の変遷と旧跡

『熊野御幸記』の頃の熊野古道は、今よりも東を通っていたようである。熊野参詣が盛んになっていった平安時代末期に創建されたとされる別所の勝楽寺^{しょうらくじ}は、往時はその境内もしくはすぐ横を熊野古道が通っていたとされる。時代を経て、湯浅の町場が西へと発展していく中で、熊野古道も西側にルートを変えた。

藤代^{ふじしろ}（藤白）峠、蕪坂^{かぶらざか}を越えて有田に入ると、宮原で有田川を渡って糸我峠^{いとが}にさしかかる。糸我峠を登り詰めると、湯浅に入る。逆川王子^{さかがわ}を経て、方津戸峠を越えると道町^{どうまち}を通って広川を渡って広川左岸を南進し、鹿ヶ瀬峠^{ししがせ}に至る、というのが、有田地方における熊野古道のルートである。古くは、方津戸峠を越えたあと、現在の飛越橋の付近で山田川を越え、そのまま南に下がって勝楽寺を通過し、広川右岸を南下したようである。

糸我峠から広川を越えるまでの湯浅町内の熊野古道沿いには、様々な旧跡が点在し、今も信仰の対象となっているところもある。



熊野古道と湯浅氏関連文化財の位置図

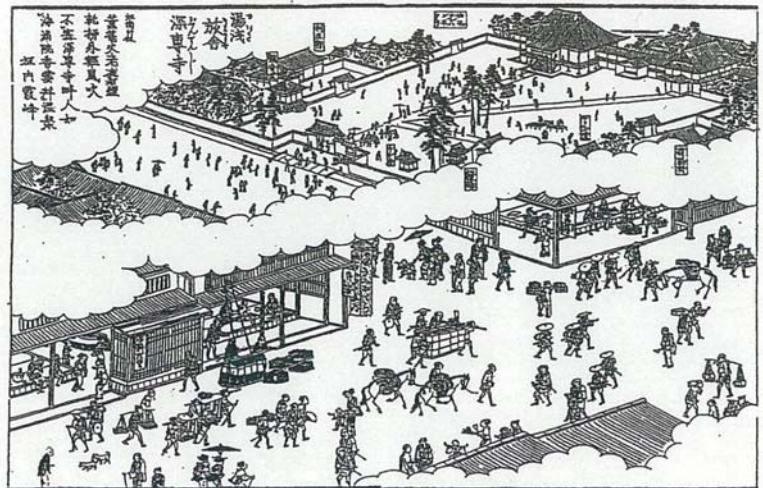
糸我峠を下りきったところにある逆川王子は、熊野九十九王子の一つである。熊野九十九王子は、京から熊野三山に至る紀伊路、中辺路沿いにあり、熊野参詣の途中で儀礼を行う場所である。天保10年（1839）に編纂が完了した『紀伊続風土記』によると、逆川王子社は吉川村一村の氏神であると記されており、現在は逆川神社と称して、明治43年（1910）に田の國津神社に合祀されて以降も、飛地社として旧来の位置に社地を構えている。地元自治会の吉川区が地縁団体となって敷地を所有し、日常の管理を行っている。現在の社殿や石段は、昭和12年（1937）に建立されたもので、10月18日には祭礼の神前式がここで執り行われる。このように、逆川王子は熊野参詣の巡礼地の一つであるとともに、地域の信仰の拠り所としても大切に守られている。



逆川神社（逆川王子）の祭礼

また、町内には、逆川王子の次の九十九王子社として、久米崎王子跡がある。古くは白潟と呼ばれた入江があった地に突き出た高台にあり、現在は昭和39年（1964）に建てられた王子跡を示す石碑のみが残る。

道町の四叉路の北西にある深専寺は、奈良時代の高僧行基が開創した海雲院を前身に持つと伝えられ、寛正3年（1462）に明秀上人によって再興された浄土宗寺院である。皇室の熊野御幸では行在所にあてられたと考えられ、また聖護院門跡の熊野入峯の際の宿泊所としても利用された。文政9年（1826）に建立された書院は、聖護院御殿とも呼ばれ、欄間に菊の紋章の透刻が施されている。境内には、寛文3年（1663）建立の本堂を始め、江戸時代からの建造物が多く残っている。



紀伊国名所図会〈湯浅旅舎深専寺〉

四叉路の南西隅には、天保9年（1838）に建てられた立石と呼ばれる道標がある。北面の「すぐ熊野道」の「すぐ」とはまっすぐという意味であり、南下してきた人々にまっすぐ進むように伝えている。東面には、右（北側）を人差指で指し、「きみみてら」と彫られている。紀三井寺は、西国巡礼の第二番札所であり、この道が西国巡礼に使用されていたことを裏付ける。また、南側には「右いせかうや道」と刻み、ここから東に向く道が高野山に至る道であることを示している。

嘉永4年（1851）に刊行された『紀伊国名所図会』には、この四叉路の様子が描かれており、深専寺の境内や立石とともに、往来を賑わす人々の様子や、宿屋、料理屋といった往来の人々相手の商売の様子もいきいきと描かれている。



熊野街道道標（立石）

かつて広川右岸に広がっていた低地、白瀉（^{しらかた}白方）を望む高台に、勝楽寺がある。平安時代後期に創建され、当時の熊野古道は勝楽寺の境内、もしくはその傍を通っていたと考えられている。湯浅氏の庇護の下に隆盛を極め、荘厳な伽藍を誇っていたことが、大門坂や踊堂といった地名からも推測される。京都醍醐寺の金堂（国宝）は、この近辺にあったお堂を移築したとする説が有力で、その建築様式からは平安時代後期に建立されたことや、鎌倉期の改造による紀州独特の構造が見られること等



勝楽寺境内

の特徴が表れている。勝楽寺に伝わる仏像群からも、その歴史と往時の繁栄を知ることが出来る。

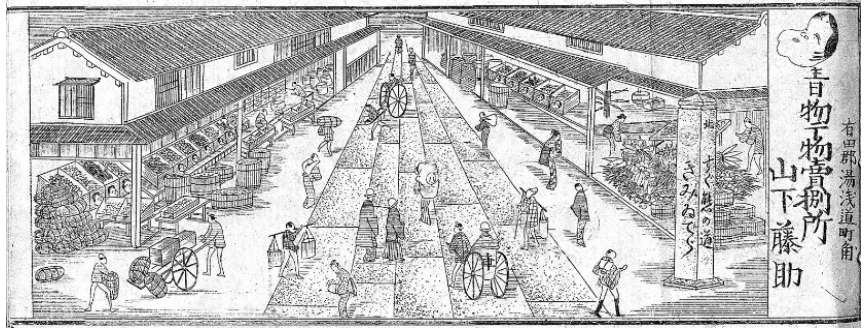
承元4年（1210）、明恵が熊野参詣の道中であった藤原長房と面会した「白方宿所」や、建保4年（1216）に熊野に向かう藤原頼資が宿泊した「湯浅白形堂僧房」は、ともに勝楽寺を指すと考えられ、熊野参詣との関係がうかがえる。



勝楽寺近辺の寺院との関連性が考えられる地名の広がり

「道」が果たしてきた役割

修験道の修行の場としての熊野は、貴族の熊野参詣へと繋がり、それはやがて庶民へと広がっていった。湯浅では、湯浅氏の隆盛を背景に、町としての発展の基盤が造られた。近世に入ると、紀州藩によって街道が整備され、一里塚と一里松を



有田郡名勝豪商案内記〈青物干物売捌所 山下藤助〉

設置し、伝馬所^{てんまじょ}を各所に置いて官吏の往来や官用荷物書状の運搬にあたらせた。熊野古道は西国三十三所巡礼の道と重なり、多くの人や物資が行き交った。道町の立石が卒都婆型をしているのは、西国巡礼の途中に行倒れた者への追善供養のためとも言われている。

近世は、伊勢へのお蔭参りに象徴されるように、多くの庶民が、寺社参詣を表立った理由としながら、物見遊山としての旅を行うようになっていった時期でもある。『紀伊国名所図会』には、糸我峠の茶店で楽しそうに茶菓子を食べて休憩する旅人の様子が描かれている。ここでは特産物のみかんを貯えて盛暑の頃に販売し、旅人がその美味に感嘆したとある。人々の旅の目的は少しずつ変化をしていった。



紀伊国名所図会〈糸我峠〉

明治維新を経て近代になると、鉄道が導入されるようになる。有田地方では、大正4年（1915）に私鉄の有田鉄道が山田川河口にあった海岸駅と金屋口駅の間に開通し、さらに昭和2年（1927）には国鉄紀勢線^{きせいせん}が、紀伊湯浅駅（現在の湯浅駅）まで繋がった。現在の湯浅駅駅舎は、一部改変されているものの、開業当時のものである。

国鉄紀伊湯浅駅の開業は、湯浅の市街地の構成にも変化を与えた。中世から近世までの時代には、熊野古道の街道筋に町場が発達し、それが海に面しながら市街地が広げられ、そこでは醤油醸造業が発展するとともに沿岸部では港の施設が整備された。鉄道の開通に前後して、今度は熊野古道の東の山側へ市街地が広がっていった。有田郡役所、湯浅税務署、湯浅町役場などの主要な官公庁施設が、当時の市街地の中心に位置する字道町や字中町から駅に程近い



J R 湯浅駅（旧国鉄紀伊湯浅駅）

字南道 1055 番地周辺に移転していることが、その顕著な例である。熊野古道を町を中心軸に据えたまま、新たな移動輸送手段と官公庁施設をその傍らに設けることで繁華街が形成され、より多くの人々の往来と賑わいを生み出した。昭和という新しい時代の幕開けに相応しい近代的な市街地が、熊野古道と駅を結ぶ界限に開かれたのである。



市街地 形成の 経過 (凡例)	①中世以降、熊野古道の街道筋として市街地が発達	
	②海岸の埋め立てなどにより市街地が海の方へ拡大（醤油醸造で栄えたエリア）	
	③近世初頭に港湾施設と臨海市街地を造成（海との関連の強いエリア）	
	④国鉄の開通により熊野古道と駅との界隈に市街地が開発	

昭和35年（1960）頃の航空写真で見る熊野古道を主軸とした市街地形成の経過

現在、幹線道路としての役割は昭和35年（1960）に郊外に新設された国道42号線にゆずったものの、市街地の中を通り抜けている湯浅の熊野古道は、人々の生活道路として、今なおその往来は活発である。また、糸我峠を越えて王子社などに参拝し、その歴史を学びながら市街地の熊野古道へと進入してくる来訪者の姿もよく見られ、熊野古道は町内外の多くの人々から親しまれ続けてきたのがわかる。平成16年（2004）の「紀伊山地の霊場と参詣道」世界遺産登録によって熊野への注目が再び高まってから10年の節目を越え、紀伊山地にある霊場と、そこに向かう参詣の道は、国外からも注目を集めるようになった。



糸我峠を歩き、逆川王子に参拝する人々

また近年には、江戸末期まで続いていた行事が再開された。平成24年（2012）に深専寺で営まれた京都の^{しょうごいんもんぜき}聖護院門跡による護摩焚きは、熊野や大峰での修行の帰路、熊野古道を行く^{おのみね}聖護院門跡一行が立石の脇で護摩法要を行い、深専寺にて休息し、もてなしを受けたという史実にちなんだものである。平成27年（2015）にも、大峰奥^{おくがけ}駈修行を終えた聖護院門跡の山伏行列が熊野古道を行進し、深専寺で山伏問答や護摩法要が行われた。護摩壇から立ち昇る白煙は人々の祈りとともに空へとたなびき、熊野古道の道町周辺には山伏たちの法螺貝や鈴の音が鳴り響いた。



聖護院門跡による護摩法要

熊野古道における人々の往来は、古くは参詣の旅であったものが、中世から近世、近代へと移るにつれて商いや観光を目的とするものが盛んに行われるようになり、徒歩や馬での移動は、やがて自動車など動力を持った乗り物へと変化してきた。熊野古道を取巻く周辺も、港や鉄道の整備が進み、それぞれの特色ある市街地が形成されていった。

時代が移り変わり、旅の目的や移動手段が多岐にわたるようになっても、熊野古道を歩き、王子社に手を合わせる人々の根底には常に「信仰」があり、それは絶えることなく今も続いている。住民にとっても、峠を越え市街地の中を抜けていく熊野古道は特別で、他の道路と比べてその存在は明らかに別格との思いがある。時代の旅人たちが歩んできた「道」を通して見えるまちの変遷とその重層性には、熊野三山へと繋がる信仰を源流とする熊野古道の往来が、まちの誇りとともに連綿と受け継がれている。



熊野古道に見る歴史的風致の範囲

3) 明恵の足跡に見る歴史的風致

明恵と湯浅との関わり

明恵（明恵房高弁）は、華嚴宗再興の祖とも言われる鎌倉時代前期の高僧である。父は平重国、母は湯浅宗重の第四女で、承安3年（1173）に有田郡石垣庄東吉原（現在の有田川町歓喜寺）で生まれた。幼くして両親を相次いで亡くし、9歳の時に叔父である上覚上人に預けられ、京都・高雄の神護寺に入った。そこで、文覚上人のもとで華嚴宗の修行に努めたが、折しも奈良や比叡山では僧たちの横暴ともいえる姿が溢れ、仏教界が荒んでいた時代であった。神護寺においても僧たちの怠惰は著しく、戒律を破る者が目立った。



明恵上人像（高山寺蔵）

そこで明恵は、建久6年（1195）に高雄を出て、故郷であり、母方の祖父が治める地である紀州湯浅の栖原白上に入って庵を結び、ここで修行を始めることとなった。木々の隙間から刈藻島や鷹島が浮かぶ栖原の海が望めるこの地で、坐禅や写経に明け暮れた。明恵が修行中に詠んだ歌に「糧絶えて山の東を求むとてわ町へ行けぬことぞ悲しき」という歌がある。「わ町」とは、我が町という意で、湯浅の町場を指している。食糧が尽きたので托鉢に行きたいが、一族がいる湯浅の町ではいとも容易く食糧を得ること



西白上遺跡

とになってしまい修行にならないので、行くことが出来ない、という意である。明恵が、湯浅を故郷と理解していたことがわかるとともに、当時の湯浅が「町」と言えるほど栄えていたことがうかがえる。

この地は、麓の栖原に住む人々の生活音が聞こえて修行の妨げになるとして、ほどなくして谷を隔てた東の奥に修行の地を移している。最初の修行地を西白上、移動した後の地を東白上と呼ぶ。明恵はここでの修行中、仏に身を捧ぐため自らの右耳を削ぎ落としている。明恵の仏道への深い思いを伝えるエピソードである。

建久9年（1198）、神護寺に呼び戻されるも、再び白上の峰に戻って修行を続けた。この年の暮れには、白上から望める刈藻島で5日間の修行を行った。島内の波に削られて出来た洞窟に板を渡



施無畏寺境内から見た刈藻島

し、人々の喧騒からほど遠く離れたこの地で、明恵はひたすら読経に明け暮れたという。後年、「島殿」にあてた手紙を書いて弟子に託したという逸話が残るほど、明恵はこの島を愛していたようである。

明恵はこの年のうちには、白上を離れ、有田地方の各地で修行を続けた。この頃、釈迦の教えに深く帰依していた明恵は、釈迦への憧れのあまり、その足跡をたずねてインド（天竺）への渡航を計画している。春日明神の神託や自身の病により断念したが、『大唐天竺里程書』には綿密な行程が記されておりインドへの強い思いを表している。なお、春日明神の神託の逸話は能「春日龍神」の題材となっており、嘉永4年（1851）の『紀伊国名所図会』にもその場景が描かれている。建永元年（1206）には後鳥羽上皇より、神護寺の奥、^{とがのお}梅尾の地に^{こうざんじ}高山寺を賜り、その教えを広めていった。承久の乱の際には、敗れた上皇方の兵を高山寺にかくまったとして捕らえられ、鎌倉幕府の執権、^{ほうじょうやすとき}北条泰時の尋問を受けたものの、明恵の話を聞いた泰時は深く感銘を受け、以降たびたび政治や仏教を問うようになるなど、時の権力者にも影響を与える人物となった。

晩年には、栖原の領主で明恵の叔父にあたる湯浅^{かづもと}景基より、かつての修行地である白上峰の麓に建立した伽藍の開山として招かれた。寛喜3年（1231）4月、明恵が59歳の時であった。この寺こそ、現在も同地に開かれている^{せむいじ}施無畏寺である。明恵は、その翌年の1月、梅尾高山寺において入滅した。

このように、鎌倉時代初期の仏教界における激動の中、戒律を重んじる旧来の勢力である華嚴宗の教えを極め、その中興の祖とも言われる明恵は、母方の出身である湯浅一族との繋がりのもと、「わ町」と呼ぶ湯浅との間に深い関わりを持っている。

施無畏寺と白上遺跡

施無畏寺は、湯浅一族の支えにより白上山一帯に寺領を持ち隆盛を極めたが、湯浅一族が滅亡し、後の豊臣秀吉の南征で伽藍の多くが兵火にかかり、灰燼と化した。^{かいじん}現存する建物は全て江戸時代以降に再建されたものである。施無畏寺に残る室町時代の境内の様子を描いた絵図には、白上の峰から刈藻島までの範囲に、本堂や開山堂などのほか、多宝塔、大門、六坊といった現存しない堂塔も伽藍配置に見られる。また、東西の白上峰には卒都婆も描かれている。この卒都婆は、明恵の死後4年目にあたる嘉禎2年（1236）に弟子の^{きかい}喜海が、有田地方における明恵の修行地等に建てた木造の卒都婆を、康永3年（1344）に石造に改めたものである。現在もなお同地に建つ東西の白上遺跡は、史跡に指定されている。



施無畏寺境内絵図

現存する堂宇のうち、本堂・開山堂・鐘楼・鎮守社は、それぞれ和歌山県指定文化財となっている。これらは、室町時代の境内絵図と位置関係は同じである。本堂は貞享3年（1686）、開山堂は明暦元年（1655）、鐘楼は宝永4年（1707）の再建であり、鎮守社は18世紀の再建と見られる。このほか、施無畏寺には明恵と関係の深い古文書や寺宝が数多く残されており、東西白上遺跡や刈藻島の景観とともに、明恵^{ゆかり}縁の証を大切に守り伝えている。



施無畏寺本堂（右）と開山堂（左）

明恵上人^{おんき}遠忌法要

明恵が入滅してから 50 年に一度、遠忌法要が営まれる。施無畏寺に残されている『明恵上人五百五十回遠忌開帳絵図』には、明恵没後 550 回忌の安永 9 年（1780）に営まれた法要の様子が描かれている。芝居小屋がかかり、幟や提灯が並んで、大勢の参拝者で賑わっている様子が見て取れる。

最も近い法要は、昭和 55 年（1980）に「明恵上人七百五十回遠忌大法要」が営まれている。栖原の集落から施無畏寺まで稚児行列が練り歩き、大勢の参拝者で溢れかえった境内での餅撒きなど、盛大な法要が執り行われた。

次の八百回遠忌法要は、平成 42 年（2030）頃に執り行われることとなる。



明恵上人五百五十回遠忌開帳絵図



明恵上人七百五十回大遠忌法要の様子（写真右：稚児行列）

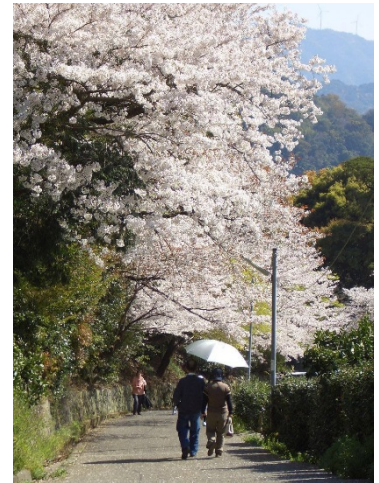


明恵上人七百五十回大遠忌法要の様子（写真右：餅撒き）

シガサンニチと施無畏寺開山忌に営まれる法要

施無畏寺では、明恵の月命日にあたる毎月 19 日に住職による勤行ごんぎょうが行われているが、明恵に関するものでは毎年 4 月 3 日の「シガサンニチ」と呼ばれる日に行われる「明恵上人会式」がある。シガサンニチは、元は農業を営む際のいわゆる農事暦のうじれきの一つで、集落全体の休日であり、山や海などに出掛けて休息を楽しみながら英気を養うとともに、その年の豊作を神仏に祈願するものである。旧暦では田植え前の時期であったが、新暦では桜の開花時期と重なり、お花見などが行われる。桜の名所としても名高く、境内や参道に多くの桜が咲く施無畏寺には、毎年多くの花見客が訪れる。

シガサンニチの「明恵上人会式」は、施無畏寺の本尊を祀る本堂ではなく、明恵が祀られている開山堂で営まれることから、明恵に対する会式であることが明らかである。会式の前日から檀家が集まり、開山堂周辺の清掃や、会式に使用する餅をつく。会式当日、開山堂には檀家たちや参拝者が集まり、健脚な者は桜並木が続く山道を登って白上遺跡に参拝する。開山堂で法要が営まれた後、集まった参拝者に餅撒きが行われるのである。



施無畏寺参道の桜並木



シガサンニチに開山堂で営まれる明恵上人会式

シガサンニチのほか、施無畏寺が開かれた 4 月 17 日には開山忌法要が営まれる。それは境内地だけにとどまらず、明恵が厳しい修行を積んだ刈藻島でも行われる。明恵自身が、単なる修行の地では片付けられない心惹かれる思いを抱いていた刈藻島は、明恵を尊敬し慕う者たちにとっても特別な場所である。昭和 57 年（1982）8 月には、施無畏寺の檀家をはじめ町民が中心となって、明恵の石造の坐像が刈藻島の西側、はるか彼方にあるインドの方角を見据える位置に安置された。それまで



刈藻島での清掃活動と法要

は、檀家や有志たちが数年に一度の頻度で刈藻島に船で渡り、島の清掃と法要を勤めていたが、坐像を安置した翌年からは、毎年草刈りや清掃を行い、法要を勤めるようになっている。

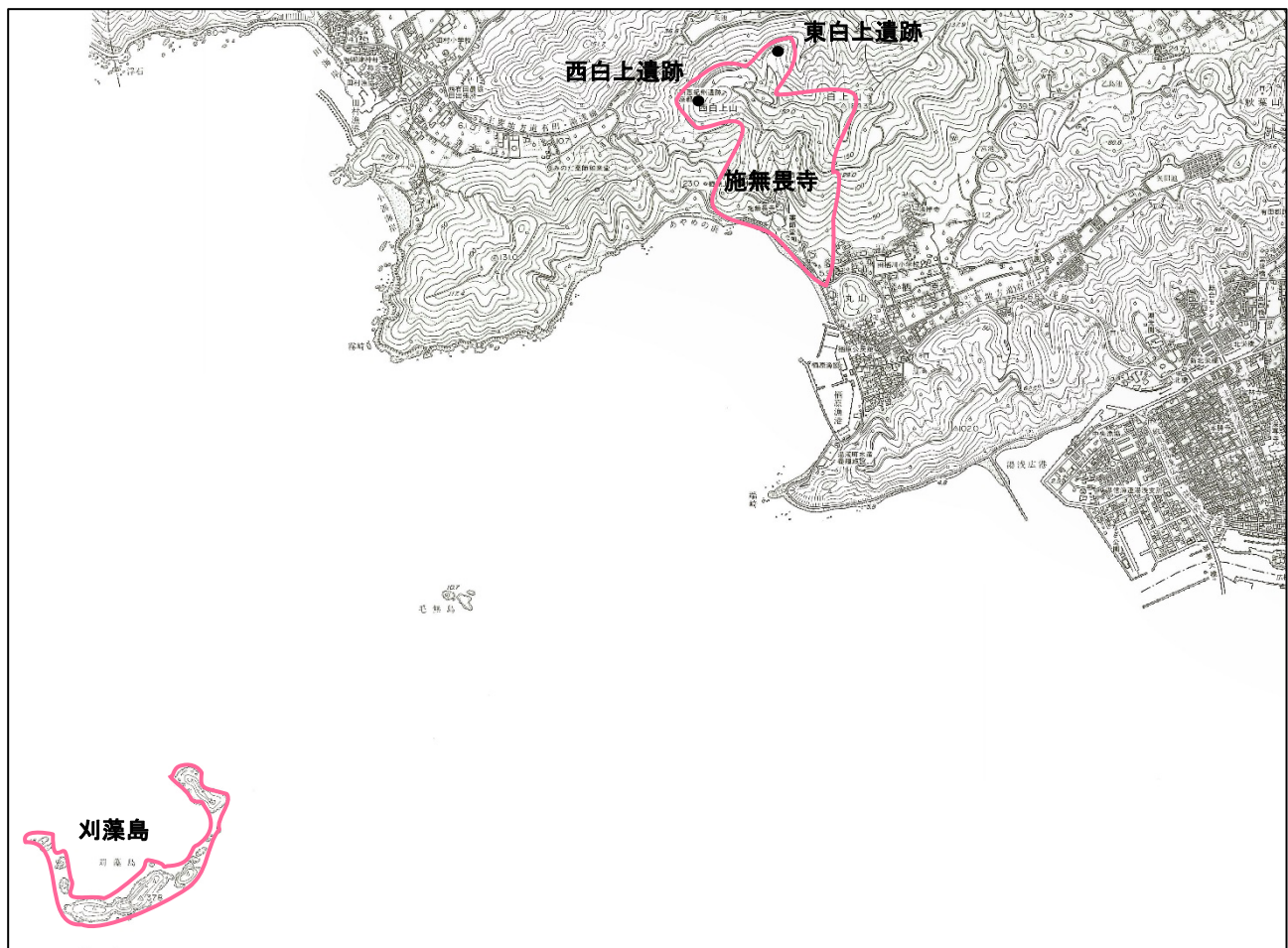
こうしたシガサンニチに行われている会式や刈藻島での清掃活動などは、最初に始められたのがいつなのか正確にはわからないが、施無畏寺の記録によると、シガサンニチの会式は昭和の初めに

はすでに行われており、刈藻島でのお勤めも、昭和7年（1932）の七百回大遠忌法要の際に住職らが船で島に渡り、法要が営まれている。

シガサンニチに行われる明恵上人会式は、明恵を敬愛してやまない人々の思いと土俗の風習が合わさり、「シガサンニチ」の言葉の響きとともに咲き誇る桜の四季の風物詩となっている。桜並木の参道を登り、若き日の明恵が厳しい修行に身を投じた西白上に立つと、春の陽光に輝く穏やかな海が眼下に広がり、栖原の集落とその沖にある刈藻島や鷹島が一望できる。刈藻島でのお勤めもまた、明恵が抱いていたインドへの憧憬と、この島に注がれた愛情に共感を覚える人々によって今日まで続けられている。施無畏寺を擁する白上峰と湯浅湾に浮かぶ刈藻島には、明恵が残していった足跡を自然の息吹とともに感じる歴史的風致が今なお息づいている。



西白上から望む湯浅湾の景色（刈藻島、鷹島、栖原の集落）



明恵の足跡に見る歴史的風致の範囲

4) 顯國神社の祭礼に見る歴史的風致

顯國神社の由来

湯浅の古くからの市街地とその周辺で執り行われる伝統行事に「顯國神社の祭礼」がある。顯國神社は、旧湯浅村（現湯浅町大字湯浅、別所、青木、山田）の総鎮守として地元では「大宮さん」と呼ばれ、氏子らの崇敬を集めてきた社である。社伝によれば、顯國神社の創祀は、延暦20年（801）に坂上田村麻呂が有田郡霧崎菖蒲の里（現湯浅町大字田字小濱ないし大字栖原字下地）に到って同地の神々を崇敬し、社殿を造営して大國主明神として祀ったのが始まりとされる。その後、天養元年（1144）には、この地の土豪湯浅宗重によって当地に勧請され「顯國明神」と改称して、湯浅一族の信仰を集めた。江戸時代の寛文8年（1668）12月には、徳川頼宣より「顯國大明神」の社号を授与され、これが先例となって歴代藩主の参詣または代参があるなど紀州藩にも篤く崇敬された。近世以前の顯國神社の社役は、深専寺（浄土宗西山派）の支配に係り、寺中の東の坊が社僧を勤めたという。現在の本殿は江戸中期のものと考えられ、拝殿は元文2年（1737）、祝詞殿は明治21年（1888）の建築である。



顯國神社

顯國神社の祭礼

顯國神社の祭礼は、毎年7月18日の若宮祭（夏祭）と、10月18日の顯國神社の例祭（秋祭・湯浅祭）である。若宮祭は、明治44年（1911）に顯國神社に合祀された若宮神社の祭礼で、7月17日の夕刻に顯國神社境内にある若宮社での宵宮祭、翌18日には本祭が行われ、御旅所である南恵比須神社までの神輿渡御と、オニ・ワニが獅子を退治する三面獅子舞が奉納される。若宮神社は、社伝によれば、後鳥羽院熊野御幸の際に湯浅宗方に下賜した神社で、以後、宗方が崇敬して鎮守神として祀り、宝治元年（1247）に青木の花園山に遷し若宮神社と号したという。青木の旧社地には今も社殿が残る。



若宮祭（宵宮）

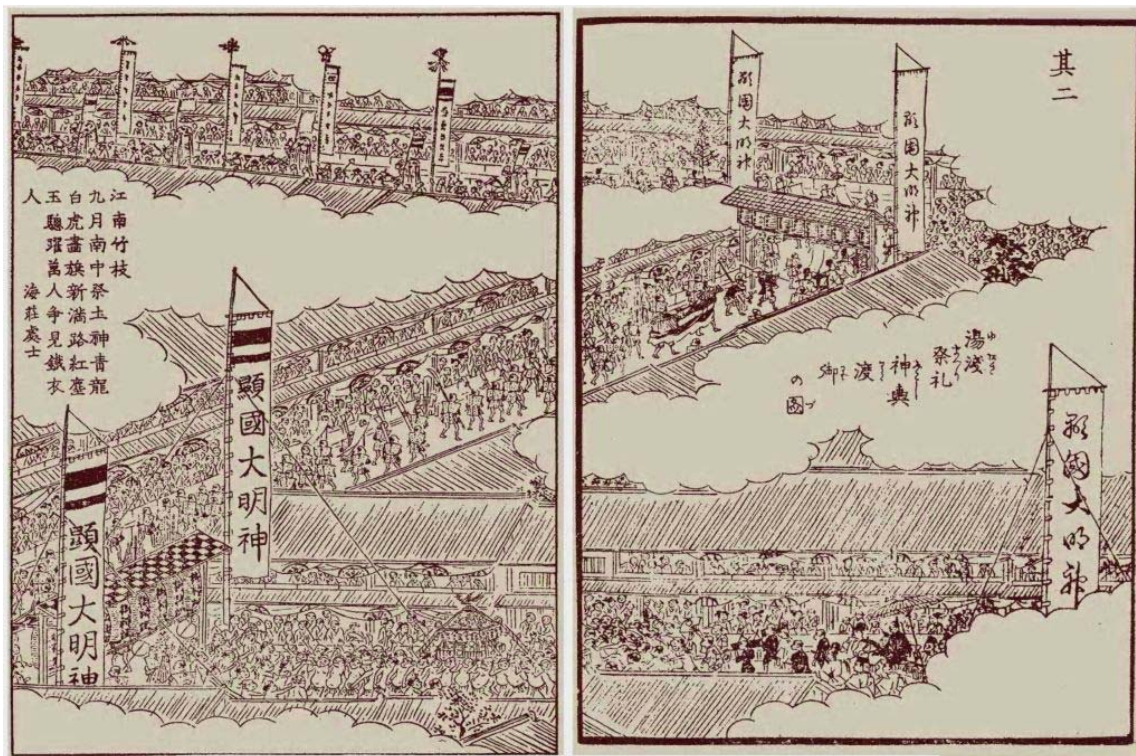
10月18日の湯浅祭は、顯國神社で最も大きな祭礼であり、多くの氏子が参加して神輿渡御行列や三面獅子舞の奉納が行われる。湯浅祭では、かつては「流鏑馬」と称する各町から出された「組馬（箱馬、町馬ともいう）」による駆け馬などの行事が盛んに行われたが、これは、昔、田中九郎助（生年不詳～1651）という者が社前に馬を集めて流鏑馬をしたのが馬寄せの始まりであると伝えられる。田中九郎助が住んでいたといわれる界隈の町組は、今も「九郎助」という町名で祭礼に参加している。

江戸時代の湯浅祭の様子は、嘉永4年（1851）の『紀伊国名所図会』に描かれており、「湯浅祭礼神輿渡御の図」では、沿道の家々は格子を外し、幔幕を張って飾りつけ、見物人が町を埋め尽くし祭一色となった当時



天保五甲午九月
流鏑馬仲間定 御旅町

の華やかな祭の様子がうかがえる。



湯浅祭礼神輿渡御の図

行列の先頭を行くのは湯浅の各町組から出された組馬であり、その後ろに連なる列は顯國神社から出される神幸行列で、その中には三面獅子舞も見られる。「湯浅町々より駈馬を出す図」に描かれているように、各町組は馬の飾りや武者の鎧、母衣、幟、矢取りの子どもや口取りの衣装に贅を凝らした。古くは祭前日の神社前の馬場や、祭礼当日は、御旅所からの還りに北の松原より北町筋を馬場に見立て、組馬や近郷より参加した客馬が疾走する駆け馬の行事が行われた。明治24年（1891）の祭礼では、組馬、客馬合わせて90頭にもものぼり、かつての湯浅祭は、豪華な馬具や衣裳を飾り付けた組馬の行列や駆け馬が行われる有田地方最大の馬祭りであった。



湯浅町々より駈馬を出す図

このように、顯國神社の秋の祭礼では、かつては湯浅の町組ごとに華麗に仕立てた騎馬武者を渡御行列に参加させるのを古例とした。町内には単独の町や数カ町の連合、同業仲間など大小20ほどの組（箱組）とよばれる組織が存在し、現代にも受け継がれている。組の組織は、時代によってその数が増減し、戦後に出来た新しい組もあるが、現在ある組の多くは古くからある組が時代ごとにその範囲を少しずつ変えながら継続している。

湯浅祭の基本的な形態については、少しずつ形を変えな



組馬（昭和15年 濱町）

がらも昭和戦前の頃まで引き継がれ、その華やかで勇壮な湯浅祭の組馬の評判は県内外に広く知れ渡っていた。しかし、戦後になると馬中心の祭りの様相は徐々に変化し、昭和30年代後半からは、農耕や荷役に従事し「馬力」と呼ばれた馬が減少して手配が難しくなったことと、大勢になった子供たちが祭りに参加できるようにと、組馬に替わって子供神輿を出す町組が増えていった。

祭礼の準備は、10月初旬頃からそれぞれの組で世話役を中心に始められ、組内の家からの掛金集めや、宿の飾り付けをおこなう。組の拠点となる宿は、祭りの一週間ほど前に飾り付けられ、祭り当日まで組の者が集まって交代で番をする。組によって年ごとに家の周り番である場合や毎年同じ集会所などの場合がある。宿のしつらえは組ごとに異なり、組馬から各町の神輿などに変わるにつれて「馬宿」が「神輿宿」へと様子が変化した町組もあるが、伝統的な馬宿のしつらえは、表には組名を書いた赤い羅紗地の幟を立て、宿の提灯を飾り幔幕を張る。注連縄を回らした座敷には、組馬の騎馬武者が着る甲冑を中心に、馬具、金銀の刺繍柄の入った赤母衣、矢取り・口取りの衣裳を飾り、御幣、神札、鏡餅、懸け鯛、御神酒などを供える。

渡御の出し物に鳴り物を出す組では、夜になると太鼓などを練習する音が聞こえ、神輿を奉納する組も、祭礼前日や当日の朝に、太鼓や笛を鳴らしながら山車に乗せた神輿を引いて町内を練り歩く。こうして馬宿を起点に祭りの準備が始まり、その周辺から祭り気分が高まっていくのである。



駆け馬（昭和27年）



馬宿（神輿宿）〈北町〉



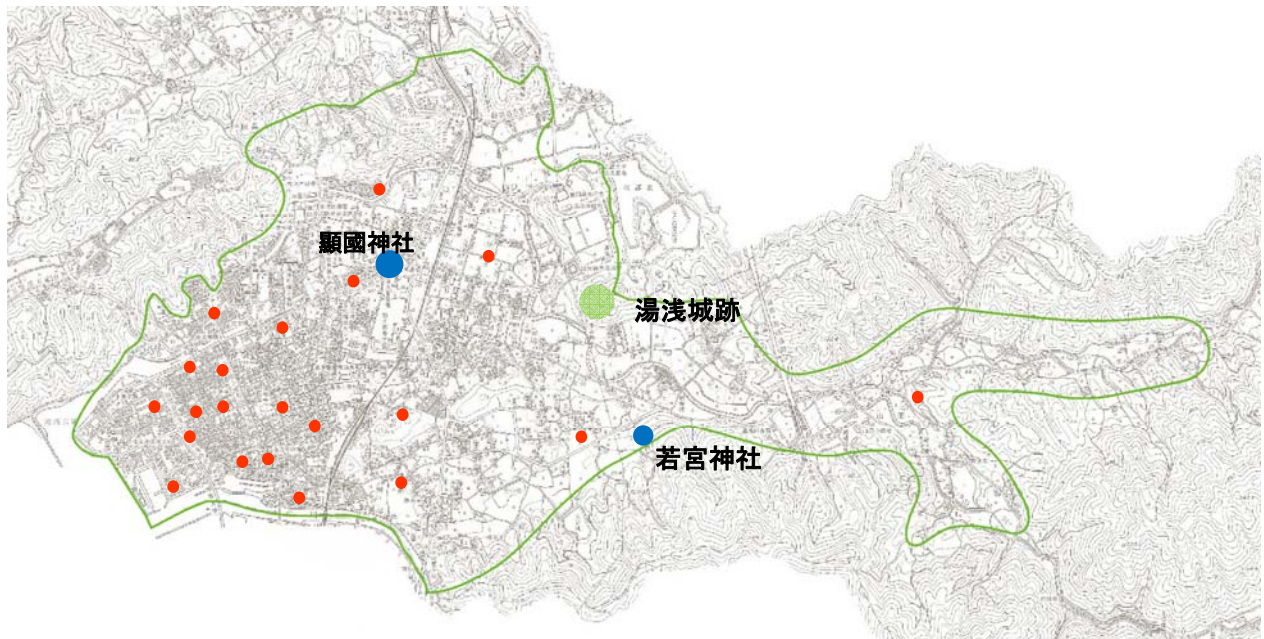
馬宿（神輿宿）〈九郎助町〉



市街地を練り歩く山車〈王城〉



前日に町内を神輿が練り歩く〈本町〉



祭礼にかかる市街地や集落の範囲と馬宿（神輿宿）の分布図（平成 27 年）

湯浅祭の本宮当日の朝には、各宿では祭を支える町組の家々に対する御礼のため、的入れの行事が行われる。かつて組馬が出ていた頃には、町ごとに豪華な飾りをつけた組馬の騎馬武者が町を練り、介添えが持つ柄の付いた板の小的を扇根で打って礼をし、宿に供えた鏡餅を切り分け家々に配ったが、現在は鎧武者が歩いている的入れを行う場合や、山車を出して町内を練り歩き、餅を配布する町組も多い。そんな中、重要伝統的建造物群保存地区内にある古くからの町組の一つである北浜町では、失われつつあった湯浅祭の伝統を守ろうという思いから、平成 21 年（2009）の祭礼から古式に則った騎馬武者による的入れを再開させた。この的入れは「チョンマ」と呼ばれ、町内の男性が鎧武者として騎乗し、縮緬の法被を着て化粧前垂れを着けた口取り二名が、馬の手綱を取って町内を回り、通りに面した家には玄関先で的を 2 つずつ打ち、小路にある家の場合には、小路口から家の軒数につき 2 つずつ的を打って、祭り運営への返礼とする。伝統的な町並みを闊歩する騎馬武者の英姿に、集まった北浜町の氏子たちからは拍手と歓声が上がる。

湯浅祭の本祭は、正午から本社神前において神事が執り行われ、その間に、各町組の子供神輿などの渡り物が鳥居前に集まってくる。その後、神社境内の拝殿前の参道において三面獅子舞の奉納があり、これが終了すると、いよいよ行列が神社を出発して神輿渡御が始まる。

現行の行列順は、三面（オニ・ワニ・獅子）→神輿・



騎馬武者の的入れ（チョンマ）北浜町



鳥居の前に集まる氏子たち

榊・御供箱・供物→神職→宝剣→氏子総代会が続き、各町の組馬や子供神輿、提灯屋台、時代行列、太鼓組などの趣向を凝らした行列が、本神輿一行の前と後ろにくじで決められた順番により配される。行列の順番や渡り物は時代によって一様でなく、戦前には御所車なども列した。湯浅祭の神輿渡御の道のりは、途中までは夏の若宮祭の場合と変わらず、大宮前の道を西進し、字馬出・馬止を経て南道に入る。この辺りは大正から昭和初期にかけて市街化が進んだ界隈で、湯浅醤油株式会社の跡地や湯浅小学校講堂の前を通る。南道から本町通りを西に進んで熊野街道の立石道標が建つ道町に至る。若宮祭の渡御ではここから道町を南進するが、湯浅祭では、行列は立石の四辻^{よつし}を直進し、深専寺の門前を横切って鍛冶町通りを北に折れて進み、御蔵町^{おくらまち}を越えて醤油醸造で栄えた町並みへと入る。ここまで来る間に何度か休憩を取りながら行列は進む。また、途中では三面獅子舞も披露される。



三面獅子舞の奉納



神輿渡御行列

北町に至り、さらに北町通りを西へと進み、旧市街地の北西にある御旅所の北恵比須神社に到着する。なお、行列に参加する町組が増加したことにより、昭和57年（1982）からは本渡御行列に並行した別の順路も設けられ、町組の半数はこちらの順路を進む。

北恵比須神社では御旅所祭の祭典が執り行われる。その後、埋立地にあるなぎ公園に移動して三面獅子舞が披露され、三面獅子舞が終われば餅撒きが行われ、祭りの役員が懸け鯛や、お供えの餅や菓子を投げ、参加者が拾い合う。これらが済むとお戻りとなり、祭りは一連の行事を終える。



御旅所での祭典



餅撒き



7月18日 若宮祭及び10月18日 湯浅祭 神輿渡御順路図（平成27年）

顯國神社の三面獅子

祭礼の形態が時代の流れにより変化しても、顯國神社の三面獅子は、以前と変わらぬ形で今も神幸行列において重要な役割を担っている。顯國神社の三面獅子がいつごろから伝わっているかは不明であるが、嘉永4年(1851)の『紀伊国名所図会』にその姿が描かれていることから、少なくともその時代の祭礼に奉納されていたのは間違いない。かつては町組の北王城と南王城の若衆によって受け継がれており、双方の若衆が隔年交代で獅子舞を奉納したが、昭和38年(1963)に北栄精華青年団が加わり三交代で獅子を奉納するようになり、その後、昭和53年(1978)に「顯國神社三面保存会」を発足させ、獅子舞の芸能が保存・伝承されている。

顯國神社の三面獅子は、オニ、ワニ、獅子が一つの締太鼓に合わせ動作する。オニは鼻が高く、ワニは牙がある。いずれも鳥兜に袴装束で草履を履き、左手に鈴の付いた鉾を担ぎ右手には紙垂を持つ。獅子は二人立ちで、前垂れが白黒の縞模様で裾が白い緋色の胴幌に、木を削り出して作られた獅子頭は約10キログラムもの重量がある。

三面獅子の舞は締太鼓の早打ちを合図に始まる。すぐに重々しい調子に変わると、オニ、ワニは、紙垂を祓うように振り、踊りながら筵の上まで獅子を誘う。獅子は進みながら、時折オニが持つ鉾の鈴を狙って咬み付く動きを見せる。筵に着いた獅子の鼻先にオニが鉾を突き立てると途端に獅子は怒り、縦横無尽に暴れ狂う。その間もワニは周囲を踊り続け、オニは鉾を突き立てた姿勢を崩さず獅子と対峙する。やがて獅子は静まり、オニの鉾先に顎を乗せて恭順の姿勢を示す。ついには寝てしまった獅子の頭をオニが紙垂で叩いて起こし、最後は紙垂を回しながらオニ、獅子、ワニの順に並んで駆け去ってゆく。

この舞が披露されるのは、毎年7月18日の若宮祭本宮とその前日の宵宮、10月18日の例祭の本宮である。祭礼時は神前式の後と渡御の道中においても披露される。また、三面獅子が現れると、氏子たちが「鈴を頂く」光景が見られる。これは、オニ、ワニが持つ鉾に付いた鈴を頭上で振り鳴らしてもらい、お得を頂く風習である。また、獅子に頭を噛んでもらうと病気にかからず、頭も良くなるという言い伝えもある。獅子にお願いすると、パクパクと歯を打ち鳴らし、氏子の頭上で大きな口を開けて頭に付いている鈴を振り鳴らす。小さな子供はあまりの怖さに泣き出すが、親たちは泣きながらも頑張った我が子をなだめて褒め、健やかな成長を願う。



昭和5年頃の三面獅子（北王城）



三面（左からオニ・獅子・ワニ）



オニ・ワニの鈴を頂く氏子



獅子に頭を噛んでもらう氏子

顯國神社の三面獅子は、暴れ狂う魔物である獅子をオニとワニが退治するもので、五穀豊穰、商売繁盛、無病息災の願いを込めて奉納される。祭礼には欠かすことの出来ない伝統的な民俗芸能であり、氏子である町民に永く親しまれ、敬われてきた。平成10年（1998）には、湯浅町の民俗芸能として湯浅町指定文化財に、さらに平成21年（2009）には、当地域の獅子の芸能の変遷と地域的展開を考える上で貴重な存在であるとして和歌山県無形民俗文化財に指定された。



三面獅子舞の奉納

お祭りに欠かせない伝統の味「ナレズシ」

顯國神社、國津神社、幸神社の秋祭りに欠かせないものに「ナレズシ」がある。有田地方を中心に、北は海南市から南は日高辺りまでの和歌山県の中中部地域で作られる郷土料理で、祭礼行事に直接使われるものではないが、秋祭りの時期にだけ作られて食す風習がある。鯖の押し寿司のように見えるが、酢を使わずに乳酸発酵させており保存が効く。室町時代に開発されたスシの原型といわれ、「近江のフナズシ」「秋田津軽のハタハタズシ」と並んで日本三大くさり寿司の一つといわれている。



ナレズシ

作り方は、先ず開いた鯖を1ヶ月程塩漬けにする。祭りの10日程前に取り出して、水で晒してわずかに塩味が残る程度に塩抜きし、小骨を取る。炊きたてのご飯に塩を振り込んで冷まし、枕木状に固く握る。これに先ほどの鯖を被せて握り、アセ（ダンチク）やバランの葉で巻いたらシュロの葉などでほどけないように縛る。これを専用の木箱や樽などにぎっしりと並べてふたをし、重石や締木をかけて7日～10日経てばナレズシが出来上がる。ただし、ご飯には塩を入れず、樽などに並べてから塩水を少量、全体に回しかけるなど、各家によって作り方に



鯖とご飯をアセの葉で包む

違いもある。食べるときはそのままの状態で切り分けるか、アセやバランを外してから適当な大きさに切り、土ショウガを添えて食べる。発酵した鯖が放つ独特の臭いから苦手な人もいるが、熟成された鯖の旨味が塩味と酸味で引き立たされ、酢を使った寿司とは全く異なる深い味わいを持つ。よく漬け込んで風味が増したものは酒の肴になるほどである。

祭りの時期には親戚やご近所・知人などの間で自家製のナレズシのやり取りがあり、塩加減や漬け込む環境の違いから各家によって風味や味わいが異なるナレズシを品評しつつ食べるのも楽しみの一つである。近年は店舗やスーパーなどで購入したり、酢を使って作る「早寿司」で代用したりすることも珍しくなくなったが、手間隙をかけ「我が家の味」を守る家庭もまだまだ多い。

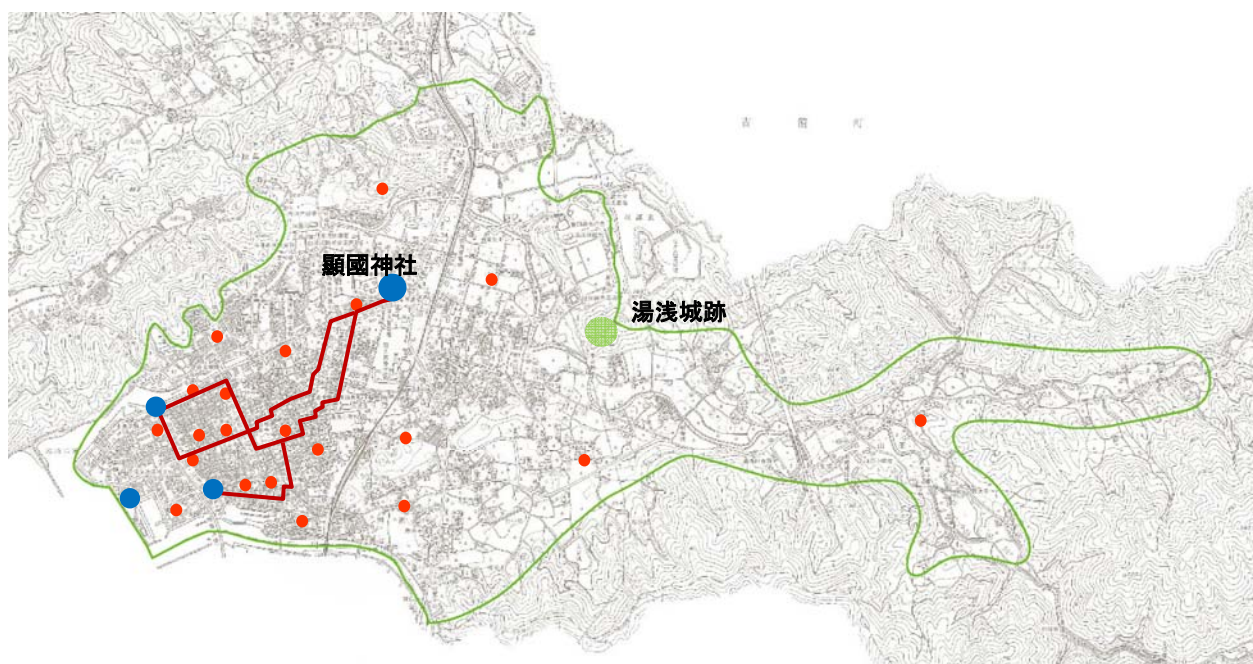


木箱にぎっしりと詰める



重石を乗せ発酵させる

顯國神社の秋祭りは、有田地方で古くから最も盛況な祭礼として知られ、今も多くの参拝客や聴衆で賑わう。勇壮な騎馬武者行列が減少するなど、時代の移り変わりとともに変化を余儀なくされたところもあるが、現在も、歴史ある神社の社殿で執り行われる神事をはじめ、チョンマの的入れや神輿渡御行列、民俗芸能の三面獅子舞などが継承され、醤油醸造の町並みや熊野街道、湯浅城跡といった固有の歴史的景観を有する市街地や集落の中で繰り広げられている。顯國神社の祭礼は、神事にまつわる慣わしに食文化も一緒になって町民の生活に広く深く根ざしており、これら全てが相まって地域独自の歴史的風致が形成されている。



凡例	神社、御旅所、主な三面獅子奉納場所	●
	平成 27 年（2015）の馬宿	●
	平成 27 年（2015）の神輿渡御順路	—

顯國神社の祭礼に見る歴史的風致の範囲

5) 國津神社・幸神社の祭礼に見る歴史的風致

田の國津神社と栖原の幸神社

國津神社が祀られている現在の田（旧田村）と、幸神社が祀られている栖原（旧栖原村）は、『湯浅町誌』によると、その昔、田と栖原は一体で「多須原」と呼ばれていたこともあるという。どちらもみかんの段々畑が広がる山々に囲まれ、リアス式海岸の海に臨む小規模な農漁村集落である。農業を主な生業としてきた北東部の「里」と呼ばれる地域と、漁業を主とする南西部の「浜」と呼ばれる地域に地区内の生活文化圏が大別される点も共通している。なお、田

の字出雲の集落は独立した場所に存在するが、祭礼では「里」に含まれる。また、栖原の東には「団地」と呼ばれる新興住宅地も形成されている。

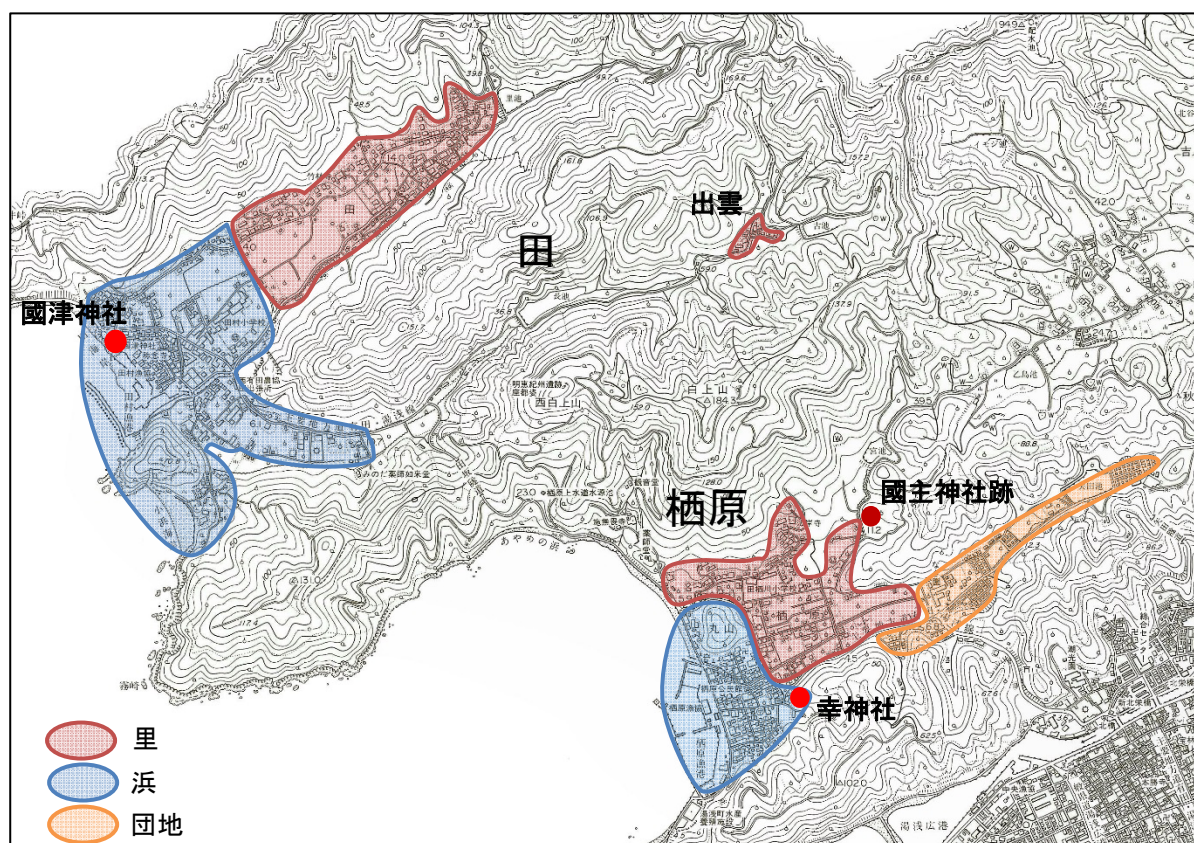
田と栖原は、市町村令が發布された明治22年(1889)から、吉川（旧吉川村）を加えた旧3村が合併して出来た田栖川村に属した。田栖川村が誕生した当初は、田の國津神社以外にも旧村社として栖原の國主神社と吉川の逆川神社が祭祀されていたが、明治40年(1907)に國主神社が、明治42年(1909)には逆川神社が、村内にある他の神社共々、國津神社に合祀された。



みかん畑と海に囲まれた集落〔栖原〕



小浜海岸〔田〕



田と栖原の「里」と「浜」の範囲図

國津神社は、社伝によれば、素盞鳴命・大己貴命・建御名方命が、田の小浜海岸の沖にある澳津島（曾加美）で魚釣りをし、その後、小浜海岸の大蛇島に移り、大己貴命（大國主命）が巖窟に鎮座し、元正天皇の御宇（715～723）にその場に祭祀されたという。後に小浜の巖窟から神物原（今は物原という）に遷祀し、文永7年（1270）9月、現在の地である宇賀の森に遷座して今日に至るという。



國津神社拝殿

天保10年（1839）刊行の『紀伊続風土記』には、当社は、もと久豆呂の宮（久豆とは國津のことで、呂はその助語）といわれ、その後國主大明神社といったが、やがて國津神社と称されたと記されている。また、湯浅にある顯國神社は、湯浅の土豪湯浅権守宗重が当社より勧請したとある。



國津神社本殿

当社は、久豆呂ヶ岡という小高い丘の上にあり、境内へ入るには丘の東側にある参道の石段を上る。丘の西側は崖になっていてその向こうに久豆呂の浜が広がる。社殿は、本殿は天保10年（1839）に再建され、拝殿と祝詞殿は明治29年（1896）に再建された後、昭和14年（1939）に大掛かりな修理がされていることが棟札などの記録から判っている。社殿の背後に控える宇賀の森は、大きな松や楠・柏・アコウなどが鬱蒼と生い茂る鎮守の森である。境内は南向きに開けて陽光が降り注ぎ、海からの潮風が吹き抜ける。主祭神は大己貴命と少名彦命で、配祭神は伊弉冉命・天照大神・奇御氣野命・速玉之男命・事解男命である。

一方、幸神社は、江戸時代に房総、蝦夷、樺太、千島の漁場を10代にわたり開拓した栖原（北村）角兵衛が、自らの所有地であった現地に祀ったものと伝えられている。幸神社は、明治10年（1877）に栖原村村社の國主神社の境内に移され、明治40年（1907）には國津神社境内神社の稲荷神社に合祀された。しかし、その直後、栖原で腸チフスが流行したこともあり、地元の希望によって國津神社から宇前山の現地に戻されて祀られている。樹木に覆われ昼尚暗い参道を登ると、山の中腹に西向きに開けた境内がある。社殿の本殿や参道の石段は、昭和11年（1936）に氏子たちによって寄進されたものである。祭神は猿田彦命で、地元では「さいのかみさん」と呼ばれて敬愛されている。



幸神社拝殿



幸神社本殿

國津神社の祭礼

國津神社の祭礼は、4月15日に春祭、7月15日に夏祭、10月15日に秋祭、12月15日に冬祭が執り行われる。最も盛大なのは秋祭で、神輿渡御行列や、太鼓を載せた山車、オニとワニが獅子を退治する三面（神楽）と呼ばれる獅子舞の奉納など、古式に則り、氏子総出で豊作・豊漁を祈願する。祭礼が始まった明確な時期はわかっていないが、祭礼に使用する幟を収めていた文政の木箱が残っていることから、少なくとも江戸時代のこの頃には、現在のような形で行われていたと考えられる。

田には、神社の総代とは別に祭礼の世話役を担う「頭屋」の制度が残っており、里と浜にそれぞれ頭屋を置く。浜では40軒、里では50数軒の名乗りを挙げた家の中から、抽選でその年の「当たり頭屋」を決めている。里と浜はそれぞれ山車一台を所有しており、祭りが近づくと、青年たちが毎晩頭屋の家に集まって、太鼓と笛の練習を行う。里と浜では、太鼓の打ち方や笛の旋律がそれぞれの形で伝承されている。里の山車は毎年その年の干支の作り物を上に載せることになっていて、太鼓や笛の練習で頭屋に集まる青年たちが、練習の合間に手作りで作っている。また、浜は、山車とは別に三面獅子舞を伝承しており、獅子舞は夜に神社の境内で練習が行われる。里と浜、それぞれの青年たちによって、山車及び三面獅子舞が代々受け継がれている。

祭り当日は、朝9時頃から、里と浜の若衆は、大小二つの太鼓を乗せた山車を押して各家々を門付で回り、太鼓と笛で囃し、祝儀をもらう。11

時、神社の境内に宮総代と田、栖原、吉川各区の役員らが集まり祭典が始まる。本殿での祭典を終えると社務所で直会が行われ、祭典に出席した役員たちは食事をとる。13時を過ぎると、神社の参道前には保育園児らが引く練り物が到着し、またその頃には、その年の浜の頭屋前の路上で三面獅子舞が披露される。三面と里、浜の山車はそれぞれ神社へと向かい、参道前に到着した山車は、太鼓を打ちながらほかの屋台とともに待機する。14時、宮司が御神体を二基の神輿に移し、境内で三面獅子舞の奉納が始まる。この奉納を終えると、オニが獅子を先導し、ワニが後を追いつつ境内から出ていく。境内から延びる参道の石段を降りたオニ、ワニ、獅子は、参道前にて家廻りのときに踊る演技を披露する。

三面獅子舞の奉納が終わると、渡御行列が出発する。渡御行列は、「ワッショイ、ワッショイ」の掛け声とともに、船形神輿(保育園児)→俵神輿(小学1～3年生)→太鼓→神輿(小学4～6年生)→幡(里、浜)→吹き散り(里、浜)→



神輿渡御



文政の幟箱（里若連中）



参道前で太鼓を打ち、笛を奏でる



子供神輿

山車(里、浜) → 宮司 → 巫女 → 櫛 → 御幣 → 宝刀 → 御幣(金) → 鉾 → オニ → 神輿 → ワニ → 各役員(御幣(金)・櫛持ち) → 法螺貝の順に行進していく。神輿は、順路どおりになかなか行こうとせず、脇道に逸れるのをオニが連れ戻す。この行列は途中、田村みかんの出荷組合などの広場や路上で休憩をとる。このとき、里、浜の各山車では若衆だけでなく、過去に太鼓や笛の奏者として鳴らした者もこぞって参加し、それぞれの技を見せあう。

渡御行列は、かつて大己貴命（大國主命）が國津神社に遷祀される前に祀られていたという、物原と呼ばれる場所に到着する。ここでは神輿を据え、宮司による祝詞奏上と巫女舞を奉納し、祭典を行う。これが終わると御旅所に向けて行列が動き出す。物原を出発した一行は、いよいよ小浜海岸の御旅所に到着する。神輿は到着しても何度も練りまわしや押し合いをし、なかなか御旅所に据えられない。ようやく御旅所に神輿が据えられると、直ちに祭典が執り

行われ、三面獅子舞が奉納される。演者の体力は限界を迎えているが、ここでの三面獅子舞は最後ということもあり、かつて獅子舞を演じた先輩たちからの激励の声を受けながら、力を振り絞り、非常に熱の入った演技が披露される。

獅子舞の奉納が終わると、氏子たちは小浜の砂浜に降り、堤防の上から餅撒きが行われる。餅撒きでは懸け鯛も投げられ、盛り上がりを見せる。この餅撒きが終了すると神輿は國津神社まで運ばれ、還幸が速やかに行われて祭礼は一切終了となる。

國津神社三面獅子舞

國津神社の三面獅子舞は、オニ・ワニと呼ばれる異形の者が獅子を退治するこの地方特有の芸態を有しており、特に胴幌の内に4人が入る獅子は、有田地域の有田川流域の集落に見られる獅子舞の形態である。獅子舞の形態には類似性があっても、その演技は國津神社独自のもので、静と動の動きの中でオニとワニが獅子と激しく対峙し、約25分にも及び切れ目なく連続する貴重な芸態をよく伝えている。信仰の上においても、祭礼の場を清浄に保ち、神輿の先導を務め、祭礼の進行に大きく携わる重要な役割を持っている。

現存する國津神社の三面獅子舞の記録で古いものは、明治29年(1896)調製の『寶物古文書什器臺帳』に祭典具として「獅子頭(幕添)」「假面(装束付)」と記載されているが、顯國神社と同じく少なくとも近世に遡るものと思われる。オニは鼻高面を付け、ワニは口の



物原での神事



御旅所での三面獅子舞の奉納



餅撒き



國津神社三面獅子舞

大きく裂けた面を被り、頭に緋色の鳥兜を付ける。濃い緑色の上下の装束に、緋の上着を重ね着る。右手に演者が「カンピョウ」と呼ぶサイハイ（紙垂の付いた棒）を持ち、左手で肩に鈴の付いた鉾を担う。獅子の胴幌は緋色で全体が覆われていて、頭の下の前垂れのみが白黒の横縞模様である。また、國津神社の三面獅子舞にはお多福も登場する。お多福は、白っぽい上下の装束に緋色の袴を着用し、お多福面を付ける。頭には薄黄色の被り物を被り、手には扇子を持つ。獅子の胴幌の乱れを整えたり、寝ている獅子が尻尾や耳を動かすのを諷めたりするなど、演技における補助や道化的な役割を担っている。



家廻りの様子

三面獅子舞は、祭礼前日の朝から晩までの一日中と、祭り当日の午前中に、地区内の全戸をまわる「家回り」と称する門付^{かどづけ}を行う。まず、お多福が各家の門戸をたたき、家人に声を掛けて獅子舞を行う。門付では2人立ちの獅子と、オニかワニのどちらか一方で家廻りの演技を演じる。太鼓の合図で獅子が玄関から中へ入り、オニあるいはワニによって鉾で鎮められると家から出て行く。終了するとお多福が祝儀をもらう。



境内から獅子を連れ出す

祭礼当日は、浜の頭屋の前と、神社の境内、そして小浜の御旅所で三面獅子舞を奉納する。境内拝殿前での奉納は、締太鼓の調子に合わせて、オニ、獅子、ワニの順に入場する。獅子が中央の筵に寝そべると、その周りでオニ・ワニは獅子に気付かれないように、身体を反らすようにして獅子の様子を伺う。やがて鉾を獅子の前に突き立てると、獅子は暴れだしてグロを巻いて立ち上がり、上体を大きく反らして回す。

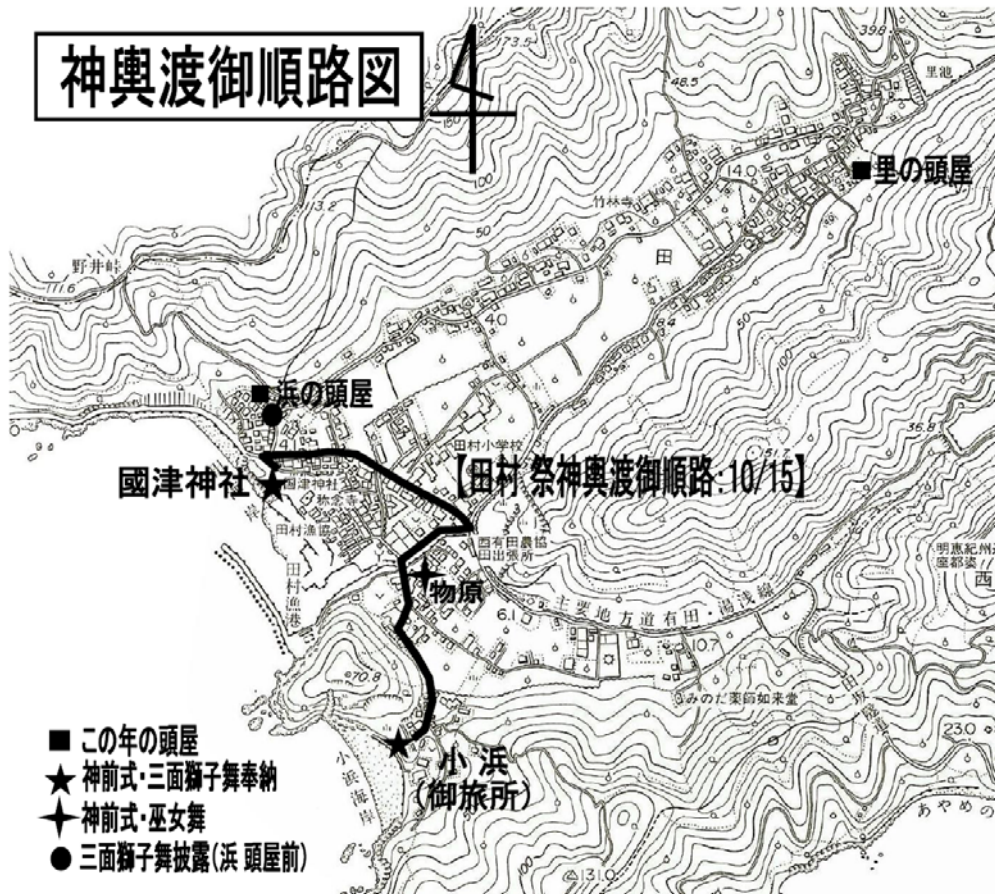
獅子が立ち上がるこの所作は「天狗の舞」と呼ばれ、獅子頭を遣う者を残りの演者たちが肩車で支える。「天狗の舞」という呼称は、ここ十数年程でそう呼ばれるようになったもので、元は肩車を指す「天車（てんぐるま）」と呼んでいたのが転訛したものである。オニとワニは体勢を戻した獅子と激しく対峙し、ついに獅子を倒し鎮める。締太鼓が打ち鳴らされ、オニは獅子を起こして境内から連れ出し、神社参道の石段を、サイハイを振り、片足で跳ぶ所作を繰り返しながら下りていく。

参道前では、引き続き家廻りの演技が披露される。このときは、オニ・ワニ両者と4人立ちの獅子で踊る。寝獅子の前に進んだオニは、頭を貫くほどの位置まで鉾先を素早く4回突き刺す。獅子は鉾先をかわしつつ、これに咬みつこうとする。オニは鉾をゆっくりと大きく後ろにまわして地面に突き立てる所作を2回繰り返し、最後は顔を近づけるようにして獅子と強く対峙する。その間獅子は、歯咬みしながらゆっくりと起き上がるが、やがて再び寝る動きをみせる。これらは境内で奉納された演技の単なる省略ではなく、まったく別の所作である。短いながらも緊張感溢れ、オニ・ワニと獅子との対決色が凝縮されている。オニが所定の位置まで戻ると締太鼓が打ち鳴らされ、ワニがサイハイを振りながら獅子の方へ跳ねてゆく。オニは獅子の頭をサイハイで打って起こし、起こされた獅子はオニ・ワニと共に退場する。舞い終わると、神輿のお渡りの開始となる。



参道前で家廻りの舞を奉納

國津神社の三面獅子舞の伝承は、現在は保存会が組織されてはいるが、実際は昔から変わらず浜の若者たちが仲間に声を掛けて演者を募り、祭礼時に奉納されている。浜の若者だけでは演者の人数が揃わない年は、里から助っ人に来てもらう事になっている。練習の際には、三面獅子舞を経験した先輩が代々演技を指導しており、國津神社の三面獅子舞は、田に住む若者たちが受け継いできた伝統によって永く守られている。



10月15日 田村祭 神輿渡御順路図（平成27年）

幸神社の祭礼

幸神社の祭礼は、7月16日に夏祭、10月16日に秋祭が執り行われる。秋祭での神輿渡御や太鼓の演奏、三面獅子舞の奉納が行われるようになったのは、昭和27年（1952）からである。その当時の田栖川村の村社は國津神社で、栖原に祀られていた幸神社では祭礼の神事だけが執り行われていた。そこで、村の商工会の役員たちが相談し、栖原のお祭りを盛り上げようと企画したのが現在の栖原祭りの始まりである。祭礼には神輿が用意され、國津神社に伝わる三面獅子舞が採り入れられた。

いずれも主役は子どもたちである。太鼓は田の里から習い、青年団が受け持った。それから現在まで毎年、神社総代会の世話役たちが祭の準備を進め、子供や青年が中心となって祭礼が執り行われている。



神社参道上り口での三面獅子舞奉納

栖原祭りの祭典は、祭当日の正午から幸神社の境内で執り行われる。神社の下、参道の上り口付近では、青年団による太鼓が演奏されている。神前式が終わると、神輿が石段を降りて参道の上り口に据えられ、三面獅子舞が奉納される。三面獅子舞が終わると、神輿渡御が始まる。前半は神輿と担ぎ手、三面獅子舞を車に乗せて東の方角へ移動する。栖原の東側は「団地」と呼ばれ、昭和50年代から宅地造成が始まり、人家の増加に伴って渡御の順路に組み入れられてきた。山車は、神輿一行が到着する場所へ常に先回りし、太鼓をたたいて神輿が来ることを知らせる。それぞれの要所では三面獅子舞が披露され、神輿の練りまわしも行われる。

団地での獅子舞を終えた行列は再び車で神社前に戻り、そこから神輿は徒歩で田栖川小学校へとむかう。小学校に到着すると三面獅子舞が披露され、神輿の練りまわしも行われる。ここでしばらく休憩をとってから一行は行列を組んで再び来た道に戻り、江戸時代の豪商の栖原角兵衛の屋敷や、江戸で砂糖商を営み、幕末の志士であり儒者でもあった菊池海荘の屋敷跡の目前を通り、南の堀へと向かう。南の堀はかつて浜の集落内の広場にあたる場所で、ここでも三面獅子舞が披露される。

南の堀での獅子舞を終えた一行は栖原漁港内に設けられた御旅所に到着する。御旅所では先に到着していた太鼓が打ち鳴らされている。神輿が到着すると練りまわしを行い、所定の場所に据えて洗米、水、酒、二重の餅、鯛、乾物、野菜、果物などを献撰し、祭典が始まる。傍らで、青年団の仲間同士による海への落とし合いが始まると、水しぶきと歓声が上がる。祭典が行われている後方では三面獅子舞も同時に奉納される。

祭典が終了すると、漁港の荷捌所の屋上から餅が撒かれる。餅撒きでは懸け鯛も投げられ、大いに盛り上がる。餅撒きが終了すると神輿は神社へと運ばれ、神社では宮司によって御神体の本殿へと戻されて、祭礼は一切終了となる。



菊池海荘屋敷跡の前を通る神輿渡御



漁港の御旅所へ向かう神輿



餅撒きで投げられる懸け鯛



餅撒き

幸神社三面獅子舞

國津神社の三面獅子舞の所作を習い、昭和 27 年（1952）に当時の栖原の小学五年生の男子児童によって奉納されたのが最初である。その後、三面獅子舞は六年生の男子児童が演じるようになり、神輿は五年生と四年生の男子児童が担いだ。昭和 55 年（1980）には初めて六年生の女子児童も神輿を担ぎ、女子も祭りに参加するようになった。近年は少子化が進み、六年生だけで獅子舞をするのは困難になり、下級生も演者に加えている。三面は栖原の三年生以上の男子児童全員で構成し、神輿の担ぎ手は六年生から三年生までの女子児童が務めるようになり、平成 27 年（2015）からは六年生と五年生の女子も三面獅子舞を演じるようになった。

毎年 10 月初頭に三面獅子舞の練習が始まる。練習は夜に 1 時間半ほど行われる。練習期間は演技の完成度などでも変わるが、休みも入れて 10 日ほどである。子供たちが獅子舞の練習をする間、神社の総代たちによって注連縄^{しめなわ}が作られる。

祭り本番の 4～5 日前から村廻りが始まる。三面獅子舞は、祭り当日までの間に栖原地区内の家を一軒ずつ、その年に不幸事のあった家を除いて全てまわる。三面一行は、玄関先で獅子頭をパクパクと鳴らしてご祝儀をもらい、要所で村廻りの演技を披露する。村廻りは連日、放課後から開始し、日が暮れてすっかり暗くなるまで続けられる。村廻りなどで見られる光景として、國津神社と幸神社の三面獅子舞では、頭が良くなり、無病息災でいられるようにと氏子が獅子に頭を噛んでもらう風習があるが、顯國神社の三面獅子のようにオニ・ワニの鈴をいただく風習はない。

幸神社の三面獅子舞では、國津神社の三面でいうところのオニの役割を天狗、ワニの役割を鬼と呼ぶ。天狗は高い鼻の面を付け、鬼は二本の角が生えた面を付ける。緋色の上下の装束を着用し、両肩に水色のタスキを掛ける。右手に白色のサイハイを持ち、左手と肩で鈴のついた鉢を担う。獅子の頭は木製で、小学生が扱うには少々重い。胴幌の全体は緋色で中に 3 名が入る。お多福は、ほおかむりをし、お多福面を付ける。水色の上着に緋の袴を着用し、手に扇子を持つ。幸神社の三面獅子舞には、國津神社の三面には無いひょっここが登場する。ひょっここも、ほおかむりにひょっここ面を付ける。水色の上着に白の股引を着用し、手に扇子を持つ。彼らは、観客を扇子で扇いで愛嬌を振りまきつつ、獅子の乱れた胴幕を直すなど演技を助ける役割を担う。演技の始まりと終わりに打ち鳴らされる締太鼓の演者は、天狗・鬼と同じ装束で、頭に水色の鉢巻を巻いている。



幸神社三面獅子舞



注連縄作り



村廻りの様子

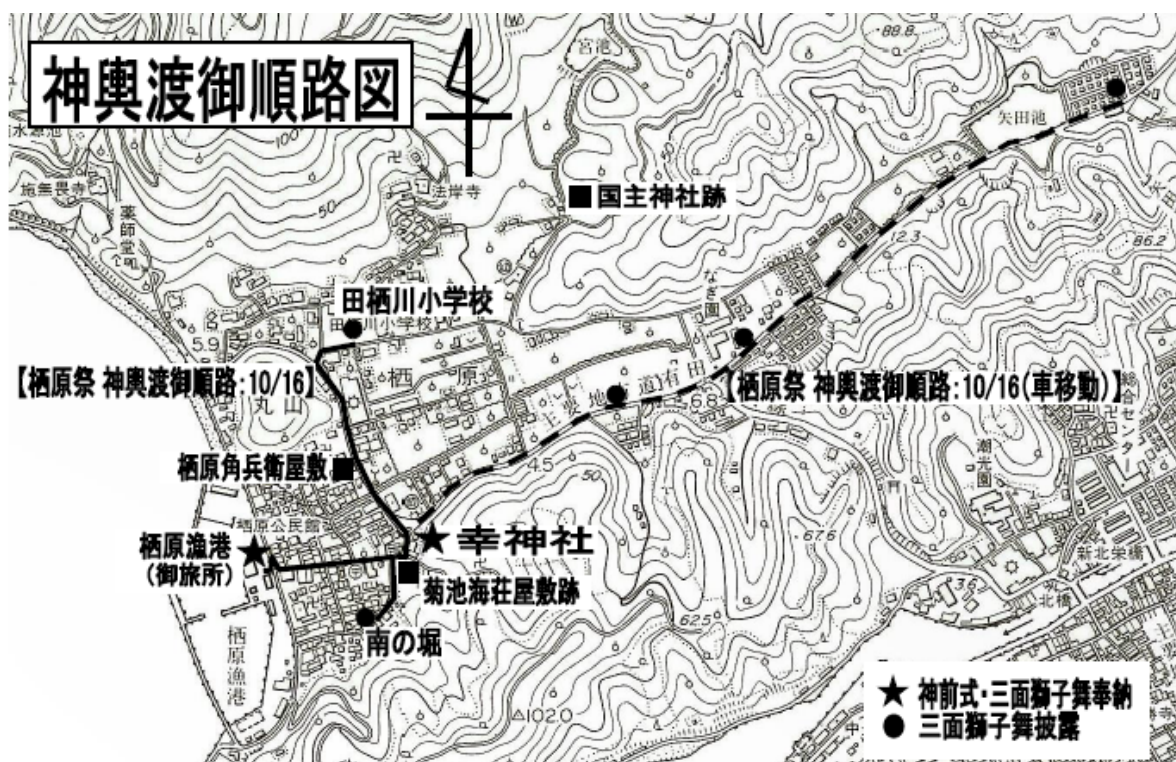


愛嬌をふりまくひょっここ

幸神社の三面獅子舞は小学生が演じているため、獅子が肩車で起き上がるところを立ち上がるだけにしたり、所作のためが短く演技のテンポが速くなったりしているが、天狗・鬼・獅子の基本的な所作は國津神社の三面獅子舞をきちんと踏襲している。神社下での最初の奉納から、神輿のお渡りとともに順次地区内を廻り、最後にお旅所である栖原漁港で大勢の氏子たちに見守られながら踊り終える。幸神社の三面獅子舞は、子供が演じるにより、栖原固有の変容を遂げつつ、地域に溶け込み、独自の愛らしい三面獅子舞として人々に愛好されている。



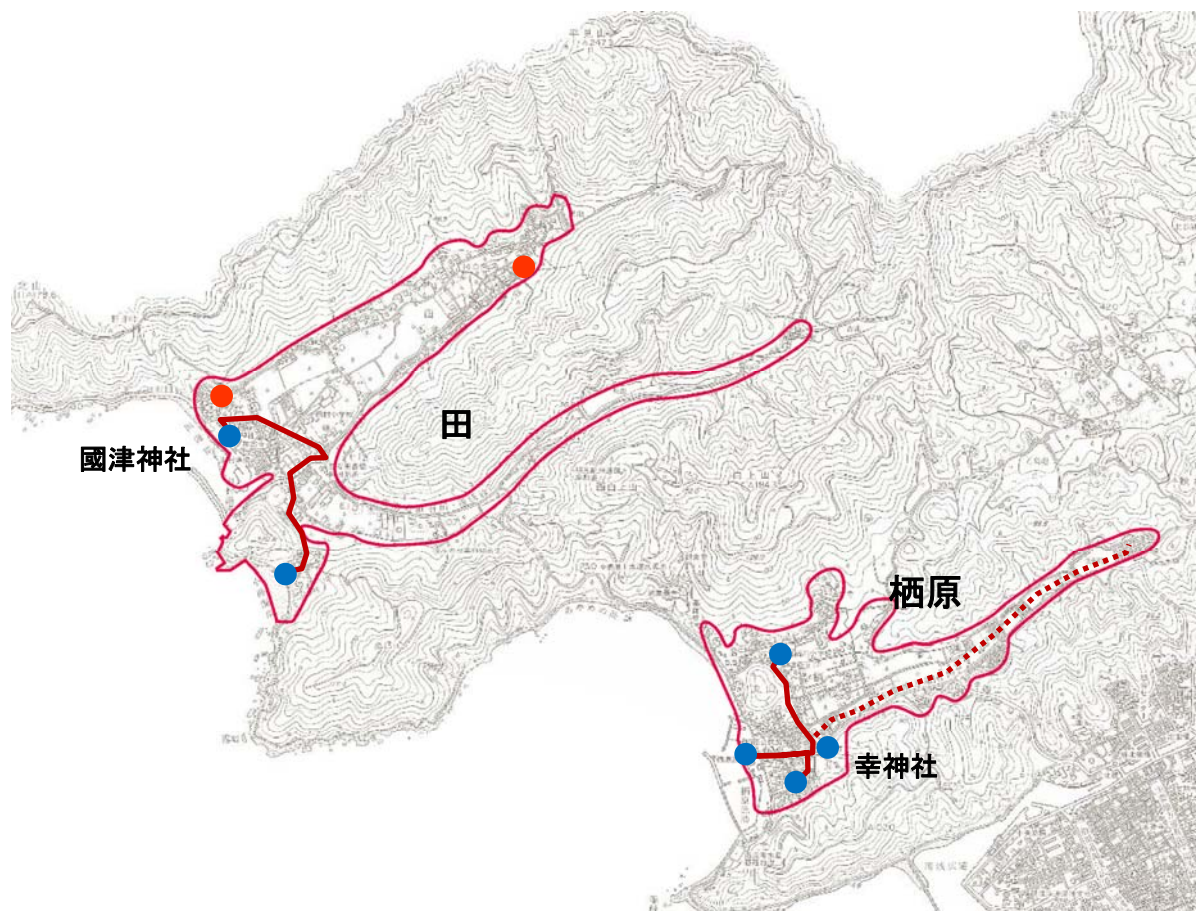
力を合わせて獅子舞を奉納



10月16日 栖原祭 神輿渡御順路図（平成27年）

田と栖原は、かつては同じ田栖川村に属し、國津神社を村社としてまとまっていた集落である。國津神社の祭礼とそこで奉納される三面の獅子舞は、小浜海岸など自然環境に恵まれた環境で古式をよく伝えており、子供からお年寄りまで地区住民総出で祭りに参加している。幸神社の祭礼と子供たちによる獅子舞も地域に定着し、栖原角兵衛屋敷や菊池海荘屋敷跡など歴史的な建造物が残る環境で執り行われている。

豊かな自然を身近に感じながら暮らしてきた集落の人々にとって、神社は信仰の対象であり、祭礼を通じ、地域への愛着心の拠り所でもある。神社もまた氏子を思いやり、いずれの祭礼でも、獅子舞が集落内の全戸へ神徳を与えに回る。國津神社と幸神社の祭礼には、沿岸部の集落における人々の暮らしと信仰が反映された歴史的風致が集落全体に受け継がれている。



凡例	神社、御旅所、主な三面獅子舞奉納場所	●
	平成 27 年（2015）の頭屋	●
	平成 27 年（2015）の神輿渡御順路	—

國津神社・幸神社の祭礼に見る歴史的風致の範囲

6) 海辺の営みに見る歴史的風致

海とのつながり

紀伊水道に臨む湯浅湾に面する湯浅町は、豊富な海の幸に恵まれ漁業が盛んである。栖原と田にはそれぞれ漁港があり、大字湯浅では湯浅広港の港湾の一部を漁港として利用している。鰯の稚魚であるシラスや、タイ、イカ、タチウオ、アジ、サバといった近海の魚介類が獲れ、中でもシラスは和歌山県で最も多い漁獲量を誇り、水揚げされたばかりの新鮮なシラスを使った加工業も営まれている。また、自然が豊かで風光明媚な栖原と田の海岸は、西有田県立自然公園に指定されている。

周囲を山に囲まれ、海に開けた地理的条件である湯浅は、古来より海との強い繋がりを持ってきた。『万葉集』の「由良の崎潮ひにけらし白神の磯の浦廻を…」の歌にもみえるように、湯浅湾には古代から船が行き交う姿があった。この白神の磯とは、栖原の^{せわいじ}施無畏寺が建つ白上（白神）山の麓に広がる磯のことで、嘉永4年（1851）の『紀伊国名所図会』にも描かれている。

平安時代末期から隆盛していた湯浅一族はまた、優れた造船・操船技術を有する水軍を配備し、海上にもその支配権を広げていたとされる。その技術は、やがて湯浅の人々の海での活躍へと繋がっていく。彼らは、醤油をはじめとした産品の太坂や江戸方面への移送、房総方面や五島列島近辺への漁業者の進出と、全国各地の海に繰り出していった。

湯浅町の漁民の活躍

近世初頭より、鰯が農作物に対する良質な肥料として価値を見出される。慶長年間（1596～1615）の頃からは、畿内では綿作・菜種が、それより遅れて紀州では柑橘栽培が、阿波（徳島県）では染物の原料である藍作が、商業的農業として本格的に栽培されるようになると、それまでの草肥・糞尿が主とした^{せひ}施肥では到底需要が賄いきれなくなってきた。そこで、鰯を干して肥料とする干鰯^{ほしか}が、良質で、かつ豊富な肥料として需要が急増し、紀州の漁民は鰯を求めて出漁した。湯浅沿岸は漁業区域が狭小であるため、遠く房総半島や五島列島に向けて出漁していったので、地元には記録が乏しいところではあるが、1660年頃から幕末に至る^{かこまい}加子米（紀州藩が漁獲量に応じて港ごとに課した課税）の石高は、湯浅が270石で紀州一であったことから、湯浅の漁民の活躍



醤油蔵が見える湯浅広港の漁船係留施設



白神磯眺望の図



顯國神社手水鉢

をうかがい知ることができる。

房総半島は、湯浅をはじめとした紀州漁民との関わりが深く、その交流の痕跡が多く残っている。

湯浅の顯國神社の鳥居の側にある手水鉢には、「産子中、在関東上総国・御宿浦・天王台・六軒町・岩和田・岩船浦」との刻がある。房総半島の御宿との繋がりを示す貴重な資産である。

房総半島の東端、銚子の外川浦は、明暦2年（1656）に広村の崎山次郎右衛門に率いられた、主に広・湯浅の漁民が拠点を置き、町や港を築いたことが知られている。『湯浅町誌』によると、外川浦の宝満寺には、「宝永2年（1705）六月日紀州有田郡湯浅瓦屋四郎兵衛」と刻まれた古瓦が伝わるという、また、宝暦4年（1754）の『宗門改印形帳』には湯浅出身の人名が多く残されている、と記載されている。

房総半島南端の館山市にある船越鉦切神社に伝わる鰐口（館山市指定有形文化財）には、紀州栖原村の住人である「垣内太郎兵衛、前田六右衛門、芦内佐平次」らが元禄10年（1697）に奉納したということが刻まれていて、この当時における交流を伝えている。

他にも、房総半島の漁民の使う方言には、湯浅付近の方言と似た言葉やアクセントがあるという指摘が『九十九里町誌』でなされる等、「マカセ」と呼ばれた紀州漁民との交流は様々な形で残されている。マカセは、一説には網を引く「ヨイトコマカセ」という掛け声に由来するとも言われ、マカセ網と呼ばれる鰯網は強靱なものであった。この網の製造技術は、醤油の諸味を搾る袋を編む技術を導入したものといわれ、湯浅の製網業は一時、湯浅の主要産業のひとつであった。

房総からさらに北方へと漁場開拓を進めた者もいる。栖原村の栖原家初代角兵衛は、元和5年（1619）に栖原に移住して漁業をはじめ、房総方面で漁場開拓を行った。2代目以降（栖原家は代々角兵衛と名乗った）は、江戸に出て漁業のかたわら薪炭や材木問屋を経営し、さらには蝦夷地の開拓を行って、漁場経営や、蝦夷地での産物の取引を行って、北海道経済界の先駆的役割を果たした。栖原角兵衛屋敷は、寛政9年（1797）に建てられた主屋と土塀、土蔵が現存し、国の登録有形文化財となっている。内部の意匠からは、往時の財力が偲ばれる。

このように、湯浅近辺の漁民たちは、優れた造船・操船技術と、製網技術をもって、広く全国で活躍したのである。



船越鉦切神社鰐口



栖原角兵衛屋敷

海の整備

湯浅では、寛文元年（1661）、狭小になってきた市街地を拡大すべく、^{はままち}濱町の西側に^{しんやしき}新屋敷が拓かれた。その様子は、『在田郡湯浅浜丑ノ新屋敷絵図』に詳細に描かれている。



在田郡湯浅浜丑ノ新屋敷絵図

南北の通りから西側の海へ向かう^{しょうじ}小路は、それまでの湯浅の小路が1.8メートル程度、狭いものでは0.9メートルに満たないほど狭いのに対し、新屋敷では3メートル前後の幅員で作られている。これは、最初から海に出ることの利便性を意識した町割であることが明らかで、現在もその当時の町割が維持されている。中心付近に描かれている「口前屋敷」は、海上や河川を利用して移出入される物品に対する口前（張口銀）と呼ばれる課税を徴収する屋敷であり、湯浅における海上輸送を監視していた。また、絵図の右端、つまり北端には、「えびす屋敷」との記載があるが、これは現在の北恵比須神社である。



弁財天堀 石積みの中波止

湯浅市街地の南を流れる広川では、慶長6年（1601）に^{じんせんじ}深専寺第8世住職である^{うでん}有伝上人によって、流路が変更された。今より南を流れ、河口部に広漠たる河原が広がっていた広川を、^{たかしろ}高城山の西隣にあった塹壕を利用して湯浅寄りに移し、あわせて河口北岸に堀割を造り、石堤を築いた。石堤には、別所の弁天山から水神として弁財天神社を^{かんじょう}勧請して祭祀した。今に伝わる弁財天堀である。堀割面積は大きくないが、近海を帆走する和船にとっては重要な内港として機能した。

弁財天堀は、現在も漁船の係留地として使用されており、一部改修はされているものの、慶長6年（1601）の石積みである中波止が残っている。また、弁財天神社では、毎年7月7日に「ぎおんさん」と呼ばれる祭礼が行われる。当社は明治40年（1907）に顯國神社に合祀され、昭和戦前から戦後しばらくの間、当地に社殿が無かった時期があった。その期間は、祭礼の当日に顯國神社から神輿を運んできて社殿の代わりにしたという。祭礼は七夕の日に行われることから、願い事を書いた短冊をつるした笹を納めにくる多くの参拝者で賑わう。



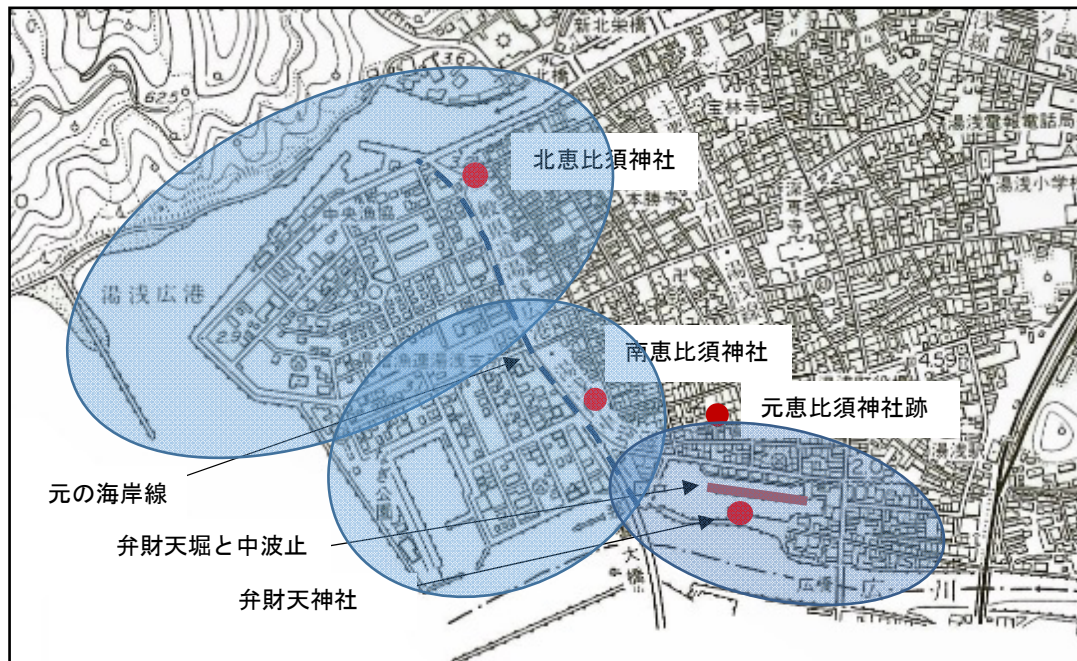
弁財天神社の祭礼の様子

恵比須神社に伝わる漁民の神事

本町における神社の祭礼では懸け鯛が供えられ、神のご利益を与えられる最たるものとして氏子たちが鯛投げの神事でそれを奪い合う。田の國津神社の由来では、釣りに来ていた大己貴命^{おおきなむちのみこと}が当地に祀られたとあるなど、町民の信仰には海や漁業の伝統が深い関わりを持っているが、さらに強い結びつきのあるものに、えびす神がある。

えびす神は、古くから漁民の信仰を集めた神で、各地の漁業地で祀られている。湯浅町内には、旧市街地西端の新屋敷の南北と、田、栖原の4箇所^{ことしろぬしのみこと えびすのみこと おおわたつみのみこと}にあり、事代主命^{ことしろぬしのみこと}、蛭子命^{えびすのみこと}、大綿積命^{おおわたつみのみこと}などを祭神とする。それぞれ、現在に至るまで地元の漁師を中心に崇敬され、漁の無事や大漁を祈念する祭事が執り行われている。なお、新屋敷の南北にある恵比須神社は、元は中町に祀られていた元恵比須神社^{もとえびす}から勧請されたもので、元恵比須神社の社殿の跡地には石積みが残っている。

旧市街地の新屋敷の北端にある北恵比須神社^{きたえびす}は、寛文元年（1661）の新屋敷開発の際に、漁民たちが相談して当地に勧請したといわれている。現在は埋め立てにより海岸線から離れているが、前述の『在田郡湯浅浜丑ノ新屋敷絵図』にもその位置が記されており、当初は浜に面していたことがわかる。石灯籠が文政6年（1823）の寄進であり、建築様式から見て本殿もその頃の建立であると考えられる。毎年7月22日には、漁師たち参列者がお供え物を持ち寄り、神事が執行されている。



湯浅地区の恵比須神社と弁財天神社の位置及び活動の範囲図



北恵比須神社



北恵比須神社の祭礼の様子

新屋敷の南端、北恵比須神社と対を成すような位置には、南恵比須神社があり、ここでも7月22日に神事が行われ、賑わいをみせる。詳細な由緒は不明だが、おそらく北恵比須神社と同じような時期に成立したと推測される。境内には寛保2年(1742)の手水鉢がある。社殿は平成11年(1999)に再建されたものである。

この南北の恵比須神社では、1月か2月の休漁日^{しおなお}に潮直し神事が行われる。これは、もともと不漁続きの時に、数々の興行とともに行われた浦汐祭^{うらしおまつり}が、毎年行われるようになったもので、南北の恵比須神社で神事を行ったあと、海水を釜で炊き上げ、海を祓い清めて安全と豊漁を祈願するものである。もとは、浜の中央で行われていたが、現在では漁港にある市場で執り行われている。



賑わう南恵比須神社の祭礼

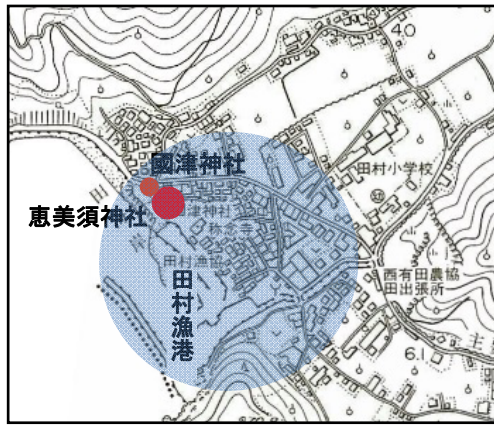
田の恵美須神社は、國津神社^{くにつ}の境内にある。元は大綿積神社^{おおわたつみ}と称し、境内の別の場所で祀られており、明治40年(1907)に田と栖原にそれぞれ祀られていた恵美須神社と住吉神社を合祀した。その後、明治44年(1911)に許可を得て恵美須神社と改称している。社殿は、明治39年(1906)に再築した恵美須神社のものが使われていることが棟札から判る。毎年1月9日と7月22日の2回、地元の漁民が集まって神事が行われている。栖原の恵美須神社は、明治40年(1907)に田の大



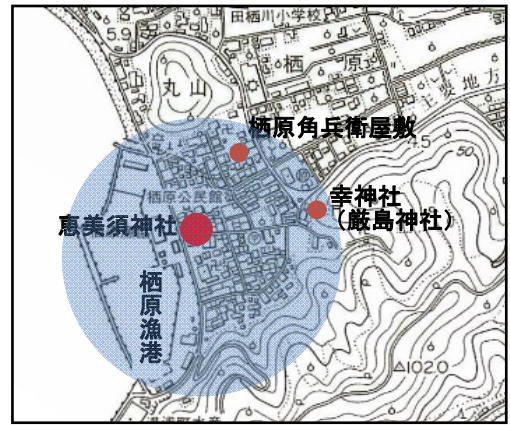
田の恵美須神社の祭礼

綿積神社に合祀されたものの、まもなく地元の願いにより元の場所に還された。ここでは、1月10日と7月20日に神事が行われている。また、恵美須神社と同じく一度は合祀されて後に栖原に還された神社に、江戸時代の漁師で豪商の栖原角兵衛の私有地に祀られていた幸神社があるが、ここには江戸時代に栖原角兵衛(北村家)が寄進した石灯籠が大切に残され、水神である市杵島姫命^{いちきしまひめのみこと}を主祭神とする巖島神社が昭和11年(1936)に再建された社殿に祀られており、今も漁民から崇敬されている。

町内にあるえびす神を祀る神社での神事は、神社が勧請されたときから行われているものと推測され、昭和42年(1967)発行の湯浅町誌には漁民の旧習に関する故事として掲載されている。漁業の神様であるえびす神は、地元の漁民に篤く信仰され、毎年の神事では、多くのお供え物や参拝者が見られる。大海原に出て漁を行う人々にとって、その信仰心は、昔も今も変わらず続くものとして、良好な歴史的風致を形成している。



田の恵美須神社の位置と活動の範囲図



栖原の恵美須神社の位置と活動の範囲図

広川のシロウオ漁

湯浅における海辺の営みとして特筆すべきものとして、広川河口で行われているシロウオの四つ手網漁があげられる。シロウオは、ハゼ科の仲間で、早春になると産卵のために河川下流域に遡上してくる。その習性を利用して、毎年2月中旬から3月下旬にかけて、浅瀬に櫓を組んで四つ手網を下ろし、群れが網の上を通過する頃合で引き上げて獲るのが、この辺りでの



紀伊国名所図会 〈方の川口にて白魚を取る図〉 拡大

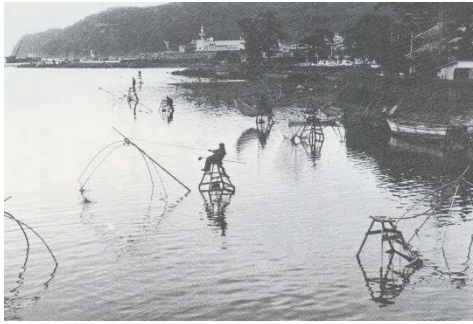
漁の方法である。『紀伊国名所図会』には、海部郡方村（現在の海南市下津町）の河口でのシロウオ漁の様子が描かれており、広川の条にも「海口に白魚多し」との記述があることから、少なくとも江戸末期にはこの漁法によるシロウオ漁が行われていたことが推測される。なお、湯浅ではシロウオのことを、「シラウオ」あるいは「シラオ」と呼ぶのが一般的である。シラウオというキュウリウオ目シラウオ科の魚があるが、まったく別の種類である。



シロウオ

現在では、県内で、櫓を組んで漁をする漁法でのシロウオ漁が見られるのは、広川河口だけである。獲れたシロウオは、地元の料理店で吸い物やかき揚げなどに調理されて出されるほか、生きたまま二杯酢に漬けて食べる「おどり食い」が有名である。	シロウオ
---	------

吹き抜ける風のまだ冷たい季節、早春の陽光に照らされて白く輝く網が川面に映り、ゆっくりとしたのどかな時間が流れる。シロウオの四つ手網漁は、昔から変わることなく本町に春の訪れを告げる風物詩である。



昭和51年（1976）のシロウオ漁と現在のシロウオ漁



広川河口でシロウオ漁が行われる範囲

古来より港町としての側面を有してきた本町において、海での営みは、漁業をはじめ、醤油醸造の伝播や、江戸等で活躍する豪商を輩出するなど、全国各地へと繋がっていった。近代以降は、本来の沿岸漁業に回帰し、漁船の装備や漁具、漁港施設の近代化が進み、漁のスタイルも現代的になってゆく。そうした時代の流れにあっても、湯浅、栖原、田のそれぞれの「浜」と呼ばれる界限には、海を意識した町割や、大いなる海と人々を繋いできた神社があり、そして古くからの市街地には、水揚げされたばかりの新鮮な魚を扱う鮮魚店が、伝統的な町家で営まれている生活環境が現在も息づいている。



江戸期の町家で営業する鮮魚店

神話の時代、神様たちが釣りをしに来られた湯浅湾は、今も豊かな自然環境に恵まれ、田、栖原、湯浅の砂浜や海岸には、魚釣りや海水浴など海でのレジャーを楽しむ多くの人々が集まってくる。白上の山から望む湯浅湾の景観は、万葉の人々が見た景観のまま、青い海に浮かぶ刈藻島や毛無島と、船が行き交う湯浅湾と栖原の人々の生活を感じる集落という構図を現在に引き継いでいる。伝

続ある漁業を続けてきた漁師たちの海に対する畏敬の念は変わることなく、豊漁と海上安全を祈願する祭礼神事が今もなお受け継がれており、水神を祀る神事や地域固有の伝統漁法など、海辺の営みと密接な関わりを持つ信仰や伝統が、良好な自然景観とともに人々に継承されている。



古くからの市街地にある鮮魚店の分布図



海辺の営みに見る歴史的風致の範囲

7) みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致

湯浅町におけるみかん・三宝柑・びわ栽培

湯浅町が属する有田地方は、「有田みかん」で有名な全国でも有数のみかんの産地である。和歌山県は、平成 25 年（2013）産の出荷量で国内シェアの 19%を占め、全国トップの出荷量を誇っている。

有田川筋には劣るものの、湯浅町においても海沿いの田、栖原をはじめ、吉川、山田、青木、別所の山間部で盛んに栽培が行われており、特に田で生産されている「田村みかん」は、有田みかんのブランドとして著名である。また、栖原では、他所ではあまり見られない珍しい「^{さんぼうかん}三宝柑」が栽培されており、さらに田においては、「田村びわ」と称するびわもみかんと並び古くから栽培されている主要な産物である。

平地が少ない湯浅では、これらの果樹は、主に山の斜面を利用した段々畑で栽培されている。この段々畑は、そのほとんどが、近世にみかんが移植された当初から第二次大戦後に到来した「みかんブーム」と位置づけられている昭和 35～41 年（1960～66）頃までの間に開墾されたものである。昭和 38 年

（1963）に撮影された空中写真には、山の斜面に広がる段々畑がはっきりと写っている。また、昭和 50 年（1975）の空中写真を見ると、山地の変化はあまり見られないが、平地にあった水田が柑橘類の畑に転用されている様子がわかる。これ以降も山林や水田の畑化は緩やかな広がりを見せ、現在もみかんなどの柑橘類やびわが植えられた石積みの段々畑が随所に見られる。



有田みかん



柑橘（左）とびわ（右）の段々畑



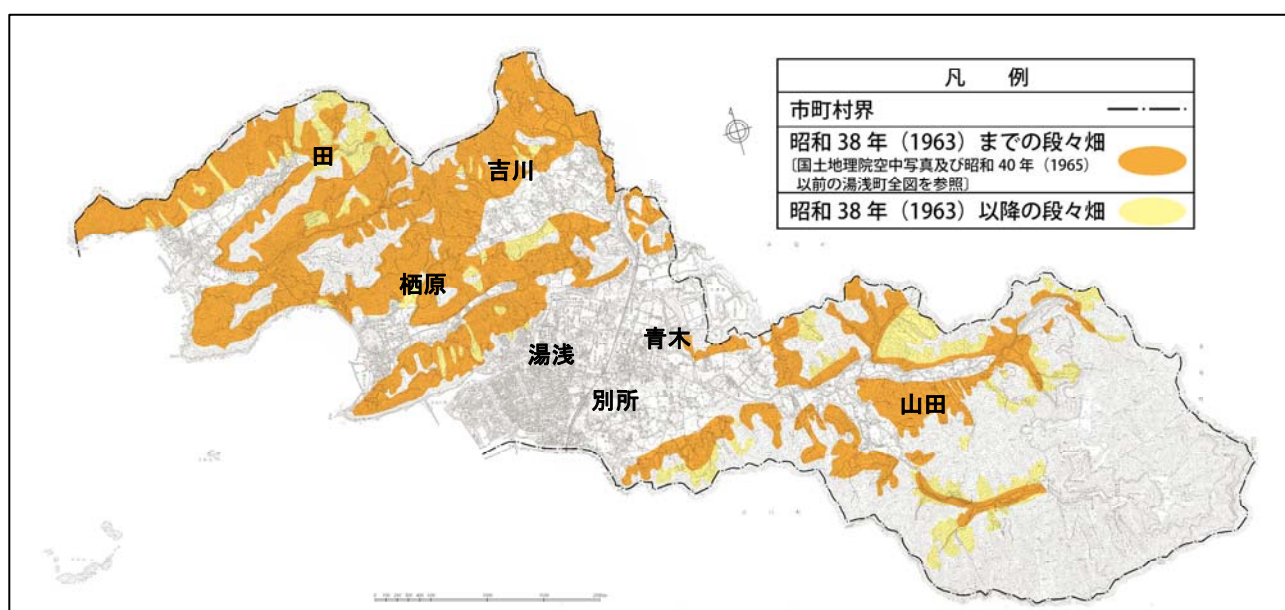
栖原の上空から撮影した空中写真〈昭和 38 年（1963）〉



平地に水田が広がる田の集落〈昭和38年（1963）〉



水田の畑化が進む田の集落〈昭和50年（1975）〉



昭和38年（1963）までの段々畑と現在の広がり

有田みかんの沿革

有田地方における柑橘栽培の始まりは、諸説あるが、『南紀徳川史』（明治34年（1901））や『紀州蜜柑伝来記』（享保19年（1734））の記述によると、天正2年（1574）に有田郡糸我莊中番村^{いとが なかぼん}の伊藤孫右衛門が、肥後国八代より苗木^{やっしろ}を持ち帰ったことが始まりであるとされている。

慶長年間（1596～1615）の頃には、大坂や伏見といった大都市に向けて出荷がされていたことが知られている。元和5年（1619）に徳川頼宣^{よりのぶ}が紀伊に入ると、国産奨励を積極的に行い、有田郡においてはみかん栽培の奨励保護を進めた。寛永11年（1634）には、宮原組滝川原村^{たきがはら}の藤兵衛が江戸に400籠を出荷、他の産地を圧倒し栽培が拡大していった。

この当時のみかんは、「紀州みかん（本みかん、小みかん）」と呼ばれる品種で、今日、有田みかんとして栽培される温州みかんより小ぶりで、種のある品種であった。武家社会の時代には、房ごとにある種が子宝運を良くするとして人気があった。

江戸での販路拡大に伴い、貞享4年（1687）に紀州藩が地元の共同出荷の寄合いである組株の数や問屋の指定を行って、価格の維持に乗り出した。同時に、輸送する蜜柑船には藩旗を掲げることを認め、代金を滞納する問屋には藩命により処罰したため、スムーズな取引が行われたという。また、蜜柑御口銀を徴収して藩の財政を支えた。正徳4年（1714）には27の蜜柑組株があり、そのうち1組は湯浅の組株であったことが知られている。当時のみかんの積出港は北湊（現在の有田市）であり、大いに賑わっていた。

紀州藩の保護により、出荷と販売について優位であったところが、明治の廃藩置県により、制度化されていた出荷のバランスが崩れ、一時は混乱が生じた。有田地方のみかん農家は、明治9年



紀伊国名所図会〈郡中の山畑にて蜜柑をとる図〉



紀州みかん



紀伊国名所図会〈蜜柑乃図其二〉



紀伊国名所図会〈蜜柑乃図其三〉

(1876)に蜜柑方と呼ばれる共同出荷体制の組織の改正、明治14年(1881)の蜜柑方会議の発足、明治17年(1884)には組合への改組、さらには明治38年(1905)に重要物産同業組合法に基づいて紀州有田柑橘同業組合を発足させるなど、近代的な組織作りを進めていった。他所の産地が江戸や大阪へと販路を広げてきた結果、有田みかんは北海道や海外にまで進出することとなった。

明治に入ると、これまでの紀州みかんから、温州みかんへの転換が起こる。温州みかんは、寛政年間(1789~1801)に駿河国藤枝の田中城で、紀州から温州みかんの苗を取り寄せ植えた、という記録があることから、その頃には既に紀州で栽培されていたことがわかるが、子宝運を授かると喜ばれた紀州みかんに対して、種のない温州みかんは縁起が悪いとして市場からは敬遠されていた。しかしながら明治維新以降は、手軽に食べることができ、また品種改良によってより美味



温州みかん

味となっていったことから、温州みかんの需要が高まっていたようである。明治15年(1882)の『紀州柑橘録』には、「新たに開園する者温州蜜柑を植えざる者なし、今後紀州の柑橘園の増加により温州の産出が増えること疑いなし」の記述があり、転換の過渡期であったことがうかがえる。事実、これ以降は温州みかんの栽培が主となって、現在では紀州みかんの生産は、正月飾りなど限られた用途のみとなっている。

湯浅町のみかん栽培と三宝柑

湯浅町におけるみかん栽培の黎明期がいかなるものであったかは、当時の文献等は残されていないが、『田栖川村郷土誌』には、「糸我村に最も近接せるを以て、早く移植せられしこと疑いなし」との記述があることから、有田へのみかん移入からそう遅れない時期には、町内でみかん栽培が行われていたことが推測される。正徳4年(1714)の有田郡27蜜柑組株のうちに湯浅の名が有るため、少なくとも江戸中期には栽培がされていたことは疑いない。この時、湯浅組株は、同じ郡内の船坂村、辻堂村、下中島村の組株とともに、江戸堀江町福島屋忠八という問屋と取引を行っている。また、幕末から明治になると、大阪方面へのみかんの積み出しに湯浅港も利用されるようになっていく。

湯浅の柑橘栽培において特筆すべき点として、三宝柑の主要産地であることがあげられる。三宝柑は、江戸時代に和歌山城下の藩士の邸内に発生した変種であるといわれ、紀州藩主徳川治宝^{はるとみ}に献上したところ喜ばれ、それ以来門外不出とされていた。明治になって、旧吉備町の大江城平(竜眠)が有田へ、それを田栖川村長も勤めた豪農、栖原の千川^{ちかわ}安松^{やすまつ}が、明治13年(1880)に穂を貰い受けて栖原で栽培を始めたのが、湯浅における三宝柑栽培の最初であるといわれている。最盛期の昭和40年代では、2,000トンを超える生産量があった。



三宝柑と石積みの段々畑

三宝柑は、200~300グラムで、果こう部が高く盛り上がり、その基部にくびれがあるのが特徴

で、果皮は薄黄橙色をして表面に凸凹が有り、やや淡白な味ではあるが、さわやかな香りがあり優れた風味を持つ柑橘類である。

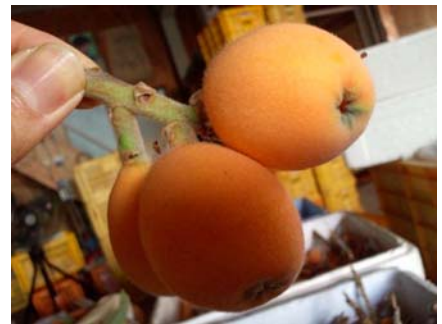
出荷の最盛期は3～4月で、栽培には冬季に温暖な気候であることが必要である。冬場に冷え込むと、す上がり果（果実に水分が少なくスカスカになる）が発生しやすくなる。主に生果として消費されるが、シャーベットやゼリーといった加工品にもなる。果皮は厚いので、ゼリーや茶碗蒸しの器として利用されたり、お風呂に浮かべて香りの入浴剤としても利用されたりする。最近では、生産量自体は減少し、年間500トンを下回っているが、希少で高級な商品として根強い人気がある。



三宝柑

びわ栽培の沿革

田を中心に、びわの栽培も盛んである。大正（1912～26）の初頭に編纂された『田栖川村郷土誌』では、「本村の特産とも称すべき^{びわ}枇杷は、世に田村枇杷と称し^{めいせいさくさく}名声嘖々たり。」と表現されている。湯浅におけるびわ栽培の歴史について、『田栖川村郷土誌』では2つの説を紹介している。ひとつは、天正年間（1573～92）の始め頃、中村某が、どこかは不明だが、他所から持ち込んで田で栽培を始めたとする説、もうひとつは、元禄年間（1688～1704）に伊達宇兵衛が山中で野生のびわを発見して栽培を始めたとする説である。いずれにしても、その歴史は古く、大坂を中心に販路を広げて、明治の始め頃には隆盛を極めた。しかしながら、交通機関の発達により長崎をはじめとする九州地方の産地が大阪市場に進出してくると、その需要は大きく落ち込んだ。栖原の千川安松は、^{ちようせん びわ}朝鮮枇杷を取り寄せ品種改良を進めて、早晚二種の^{ちかわ びわ}千川枇杷を生み出して、再び本場の名を市場に響かせた。



びわ

びわは、年平均気温15度以上で、冬場の気温がマイナス5度を下回らないことが栽培に必要な条件といわれている。冬場に花が咲き、春先には摘果作業と同時に実に袋を掛けてしまうため、木に橙色のびわの実になっている様子は観察できない。5～6月にかけて収穫の時期をむかえる。

和歌山県におけるびわの生産は、旧下津町^{にんぎ}仁義地区を中心に栽培が盛んな海南市に生産量の第一位を譲っているが、甘くて上品な味わいの田村びわは、市場での高い評判を誇る。



袋掛けされたびわ

石積み段々畑でのみかん・三宝柑・びわ栽培の景観

湯浅町は、周囲を山地に囲まれ平地が少ない地形である。その地形を活かし、山の斜面を利用して、石を積み上げて作られた段々畑が形成されていった。段々畑を作る石垣には、土留めの効果だけでなく、保温や排水、さらには光の反射効果などがある。みかんや三宝柑、びわの栽培には、十分な日照量が必要で、不足すると栄養が蓄えられず、生育に悪影響を及ぼすが、石が積み上げられた段々畑では、太陽光が石垣に反射し、四方八方から作物に当たることになるので、多くの日照量を確保することが出来るといわれている。また、日中に暖められた石垣は、夜になると保温効果を発揮し、さらには石垣の排水性の良さは大雨が降っても余分な水がたまらない、といった効果をもたらしている。



傾斜地にある石積みのみかん畑

第2次大戦後、いわゆる、みかんブームと呼ばれる全国的な増殖の流れの中で、湯浅町内においても段々畑の増設と、平地の水田からの転換が進んでいった。あわせて、生産技術の革新的な発達により、品種改良が進むとともに、スプリンクラー営農や単軌条運搬機（産業用モノレール）の導入が、傾斜地での栽培を大きく進歩させた。

「田村みかん」は、有田みかんの中でも屈指のブランドとして著名である。海に近くミネラル豊富な潮風と、温暖な気候に恵まれた田村みかんは、甘味と酸味のバランスがよく、最高品質であると、消費者から好評を得ている。

江戸時代から続くみかん栽培は、土地の制約を乗り越え、山々を切り開いて、工夫を重ねながら進歩させてきた技術により伝えられてきたものである。今、湯浅町におけるみかんの栽培面積は307ヘクタールで、出荷量は5,670トン（栽培面積及び出荷量は平成25年（2013）産の値）と、県全体から見ると3.67%にとどまっているが、県土全体に占める湯浅町の面積の割合が0.44%であることを考えると、みかん栽培が盛んな地域であることは十分に理解できよう。



田村みかん



みかんの花

毎年5月初旬になると、みかんの木には白く可愛らしい花が一斉に咲き誇り、みかん畑の一带は爽やかな甘い香りに包まれる。夏を迎える前には青い実

を付けはじめ、盛夏を乗り越え、涼しが増す秋になると極早稲、早稲の収穫が始まり、年末には出荷のピークを迎える。みかんが収穫できるようになるまでには、枝の剪定、施肥、除草、摘蕾、摘果、灌水、薬剤の散布など、一年中世話をしなければならず、繁忙期には収穫した後の選果作業を不眠不休で行う。長い年月の間、こうした努力や工夫を重ね、上質な柑橘類が栽培され続けてきた。

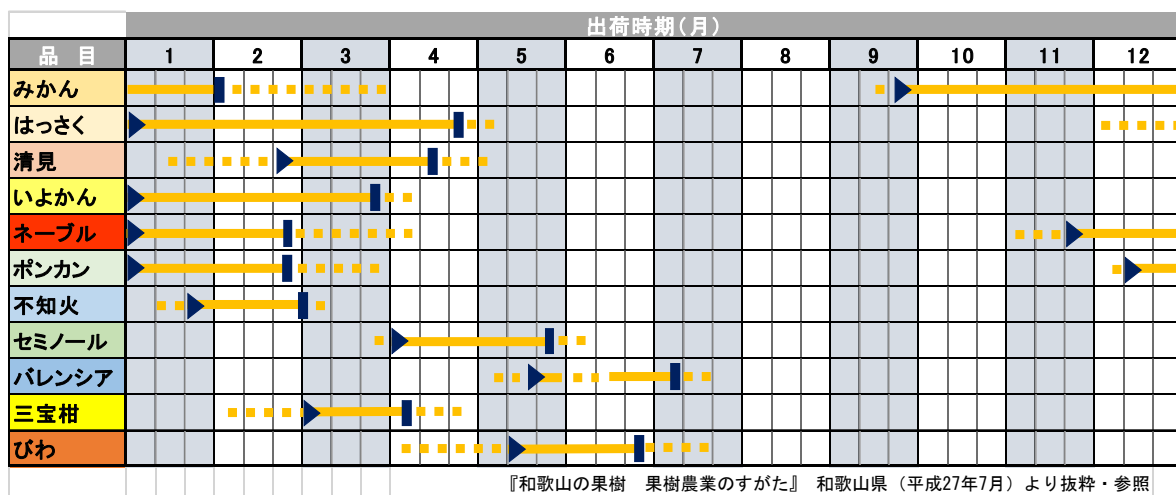


みかんの収穫

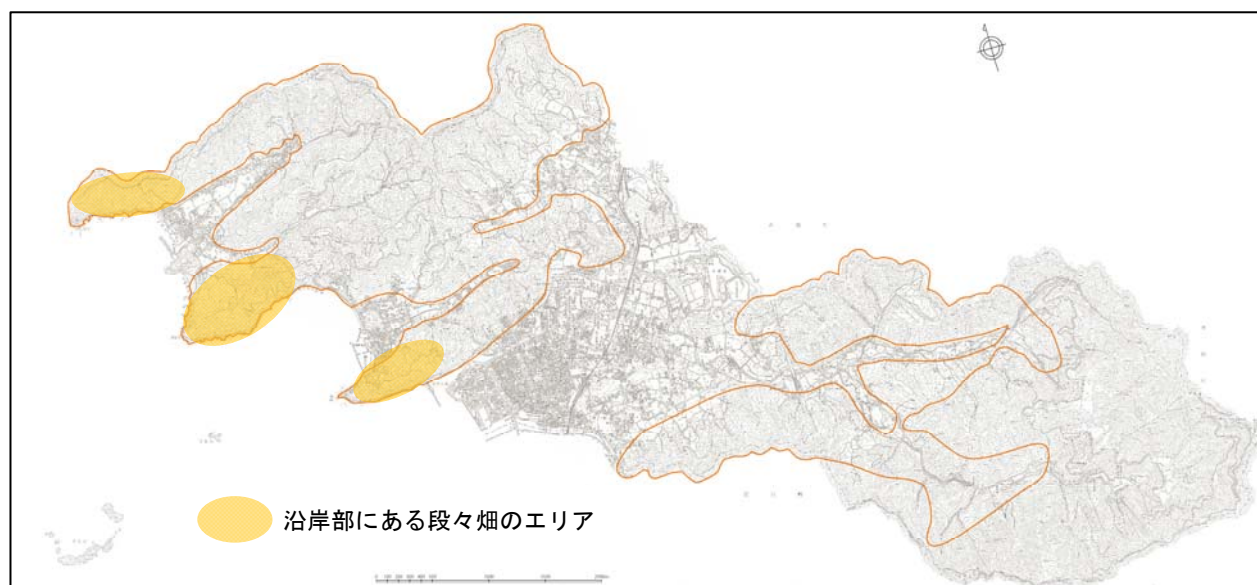
石積みの段々畑で栽培されるのは、みかんだけではない。栖原では三宝柑が、田ではびわの木が、それぞれみかんの木と隣り合わせで育てられ、季節ごとに違った表情を見せる。特にこれらの地区では、石垣が積まれた段々畑と湯浅湾とが同時に望める景観が特徴的である。また、近年では、多様な柑橘類も数多く植えられている。先祖たちが湯浅にそそぐ自然の恵みを最大限に利用して、一つ一つ文字通り積み上げて造り上げた石積みの段々畑でのみかん、三宝柑、そしてびわといった農作物栽培の姿は、地域の特徴ある文化的景観として受け継がれている。



湯浅湾に臨む三宝柑畑



湯浅町で栽培されている主な柑橘類とびわの出荷時期（実線は最盛期、点線はその前後の期間を表す）



みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致の範囲

第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針

第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持向上に関する課題

1) 伝統文化の継承・後継者育成に関する課題

本町の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史と伝統を反映した人々の活動は、各種祭礼といった民俗芸能や伝統行事のほか、醸造業や漁業、柑橘類の栽培といった日々の営みの中にも存在し、情緒豊かな風情を醸し出している。

しかし、近年では、社会環境の大きな変化により、従事者の高齢化、急激な過疎化によるコミュニティの弱体化やこれら祭礼行事や農林水産を支えていた意識の希薄化が進み、後継者が不足している状況にある。

このような事例のみならず、町内すべての分野において同様の事情から技術継承が困難となっており、地域文化や伝統産業の衰退が危惧されるなど、地域の特色が喪失の危機に瀕している。

一方で、現状を打開するための技術継承、後継者育成の取組みが不十分であることから、本町固有の歴史的資源である伝統文化の保全に務める各種団体への支援、受け継がれてきた活動を次世代へ伝える使命感などを育むための取組み、空き家を活用した若者の定住促進がこれまで以上に求められる。

2) 歴史・文化資源に関する課題

本町で維持向上すべき歴史的風致を構成する建造物は、市街地はもちろんのこと漁業が盛んな沿岸部や農村集落にも存在しており、中でも重要伝統的建造物群保存地区や国から登録を受けた湯浅小学校講堂など歴史上特に価値の高いものについては、保存のための施策を優先的に講じてきたところである。

また、文化財の指定や登録を受けていないが、高い価値を有する歴史的建造物や遺跡などは町内に数多く残されている。

しかし、所有者の高齢化や長引く不況による地域経済の疲弊など複合要因により、老朽化に起因する不適切な改造、現代的な建物への建替え、取り壊しが進み、歴史的建造物を保存するための仕組みや史跡の調査といった取組みが充実しているとはいえないほか、歴史的建造物が多く存在する市街地において、貯水槽や消火栓の設置といった防災対策が十分とは言えない。

その他、漁業や農業など古くから行われ、本町の産業の特色を色濃く現している活動においても、農地の宅地化や担い手不足による耕作放棄、廃業などにより、歴史的風致が失われる事態が発生している。

3) 歴史文化を活かした観光振興等に関する課題

本町の維持向上すべき歴史的風致は、本町固有の観光資源でもある。重要伝統的建造物群保存地区を有することから、本町を訪れる観光客は増加してきているものの、町内を周遊するのに十分でないサイン等設備環境や大型バスを駐車できるスペースやトイレの不足などが要因となり、短時間滞在になりやすく、観光振興による地域活性化には至っていない。

歴史的風致の維持向上は、住民のみならず来訪者にも貴重な資源であることを認識されることによってなされるものであり、総じて町の活性化に寄与するものである。そのためには、本町に数多く残されている歴史文化に関して、十分な情報発信を行うとともに、歴史的資源の保

全活用を図る意識の啓発に加え、町の玄関口である駅周辺の観光客受入機能の強化などを通じてまちなか周遊性を確保する必要がある。これにより、本町が重要伝統的建造物群保存地区以外にも質の高い歴史文化を有していたことに対する理解を深めることにつながることに加え、観光客の滞在時間の増加に影響を及ぼすこととなる。

これまで、歴史資料館の設置や休憩所の整備など散策を行う上で重要な拠点の整備を進めてきたが、道路については、統一感のある舗装となっておらず、幅員矮小な区間が多数存在する。重要伝統的建造物群保存地区内の観光スポットでもある大仙堀の環境整備など解決すべき問題は多々ある。

また、町内に点在する歴史文化資源をつなぐ案内板等が不足しているほか、周囲の景観に配慮したデザインでないことや老朽化によりその機能を果たせていないことも大きな課題である。

4) 景観形成に関する課題

本町には、県内唯一の重要伝統的建造物群保存地区に代表される歴史的な町並みや石積みの段々畑で栽培される柑橘類が広がる風景など良好な環境が残されている。

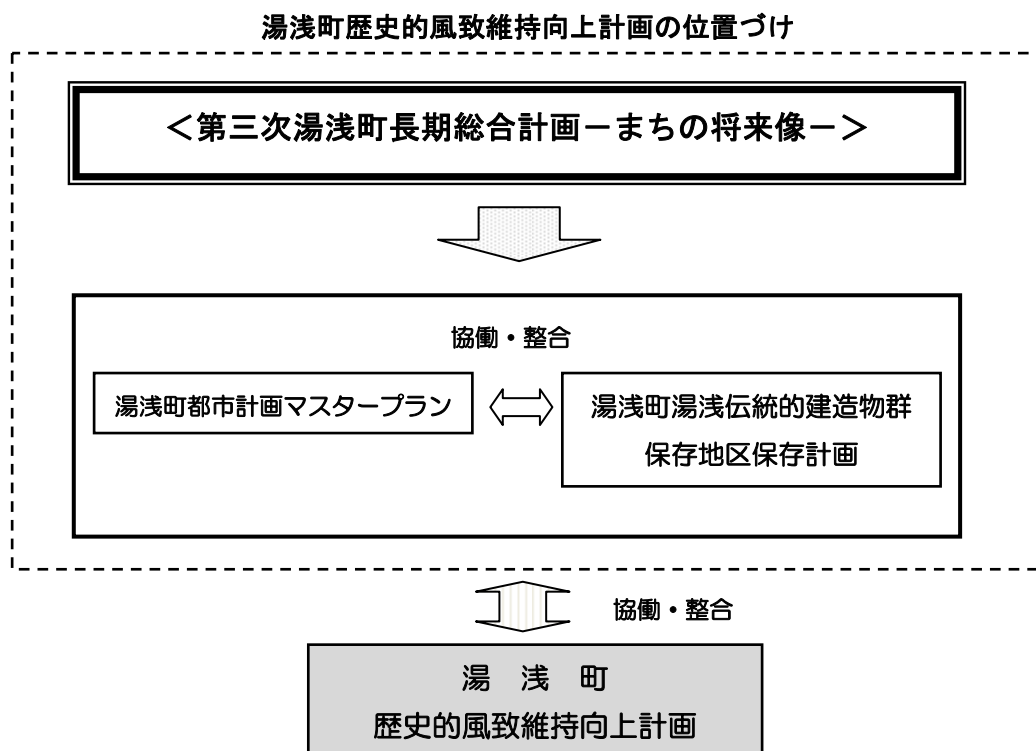
一方で、歴史的価値のある建物の建替えや取り壊しが進んでいるほか、後継者不足から一部畑の荒廃が見られる。市街地において、一部道路の美装化を行うなど、良好な景観の保全に努めているが、「歴史的景観」「市街地景観」「自然景観」など周辺景観との調和をどのように図るかを示す指針が存在しない。

2.既存計画との関連性

本計画は、町が目指すべき姿を定めた最上位計画である長期総合計画に即したものである。

将来像の実現に向け、各種施策を展開しているところであるが、重要伝統的建造物群保存地区など豊かな歴史的資源を活用したまちづくりを重視しており、都市計画マスタープランなどにも様々な取組みを掲げている。

ここでは、歴史的風致の維持向上に関連する、上位・関連計画等について整理する。

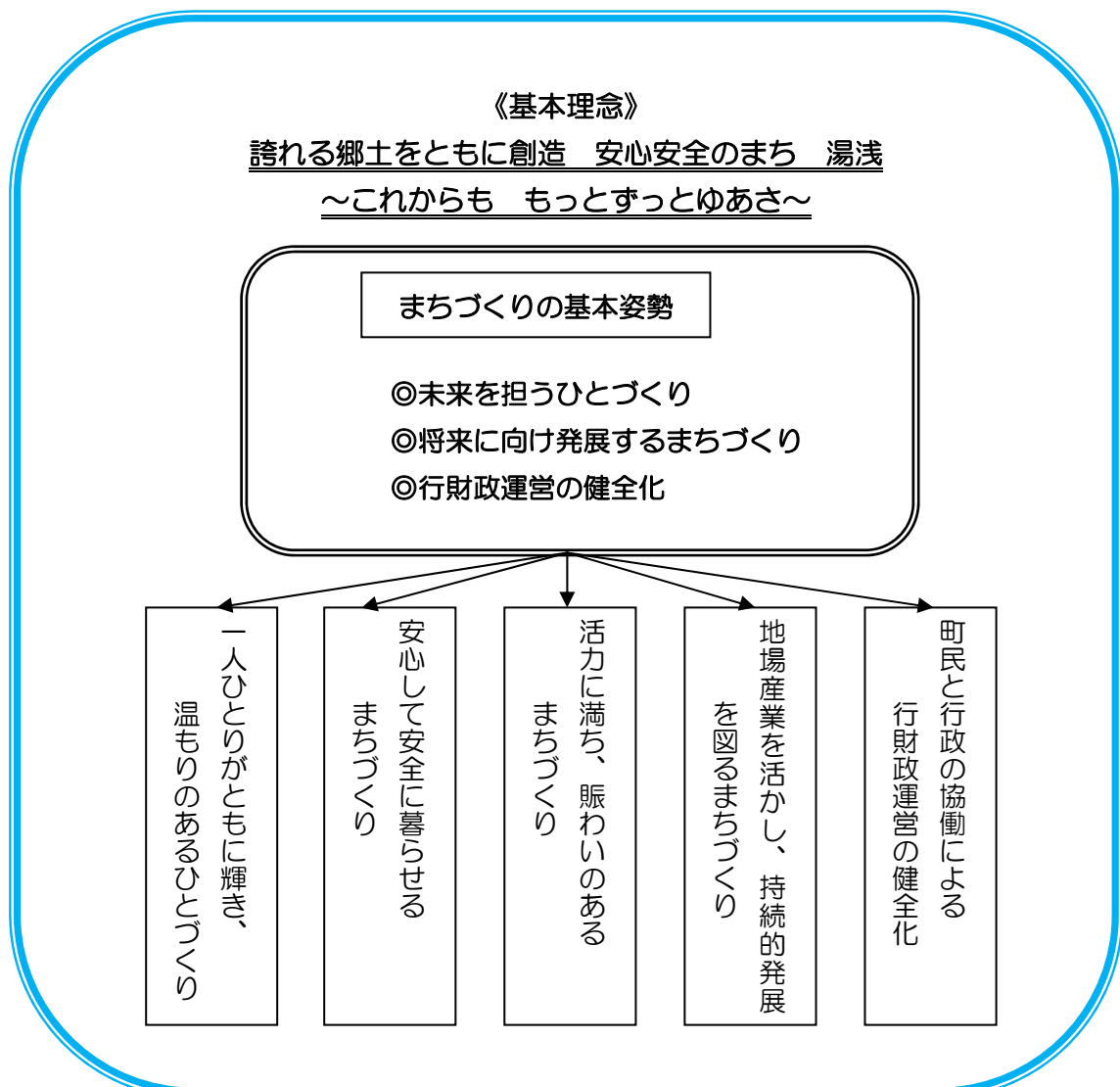


1)第三次湯浅町長期総合計画

平成 23 年（2011）3 月に策定した長期総合計画は、計画期間を平成 23 年（2011）度から平成 32 年（2020）度までとし、本町の将来像を「誇れる郷土をともに創造 安心安全のまち 湯浅」と位置付けている。次代を担う子供たちに本町の貴重な歴史や文化を継承し、生涯学習、保健・医療・福祉の充実を一層推し進めるとともに、町並みや住環境の整備による住みよいまちづくりを目指している。これらの実現にむけ、3 つの基本姿勢と 5 つの大綱、それに連なる政策、施策を展開していくこととしている。

その中で、「一人ひとりがともに輝き、温もりのあるひとづくり」内の教育の充実において、小学校における伝統産業である醤油づくり体験や副読本の活用により、郷土に対する愛着を育むため、ふるさとの自然や歴史に親しむ教育を推進している。

また、「活力に満ち、賑わいのあるまちづくり」では、住み良いまちづくりの推進において、景観の保全・形成をはかり、本町独自の歴史遺産を正しく次世代に伝える取組を行い、伝統的な町並みや熊野古道といった歴史的景観を有する本町の特性を活かした市街地整備を進めることとしている。さらに、「歴史・文化・スポーツ活動の推進」においては、文化財保護として、未指定の文化財は新たに指定をし、現在指定されている文化財はさらに上位の指定を目指すなど、文化財の指定による保護を推進している。



2)湯浅町都市計画マスタープラン

本計画は、平成12年（2000）度に策定され、目標年次を平成32年（2020）度とする20年間の計画となっている。基本理念の下、将来都市像を「安らぎと賑わいの都市づくり」と定め、3つの基本テーマを設定し、調和のとれた秩序あるまちづくりを掲げている。

基本理念の一つに、「豊かな自然・歴史資源を取り入れた市街地整備」を掲げており、古い町並みの保存再生など町の特徴を活かした市街地整備や公園整備、河川環境整備等による環境を配慮した水と緑の市街地整備を進めるとし、さらに将来の都市構造として中心市街地（既成市街地）は、「古い町並み等の地域資源を活かしつつ、道路、下水道等の都市基盤を進めながら、商業環境及び防災機能の向上を図り、安全かつ快適で活力のあるまちづくりを進めていく必要がある」としている。

〔基本理念〕

◎市街地整備により都市魅力を創り出します

市街地整備により快適で安全な居住環境の整備を進め、都市魅力を創り出すことにより、いつまでもすむことのできるまちづくりを目指します。

◎豊かな自然・歴史資源を取り入れた市街地整備を進めます

古い町並みの保存再生など、町の歴史を感じさせる市街地整備や公園整備、河川環境整備等による環境を配慮した水と緑の市街地整備を進めることで、町民が愛着をもち、うるおいを感じることができ豊かな居住環境の形成を目指します。

◎海岸地域、田園地域、山間部と連携した市街地整備を進めます

都市計画地域に指定されている中心市街地等と一体的な整備や地域間の連携を強化することで周辺地域の課題に対応して行くこととし、バランスのとれた市街地整備を目指します。



《将来の都市像》

「安らぎと賑わいの都市づくり」

● 都市的魅力と自然・歴史的魅力が調和したまち

地域特性を活用した市街地整備を進めることで、現在の自然的な魅力と都市的魅力が共存するまち

● いつまでも住める便利で安全なまち

高齢者にやさしいまちなど、誰もが住み続けることができ、災害等の危険もない安全なまち

● ひとと文化が交流するまち

観光など町外との幅広い交流を通じて、人と文化が育つ条件を整えたまち

3)湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存計画

湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存計画は、湯浅町伝統的建造物群保存地区保存条例（平成17年湯浅町条例第19号）第3条の規定に基づき定められたものである。湯浅の伝統的な町並みと歴史的風致を形成する環境を後世に伝えるため、町民の総意と発意を尊重し、町民と行政が誇りと愛着を持って互いに協力しながら保存整備を進め、町の文化的向上と生活化に資することを目的として制定された。

保存計画では、保存地区内の伝統的建造物及び環境物件の決定要件や、保存地区内の建築物及び環境物件保存整備計画、助成措置等を定めている。さらに、保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画についても制定し、また、保存地区と調和のとれた歴史的景観を活かしたまちづくりの推進を図るため、周辺地域一帯の整備方針や町全体の文化的向上と活性化を図るための人材育成に努めることについても定めている。

湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存計画許可基準

建築物	建	位 置		伝統的な町並みとしての一体性と連続性を著しく損なわないものとする。	
		高 さ		原則、2階建以下とする。 軒高は周辺の伝統的建造物と調和させる。	
		構 造		原則、木造とする。ただし、用途等によりやむをえず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みと調和を図る。	
	築	外部意匠	屋根・庇	形 式	原則、屋根は切妻平入とする。
				勾 配	周辺の伝統的建造物と調和させる。
				材 料	歴史的風致と調和したものとする。
				軒	伝統的な町並みとして調和のとれたものとする。
				樋	歴史的風致を著しく損なわないものとする。
		外 壁		歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
		開 口 部		位置、形態及び仕上げは、歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
		基 礎		歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
		色 彩		歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
		建 築 設 備		歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
	工作物	塀・石積等		歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
		屋外広告物		歴史的風致と調和したものとする。	
木竹の伐採・植栽				歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
駐 車 場 ・ 車 庫				駐車場は、原則として塀等を設けるなどして歴史的風致を著しく損なわないものとする。また、車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。	
土地の形質の変更				変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。空地が生じた場合は、歴史的風致と調和するよう管理運用を図る。	
土 石 類 の 採 取				採取後の状態が、歴史的風致を著しく損なわないものとする。	

3.歴史的風致維持向上の基本方針

本町の維持向上すべき歴史的風致における取組の状況及び課題を踏まえ、歴史的風致の維持向上に関する基本方針を以下のとおり定める。

《歴史的風致維持向上に関する基本方針》

- 1 醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致に関する基本方針
- 2 熊野古道に見る歴史的風致に関する基本方針
- 3 明恵の足跡に見る歴史的風致に関する基本方針
- 4 顯國神社の祭礼に見る歴史的風致に関する基本方針
- 5 國津神社・幸神社の祭礼に見る歴史的風致に関する基本方針
- 6 海辺の営みに見る歴史的風致に関する基本方針
- 7 みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致に関する基本方針

1)醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致に関する基本方針

重要伝統的建造物群保存地区とその周辺には、産業の特色を現す醸造業が現在も営まれており、伝統的な仕込蔵、室、詰場といった作業場や主屋の店舗において、昔ながらの製法が脈々と受け継がれている。家庭での金山寺味噌作りなど人々の生活には醸造の薫りが漂っており、これらを後世に継承していくため、歴史的建造物の保存活用や道路などの歴史的景観の保全整備など、良好な市街地環境全体の整備を図るほか、重要伝統的建造物群保存地区を象徴する大仙堀の保存及び水辺環境の整備を通じて住環境整備と観光振興に一層取組む。

来訪者が多く集まる重要伝統的建造物群保存地区とその周辺の市街地には住宅が密集しており、歴史的な町並みを守るため、耐震性貯水槽など有効な防災設備導入を検討し、住民による防災訓練にも力を入れる。

また、本町と同じく醸造文化継承に取り組む団体等と連携し、醸造の歴史を学ぶ機会を確保するため、歴史的建造物の公開や醸造用具等文化財の展示、講演会等の開催などを通じて住民及び来訪者の関心と理解を高めるなど、意識の啓発に努める。

2)熊野古道に見る歴史的風致に関する基本方針

聖地熊野を目指した人々が織り成した交流活動は、長い年月が経過しても変わらずこの町に息づいており、それらを絶やすことなく受け継ぐことは現代の私たちに課せられた使命である。熊野古道は、復元、再生、町並みとの調和、利用者の利便性など整備手法を十分検証した上で歴史的景観を保全整備するための美装化を進め、歴史的風致である人々の往来を活発化させる。また、沿線の歴史的建造物の保存活用を促進することにより、活力あるまちづくり活動を推進する。

これら本町に受け継がれている歴史的な魅力の普及・啓発に資するため、案内板や説明板をはじめとする周遊性向上のための施設の整備に取組み、来訪者の利便性を確保するためにデザインの統一を図る。

また、昭和2年(1927)開業当時の紀伊湯浅駅の駅舎の文化財指定等による保存・整備を進め、あわせて観光客受入機能の強化を主とした駅周辺整備を行い、賑わいを創出する。

なお、故事に基づいて再開した聖護院門跡による護摩法要の継続や、町の成り立ちを語る上で欠かすことのできない先人にちなんだ史跡等の文化財の調査や普及啓発などにも積極的に取組むほか、熊野古道沿線に広がる歴史的景観を守るため、景観計画の策定を検討する。

3)明恵の足跡に見る歴史的風致に関する基本方針

湯浅氏の一族である鎌倉前期の高僧・明恵上人が修行の地として選んだ東西の白上遺跡や刈藻島、明恵ゆかりの施無畏寺の保存に努める。

また、施無畏寺で行われるシガサンニチの法要や刈藻島での法要、50年に1度の明恵上人遠忌法要といった明恵を偲ぶ歴史的風致を構成する取組みの保存と継承に努めるため、歴史講座で明恵上人を採り上げるなど普及啓発に取り組む。

4)顯國神社の祭礼に見る歴史的風致に関する基本方針

有田地方随一といわれた顯國神社の祭礼を後世に伝えていくために、祭礼行事や民俗芸能伝承のための用具の整備や後継者育成を支援し、特色ある食文化を広めるための情報発信に取り組む、住民の活動を活発化させることで、地域全体での保存・継承が図られるように努める。

また、活動が行われる市街地にある歴史的建造物の保存活用や道路の美装化など、良好な市街地環境の整備に努める。

5)國津神社・幸神社の祭礼に見る歴史的風致に関する基本方針

豊作・豊漁を祈願する地域固有の伝統文化を後世に継承していくために、祭礼行事や民俗芸能伝承のための用具の整備や後継者育成を支援し、特色ある食文化を広めるための情報発信に取り組む、住民の活動を活発化させることで、地域全体での保存・継承が図られるように努める。

また、御渡順路にある歴史的建造物の保存活用や、歴史的な活動が行われる環境を保つなど良好な市街地環境の整備に努める。

6)海辺の営みに見る歴史的風致に関する基本方針

本町には、古くから盛んであった漁業のように、日々の生業として受け継がれてきた伝統的な産業にも歴史的な活動が見られる。海との深い関わりを持つこれらの活動は、かつての本町の漁民の活躍を伝える証であり、この歴史的風致を継承していくため、水産物のPRなどで生産事業者の安定と拡大を図り、空き家の活用などで担い手の受け入れや育成の支援に努めるほか、活動が行われる歴史的建造物の保存に取り組む。

また、春の風物詩であるシロウオの四つ手網漁を存続させるため、シロウオが産卵のため溯上する広川の実環境保全活動や、伝統的なシロウオ漁を内外に広く発信するなど人々の関心を高め、後継者の育成を支援する。

7)みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致に関する基本方針

本町の特産物として著名な柑橘類等については、それぞれが持つ歴史的要素をアピールすることで付加価値を持たせて商品価値の向上を図り、先人が築き上げてきた石積みの段々畑の歴

史的環境における柑橘類等の栽培自体の継承を図る。

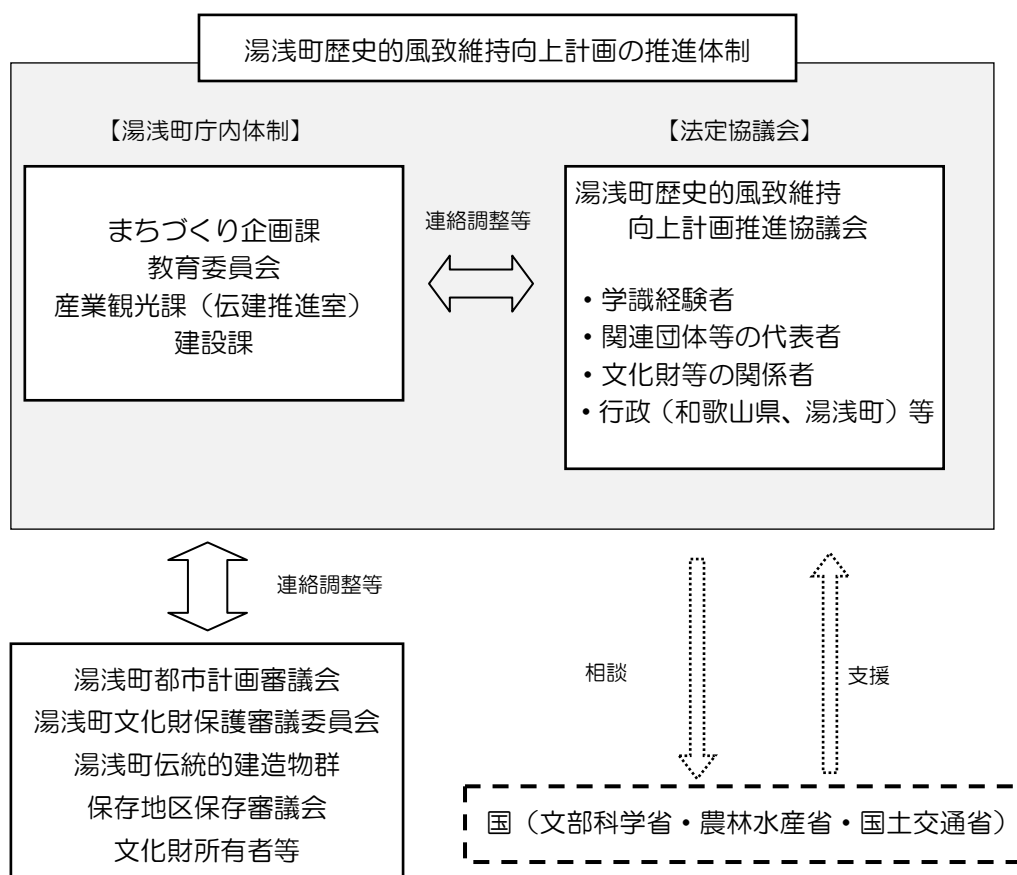
また、農業従事者の高齢化が進んでいることから、農業体験や空き家の活用などを通じた新規就労者の確保や後継者育成支援に取り組むほか、湯浅湾の潮風が吹き渡る石積みの段々畑で栽培するという本町の特徴的な歴史的景観の保全に努めるため、景観法に基づく景観保全に取り組むことを検討する。

4.歴史的風致維持向上に向けた連携及び推進体制

本計画の実現、推進に向けて、まちづくり企画課、教育委員会及び産業観光課伝建推進室、建設課が中心となり、国、県等関係機関との協議を行うとともに適切な支援を得る。

また、歴史まちづくり法第 11 条の規定に基づき設置した推進協議会は、計画の実施に関する連絡・調整を行う。

なお、必要に応じて、湯浅町都市計画審議会や湯浅町文化財保護審議委員会、湯浅町伝統的建造物群保存地区保存審議会、文化財所有者等と連絡調整を行うものとする。



第4章 重点区域の位置及び区域

第4章 重点区域の位置及び区域

1.重点区域設定の考え方

本計画における重点区域は、歴史上価値の高い文化財が存在し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も受け継がれている良好な市街地環境の中で、町として特段の施策を講じることにより、歴史的風致の維持及び向上が最大限に図られるものとする。設定にあたっては、第2章「湯浅町の維持向上すべき歴史的風致」で記述した歴史的風致や第3章「歴史的風致維持向上に関する方針」で記述した課題・方針、さらには、本町がこれまで歴史・文化を活かすために実施してきたさまざまな取り組みや施策、長期総合計画や都市計画マスタープランといった各種計画における位置付けを踏まえることとする。

なお、本町においては、第2章に示したように、その地域特性や時代背景のもと醸成された「醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致」「熊野古道に見る歴史的風致」「明恵の足跡に見る歴史的風致」「顯國神社の祭礼に見る歴史的風致」「國津神社・幸神社の祭礼に見る歴史的風致」「海辺の営みに見る歴史的風致」「みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致」など各地区独自の歴史的風致が現在も息づいている。

しかしながら、これまで示したように本町では、少子高齢化の進展による人口減少や社会構造の変遷によって、空き地・空き家の増加、経年劣化による老朽化や破損、建造物への新たな改造が歴史的景観を変化させつつあるほか、第一次産業においては、後継者の確保という深刻な課題を抱えるなど本町固有の歴史的風致が徐々に失われつつある。また、地域固有の風情、情緒、佇まいについては、指定による管理や日頃の保存・管理が行き届いていないことに加え、有効的な情報発信がなされておらず、人々の認識も低下してきており、それらが持つ価値や重要性を十分に共有できていない。

以上のことから、これらの課題を解決するため、多様な歴史的風致の重なりが見られることや、歴史的な町並みや湯浅湾の潮風が吹き渡る石積みの段々畑など良好な景観の保全に必要な規制等を検討していく必要があり、歴史的風致の維持向上を重点的かつ一体的に推進していく必要があると考えられる区域において、国、県、町指定の文化財その他の歴史的建造物が存在し、そこで繰り広げられる人々の伝統的な活動が現在でも行われている良好な環境に対して効果的な施策を展開することで、歴史的風致の維持向上を図り、この町に住む人々が湯浅の持つ歴史文化の素晴らしさを再認識し、いつまでも暮らしてゆける町の実現につなげる必要がある。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本町の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が新たに生じた場合などに適宜見直すものとする。

2.重点区域の位置

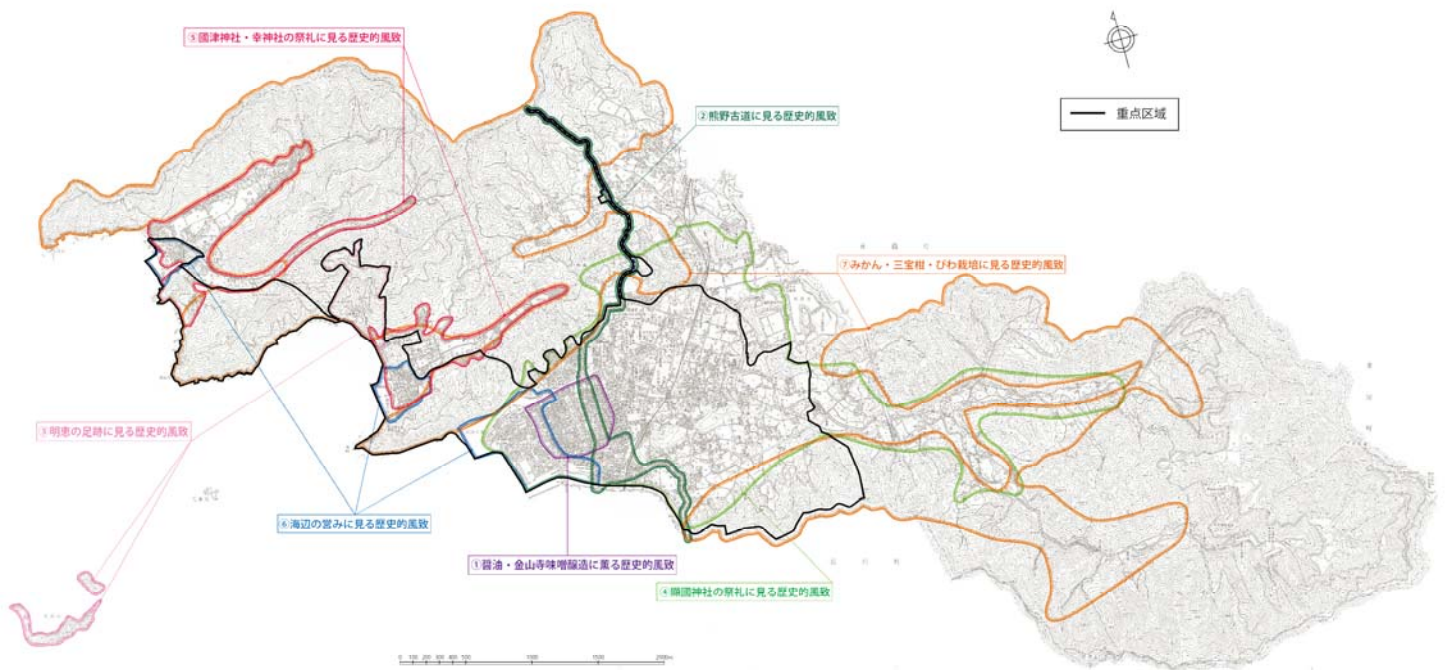
名称：湯浅町歴史的風致維持向上地区

面積：約412ha

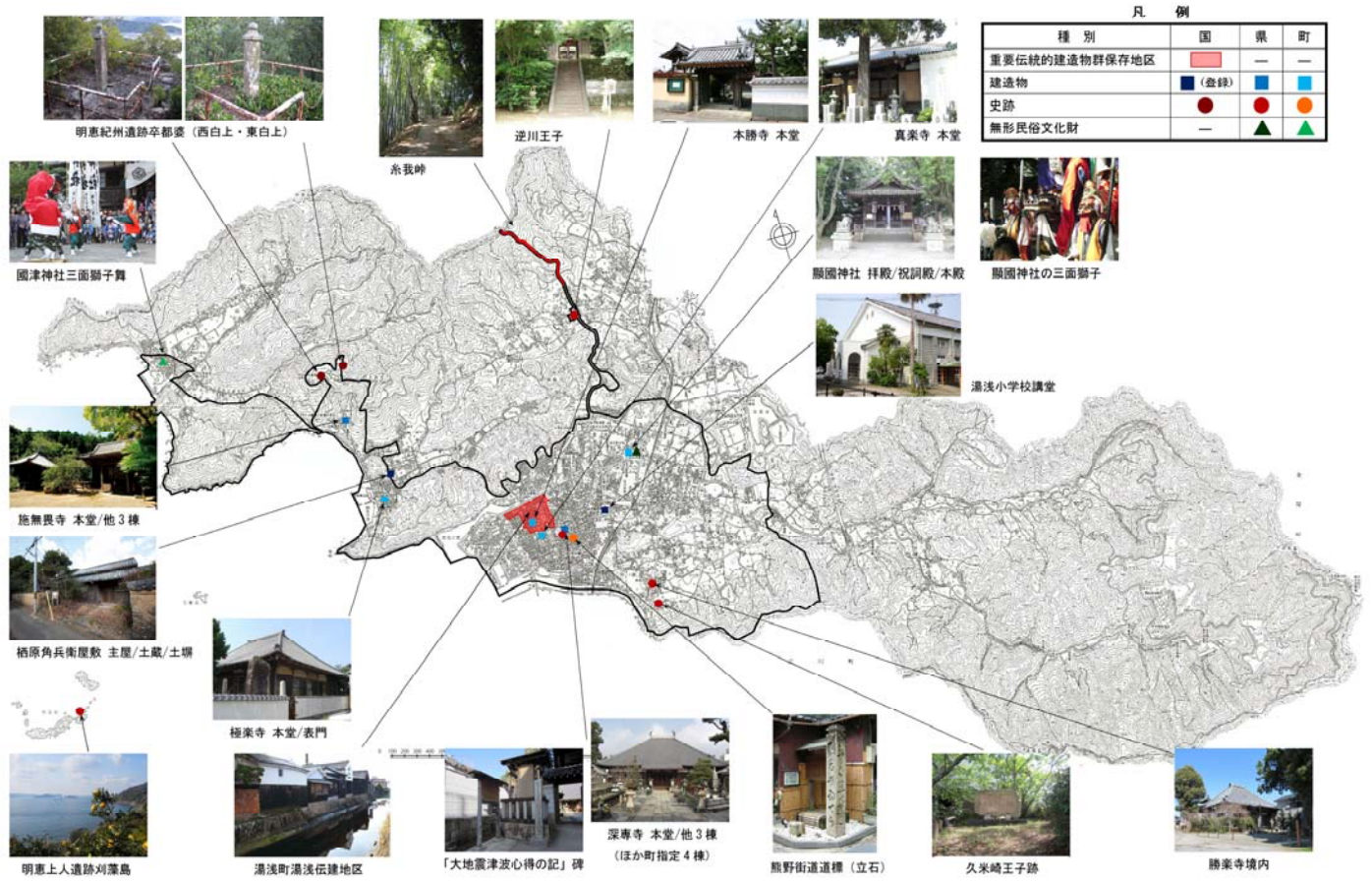
湯浅町歴史的風致維持向上地区には、核となる建造物、文化財として、重要伝統的建造物群保存地区に選定された伝統的な町家や土蔵、地割りを残す歴史的な町並みが存在するほか、第2章で記述した「醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致」「熊野古道に見る歴史的風致」「明恵の足跡に見る歴史的風致」「顯國神社の祭礼に見る歴史的風致」「國津神社・幸神社の

祭礼に見る歴史的風致」「海辺の営みに見る歴史的風致」「みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致」の7つの歴史的風致の中でも町として特段の施策を展開することで最大限効果が発揮されと考えられる範囲を重点区域とする。重点区域は、國津神社から主要地方道有田・湯浅線を南進し、施無畏寺及び白上遺跡、田栖川小学校を含んで再び主要地方道有田・湯浅線に戻り、山田川右岸の住宅地の地番界を進んで町道吉川3号線を北上して熊野古道を有田市との行政区域界の糸我峠までと、飛越橋の手前から山田川右岸を遡り湯浅城跡を含んで、都市計画区域線に沿って広川町との行政区域界まで南下し、稜線を西進してそこから広川を下り、海岸線に沿って國津神社までを結ぶラインに囲まれた区域とする。

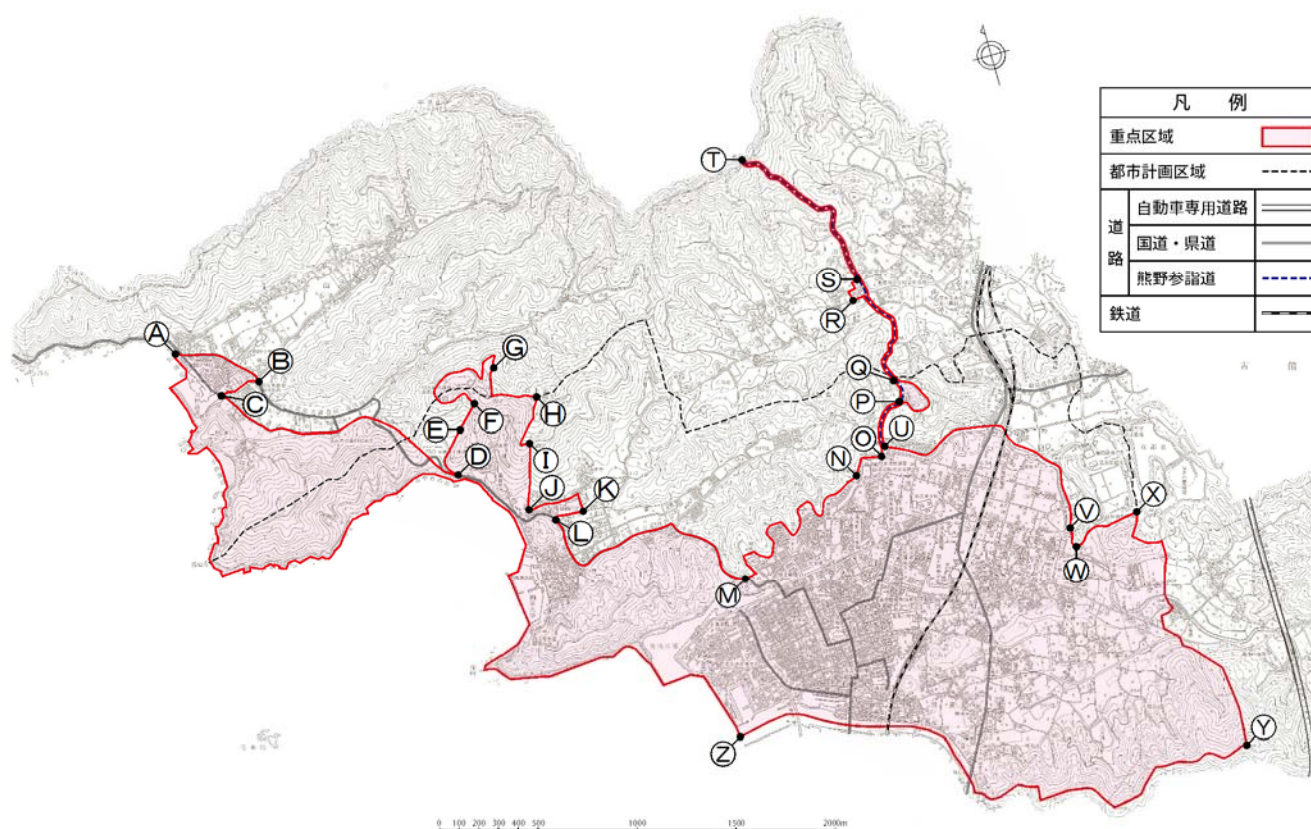
■重点区域「湯浅町歴史的風致維持向上地区」と歴史的風致の分布図



■重点区域「湯浅町歴史的風致維持向上地区」と主な文化財の位置



■重点区域「湯浅町歴史的風致維持向上地区」境界図



地点間	説 明	地点間	説 明
①—②	主要地方道有田・湯浅線	①—②	町道湯浅 126 号線
②—③	出合川左岸	②—③	町道吉川 3 号線
③—④	主要地方道有田・湯浅線	③—④	道路（里道）
④—⑤	道路（里道）	④—⑤	町道吉川 3 号線・町道栖原 1 号線
⑤—⑥	谷線	⑤—⑥	逆川王子背後地及び吉川老人憩の家敷地界
⑥—⑦	等高線（海拔 130m）	⑥—⑦	町道吉川 3 号線・里道（有田市との行政界まで）
⑦—⑧	軽車道（白上山頂まで）	⑦—⑧	有田市境界から町道吉川 3 号線（町道栖原 50 号線経由）
⑧—⑨	徒歩道	⑧—⑨	山田川右岸
⑨—⑩	谷線	⑨—⑩	町道湯浅 188 号線
⑩—⑪	町道栖原 5 号線・町道栖原 38 号線	⑩—⑪	町道青木 18 号線から町道青木 26 号線まで
⑪—⑫	町道栖原 1 号線	⑪—⑫	都市計画区域線
⑫—⑬	主要地方道有田・湯浅線	⑫—⑬	広川町との行政界
⑬—⑭	宅地背面の地番界	⑬—⑭	海岸線

3.重点区域における歴史的風致の維持向上による効果

本計画における重点区域は、本町の7つの歴史的風致を網羅する区域となっている。

この区域内において、歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物、その周辺の環境について、一体的かつ重点的な整備に取り組むことは、当該区域内の歴史的風致の維持向上につながるだけでなく、歴史文化を活かした活力あるまちづくりとして効果的なシティプロモーションとなり、町外からの歴史的風致の評価が高まることによって、本町の認知度も向上し、観光などを目的とした交流人口の増加へとつながることで地域活性化が図られることを期待する。

また、歴史的風致の維持向上による交流人口の増加により、本町固有の歴史的風致に対する住民の理解を一層深めることを通じ、湯浅の発展に尽くした先人に感謝の気持ちや敬意を抱くことで、町民の「ふるさと湯浅」に対する愛着や誇りが育まれることを期待する。これにより、祭礼行事など地域行事への積極的な参加につながり、次世代へ大切に受け継がれていくことも期待される。

本重点区域において、本計画に基づく各種事業を推進することで、上記のような効果が得られるとともに、重点区域外の歴史的風致や地域住民主体のまちづくり活動にも波及効果を与え、ひいては、本町全体の歴史文化を活かしたまちづくりを強く推進することが可能となる。

4.良好な景観の形成に関する施策との連携

1 都市計画法

(1) 都市計画法

本町（2,079ha）の都市計画区域は、大字山田・田・吉川地区を除く地域（638ha）が指定されているが、都市計画区域内であっても、区域区分や用途地域は定めていない。

本計画における重点区域は、一部を除き都市計画区域内に含まれており、都市計画マスタープランにおいて、豊かな自然・歴史的資源を取り入れたまちづくりを推進する旨定めている。平成18年（2006）8月に湯浅伝統的建造物群保存地区を都市計画決定し、同年12月には、重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けている。また、重要伝統的建造物群保存地区における現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、平成19年（2007）7月に湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例（平成19年湯浅町条例第17号）を制定し、建築基準法による制限の一定の緩和を行っている。

都市計画地域に指定されていない周辺地域においても、中心市街地等と一体的な整備や地域間の連携を強化することで課題に対応し、バランスのとれた整備を進めることとする。

県都市計画区域マスタープランを踏まえ、これからも都市活動と調和を図りつつ、歴史文化を活かした活力あるまちづくりを進めていくため、住民等への都市計画の普及・啓発を図りながら、地域の実情に応じた土地利用の規制導入に関する検討を行っていく。

(2) 都市計画道路及び特定避難路の整備方針

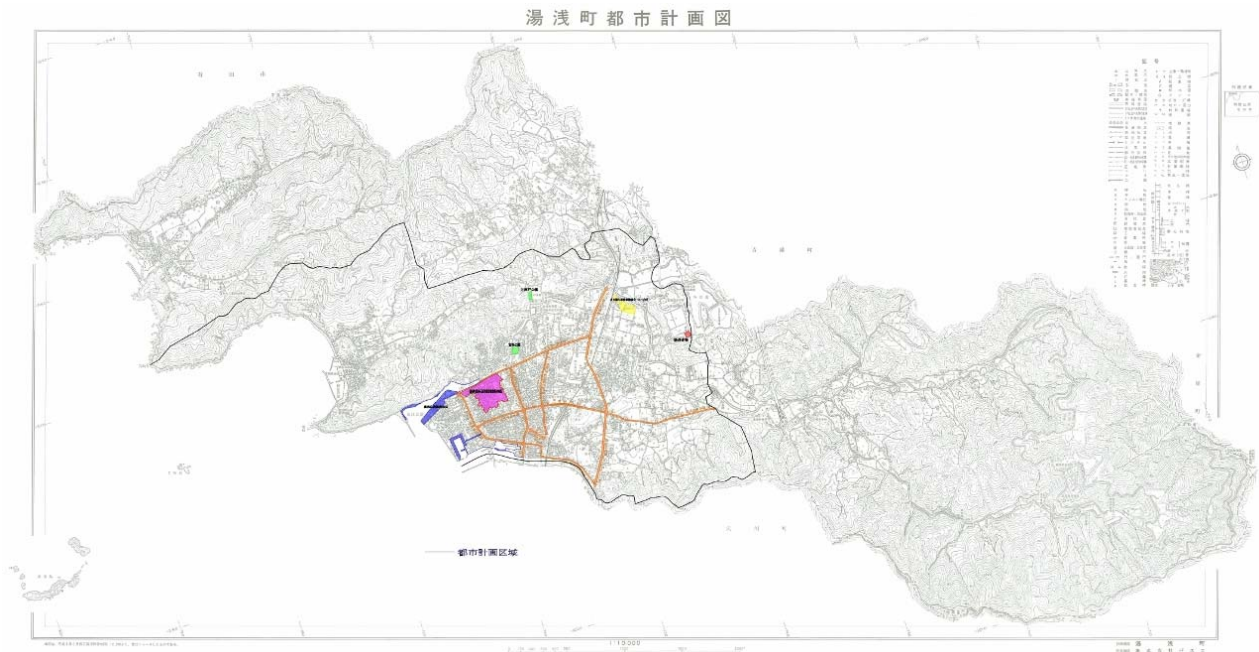
本町では、周辺地域の道路整備が進み、少子高齢化といった社会環境の変化により、町内

にある都市計画道路全8路線中6路線を、将来のまちづくり計画と整合した都市計画道路網となるよう都市計画道路の見直しを行っている。

一方、重点区域のうち重要伝統的建造物群保存地区を含む旧市街地は、東海・東南海・南海3連動地震では最大4.8m、南海トラフ巨大地震では最大11mの浸水が想定されており、津波避難に関する対策も重要となっている。このような中、地震によって倒壊した建築物等が津波からの避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例（平成24年和歌山県条例第45号）に基づき重要な避難路を指定し、沿道建築物の耐震性の向上、適切な維持保全を求めていくことを検討する。耐震改修・維持修繕にあたっては、歴史的な町並みに影響を及ぼすことがないよう配慮を行う。

なお、見直し対象及び特定避難路の候補となる都市計画道路6路線すべてが重点区域内にあることから、道路整備による道路評価の1つに、歴史的資源への影響を確認することが含まれている。

■都市計画図



2 景観法

本町の森林・丘陵地域は豊かな自然に囲まれた集落景観、湯浅駅をはじめとする中心市街地は市街地景観が形成されており、引き続きこれらの景観を維持していく。

特に、重点区域として設定されており、熊野古道が往来する旧市街地は、湯浅の伝統的な建築様式による町家や土蔵、寺社が点在し、情緒ある風情と歴史的景観を形成しており、脈々と受け継がれてきた固有の景観を後世に継承していくため、歴史文化を尊重した景観形成を図ることが求められる。

また、集落地域においても、柑橘類などを栽培する良好な景観が残されており、景観保全に取り組む必要がある。

そのため、景観行政団体へ移行及び景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観計画の策定を計画期間内に検討する。

これら歴史的価値の高いものは、文化財指定や登録有形文化財制度による保存を促進するとともに、良好な自然景観を守りつつ、保存地区と調和のとれた歴史的景観を活かしたまちづくりを進めるため、新たな建築物や工作物等を建築する際は、歴史文化を尊重したものとする事やできる限り農地の転用を抑制するなどの誘導を図り、これらの構成要素を維持する景観法に基づく景観計画の策定等を検討する。

なお、景観計画は、当該歴史的風致維持向上計画の内容を反映したものとし、歴史的風致の維持向上にも資するものとする。

3 屋外広告物法

本町では、和歌山県屋外広告物条例（昭和 59 年和歌山県条例第 10 号）に基づき屋外広告物の規制が行われている。

町域には、適用除外として定められている場合を除き、基本的に屋外広告物などの掲出を禁止している「禁止地域」と、許可を受けたものに限り掲出が認められる「許可区域」の 2 つの地域が指定されている。

そして、町全域の許可区域内で一定規模以上の屋外広告物を新たに表示・掲出する場合や意匠を変更する場合は、湯浅町長の許可が必要となっている。

屋外広告物は、景観に対する影響が大きく、また、景観形成上重要な要素であり、周辺環境の特性に応じた誘導が求められていることから、主要幹線沿いなどの現状調査実施を検討している。

今後、景観計画策定にあたっては、屋外広告物に対する考え方を整理し、湯浅町らしい屋外広告物についての施策を調査・研究することなどを検討していく。

第 3 条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置してはならない。

(3) 景観法第 76 条第 3 項の地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち知事指定する区域

(5) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建築物及びその周囲で知事が指定する区域、同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域並びに同法第 143 条第 2 項に規定する条例の規定により市町村が定める地区

※和歌山県屋外広告物条例の抜粋

4 湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存計画

本町の重要伝統的建造物群保存地区は、通りと小路が織り成す特徴的な空間構造を備えた中世末期以来の地割と、近世から近代にかけて積み重ねられた歴史を映し出す伝統的建造物群や環境物件によって、特徴ある歴史的な景観を形成している。さらに中世の時代から受け継がれてきた伝統的な醸造文化の薫りが加味されることで重層性が増し、町並みの歴史的価値をより一層高めている。

今後も引き続き、伝統的建造物が有する伝統様式及び諸特性の維持・復元のための「修理基準」や伝統的建造物以外の建築物等の形状変更がなされる時に用いる「修景基準」、形状変更前の構造、建築物等の主要用途、その他の理由により修景基準を満たせず、やむを得ないと認める場合において、その歴史的な景観を著しく損なわないための「許可基準」に基づいた保存・整備を進めることで、伝統的な町並みに配慮したものとする。

第5章 文化財の保存・活用に関する事項

第5章 文化財の保存・活用に関する事項

1.文化財の保存・活用の現状と今後の方針

①湯浅町全体に関する方針

町内には、国・県指定等文化財や町指定文化財として、国 13、県 18、町 46 の総数 77 件が存在している。

これら指定等文化財については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、和歌山県文化財保護条例（昭和 31 年和歌山県条例第 40 号）や湯浅町文化財保護条例（昭和 38 年湯浅町条例第 9 号）、湯浅町伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、保護措置を講じるとともに、所有者や管理者などに適切な保存や管理に関する指導、助言を行っている。

有形文化財・有形民俗文化財のうち、文化財の指定などがなされているものは、勝楽寺、施無畏寺、深専寺、興福寺といった宗教法人や町、個人で所有・管理されている。

今後も上記の法令などに基づき適切な保存や管理を行い、所有者、管理者などと連携のもと、保存や修理、旧状を踏まえた整備を推進する。

建造物は、個人所有のものについても原則公開できるよう取組む。また、重要伝統的建造物群保存地区については、引き続き伝統的建造物などの保存・活用を進める。

その他の建造物についても、確実な保護のため、現状の調査を進め、所有者・管理者などとの協議のもと、計画的な保存修理を行っていくものとする。さらに、対象の文化財に適した活用方策などを所有者はじめ近隣住民などと協働して検討を進めていく。なお、本町では、文化財の保存管理を進めるための計画のひとつとして湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存計画を定めているが、これまで歴史ある町並みを町全体でどのように整備するかを示す指針がなかったほか、国から過疎地域に指定されるほどの人口減少により、地域文化や伝統芸能の担い手が不足している状況にある。今後は、湯浅町歴史的風致維持向上計画に基づき、重要伝統的建造物群保存地区とその周辺の一體的な整備や町全体の文化的向上と活性化を図るための人材育成などにも努める。

記念物は、全てが史跡であり、公有化されているものは町や地元住民が保存や管理を行っている。今後においても引き続き、史跡の適切な管理に努める。

また、町内に点在する指定文化財以外の文化財などと有機的に連結し、散策路の整備や沿道の案内板設置などの環境整備を推進することでネットワーク化を図る。

顯國神社及び國津・幸神社の祭礼については、文化庁の平成 22 年（2010）度ふるさと文化再興事業を活用し、映像記録などを作成した。作成した資料については、関係団体などに配布し、後継者育成に活用されている。

なお、無形の民俗文化財の中には、詳細な記録がなされていないものもあり、保存団体などと連携して記録作成を行い、後継者育成を図るほか、記録作成や町民に対する普及啓発を推進するなど保存継承に努める。

未指定の文化財は、文化財の現状を把握し、保護が必要なものや緊急を要するものから調査を行い、必要に応じて文化財指定などの保護措置を講じる。指定に至らない文化財についても、その所有者や管理者、また、行事などの実施団体や保存会などと緊密に連携し、適切な支援を図る。

文化財の調査については、町文化財保護審議委員などとともに総合的に把握、調査の活動を展開していく。

今後も、引き続き、文化財の周辺環境も含めて保存活用の検討を行い、文化財指定の有無を問わず、文化財の保存・活用を進めることが歴史を活かした地域活性化につながるという町民意識の醸成を図る。

②重点区域に関する計画

重点区域内の市街地は、通りと小路が織り成す特徴的な地割りと、近世から近代にかけて積み重ねられた歴史を映し出す伝統的建造物群や環境物件によって、本町固有の風情を形成しており、醤油発祥の地湯浅のイメージを最も顕著に示しているエリアである。さらに中世の時代から受け継がれてきた醸造文化の薫りが加味されることで重層性が増しており、その魅力を高めるための整備を検討している。そのため、引き続き、これら整備事業の適切な実施による文化財の保存・活用を図る必要がある。

また、農漁村地域は、柑橘類等の段々畑が広がり、良好な景観が残されているほか、大漁豊作などを祈願する人々の営みが続いているため、それらを後世に残していく取組みを進める。

2.文化財の保存修理等に関する方針

①湯浅町全体に関する方針

文化財は、適切な保存が図られるよう、所有者、管理者が日常管理・点検を行うことで、損傷の早期発見に努めることが重要である。

文化財の保存のための修理、いわゆる保存修理が必要な場合は、文化財の価値を損なうことなく損傷箇所などの保存修理を行う必要があることから、詳細な調査を行うと同時に、文化財の価値の所在を明らかにし、文献などに基づいた適切な保存修理による文化財の価値の維持を図りつつ、計画的に実施する。

文化財の修理や整備、現状を変更する事業などの実施にあたっては、文化財保護法、和歌山県文化財保護条例、湯浅町文化財保護条例、湯浅町伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、現状変更許可申請を行い、それぞれの許可権者の許可を受けて行う。その際には、文化財の価値を損ねないよう所有者などに適切な指導・助言を行うとともに、保存修理のための必要な支援措置を図る。

また、文化庁や和歌山県教育委員会などの関係機関と連携しつつ、必要に応じて有識者の意見聴取を行い、調査に基づき、適切な手法による整備を行っていく。

修理状況が公開できるものは、説明会や内覧会などの機会を設け積極的に公開し、保存技術などの町民への普及啓発を図る。

未指定文化財の修理は、必要に応じて調査などを実施し、価値を毀損することがないように所有者、管理者との連携を密にする。また湯浅町伝統的建造物群保存地区保存条例第10条に定める経費の補助やまちなみ保存事業補助金などで支援することにより、所有者、管理者の負担軽減に努める。

②重点区域に関する計画

重点区域は、町内におけるほぼ全ての文化財が存在するエリアであり、指定文化財の整備事業も絶えず行われており、その適切な実施を進める。伝統的建造物については、学識経験者を含む委員で構成する委員会の指導・助言を得て整備を進めており、継続していく。また、伝統的建造物以外の歴史的な町並みを構成する建造物等についても修景等適切な整備を促進することとし、本計画の実施期間中に集中的に推進するため、助成の充実を図る。

3.文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

①湯浅町全体に関する方針

本町では、重要伝統的建造物群保存地区内に存在する歴史的な町並みについて、修理基準、修景基準及び許可基準を定め、それらを適切に運用することで保存整備に取り組んでいる。

また、江戸末期から昭和 60 年（1985）まで営業し、個性的なデザインの塀が特徴で、重要伝統的建造物群保存地区のランドマークとも言える「甚風呂」においても、施設の公開に加え、昔の生活用具などの展示を行っており、文化財の保存・活用の拠点施設として機能している。

その他、町内の展示施設としては、古民家を改修し、絵画や写真などを展示する「北町ふれあいギャラリー」、醤油醸造用具を展示している「職人蔵」、駅前に位置し、本町を訪れる観光客が多く立ち寄る「駅前多目的広場」やまちなかに存在する「立石茶屋（湯浅町中心市街地休憩所）」などがある。

これらの施設を有効に活用し、企画の充実を図るとともに、一層の連携を深め、一体的な情報発信に取り組むこととする。

一方で、上記の歴史・文化を発信する拠点となる施設は、多目的活用を図ることをコンセプトとして整備されたものが大半で、来訪者にとって親切的な展示とは言い難く、理解の醸成につながっていないことから、効果的な文化財の保存・活用を図るため施設の改修や整備なども進めていく。

また、町内の歴史・文化資源は、住民などの憩いの場でもあり、散策する人々が滞在、休憩できる場所ともなっているため、スムーズな周遊ができるよう、これらをつないだネットワークの強化を図る。

今後は、これらを核として、沿道や最寄り駅、国道などの主要道路から、町民や来訪者がより文化財の存在と価値を認識することができるよう、道路標柱の設置を行うとともに、統一的でわかりやすい案内表示板やベンチ等便益施設などの整備を図っていく。

②重点区域に関する計画

町の施設のうち、重点区域にある資料館やギャラリーなどは、湯浅町の歴史や文化財についてわかりやすく紹介する情報拠点として今後も活用していく。庁内で保存している歴史的風致に関連する資料を内外に広く発信していくため、来訪者にわかりよい施設となるよう整備を進める。また、各種イベントにあわせて開館時間を延長するなど、周辺で行われる他の事業との連携も図ることとする。

文化財案内表示板については、指定等文化財について未設置箇所への設置を進める。有形の文化財だけでなく、無形の文化財についても、伝統芸能となる場所への設置等を検討する。

4.文化財の周辺環境の保全に関する方針

①湯浅町全体に関する方針

文化財の価値を保つためには、文化財単体の保存だけでなく、周辺環境と一体的に保存される必要がある。重要伝統的建造物群保存地区において、町並みの景観に影響を与える行為（現状変更行為）を行う場合は、現状変更行為の許可申請を事前に行う必要があり、適切に運用されているため、周辺環境の保全が図られている。

一方で本町では、平成27年(2015)5月に津波浸水想定区域外へと災害時において防災拠点となる庁舎の高台移転が行われた。これにより、町内各所で新たな開発が進んでいくことや、旧市街地において空き家の増加や取り壊しが進むことが予想される。

今後、重要伝統的建造物群保存地区をはじめとした地域の貴重な文化財を守り、育み、活かしていくため、これまでの取組みを継続するとともに、さらに都市としての風格を高め、湯浅町らしい景観を形成、保全する総合的な指針として、景観法に基づく「湯浅町景観計画（仮称）」の策定を検討しているところである。

②重点区域に関する計画

醤油醸造業が盛んであった一帯は、国から重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けており、良好な景観の保存・保全に努めてきた。引き続き、現行制度に基づく規制や誘導を適切に運用していくこととする。

他にも熊野古道沿いに存在する良好な町並みや海に面した畑で営まれている柑橘類等の栽培など本町の特色ある文化的な景観を守るため、景観法に基づく規制を検討し、より一層の規制・誘導を推進していくこととする。特に、建造物の形態、意匠、色彩についての規制・誘導にあたっては、必要に応じて、景観地区や都市計画法に基づく風致地区の指定、建築協定や景観協定の締結などといった手法の活用について検討していくこととする。

5.文化財の防災・防犯に関する方針

①湯浅町全体に関する方針

文化財を含め、古い建築物などは、火災や地震、盗難などにより滅失毀損すれば再び回復することが不可能になる場合が多い。

本町では、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、重要文化財などを所有する法人などに対し、教育委員会と連携し、文化財の管理状況について注意喚起を行っている。また、定期的に自主防災組織による消防訓練を実施している。

今後もこれらを継続し、所有者、管理者の防災意識を高めるとともに、盗難などに対する情報共有など、所有者・管理者と関係機関、教育委員会との連絡を密に図る。

火災に関しては、日頃から定期的な見回りや火の元の確認などの管理を徹底するよう、所有者や管理者などと連携を図る。万が一、火災が発生した場合でも、迅速な対応ができるよう、自動火災報知機や消火設備などの設置状況を確認し、新設や更新を行うことを基本とする。

なお、町内の建造物で指定等文化財については、自動火災警報・報知設備の設置を進めてきたが、引き続き、文化財の火災などからの被害を少なくするため、消防法で義務化された

自動火災報知設備や消火器具の定期点検などの維持管理、機器の更新を図る。

その他の文化財建造物については、上記に準じ、機器の新設や更新を促す。

また、湯浅広川消防組合や消防団と連携し、定期的に施設や機器などを巡回・点検し、非常時における防火設備の適切な使用や避難誘導ができるよう定期的な防災訓練の実施などの取組みを通じて日常の防災意識の向上を促進する。

地震災害に対する対応は、文化財の耐震状況を把握し、耐震対策などを検討する。また、豪雨や台風その他の自然災害に対する対応については基盤整備を進めることとする。

盗難や意図的な毀損などの行為に対する対応は、防犯対策を警察署などと連携し、巡回、点検の強化や地域との情報の共有化を推進し、防犯性能の高い錠への付け替えを薦めるなどの対策を促進する。

②重点区域に関する計画

指定等文化財については、自動火災警報・報知設備の設置を進めてきた。自動火災報知設備や消火器具の定期点検などの維持管理、機器の更新を図るよう所有者等に働きかけていく。

地域防災計画の文化財災害予防計画において、県教育委員会、消防機関及び文化財の所有者又は管理者と連携し、火災対策をはじめとする施設等整備や文化財保護指導委員による現地指導、文化財保護思想の普及及び訓練について、具体的な事業計画をたて、災害防止対策を実施することが定められている。未指定の文化財を含む一般の建物の耐震対策も重要であり、地域防災計画等に基づき、その促進を図る。

6.文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針

①湯浅町全体に関する方針

本町における文化財の普及啓発に関しては、町民歴史講座による各種講座や講演会、住民が自発的に開催する勉強会などにより普及・啓発活動が展開されている。

今後もこうした取組みを継続するため、住民の取組みを支援するとともに、教育委員会と連携し、共同で展示会や講座、子ども向け文化財教室などを開催することにより、文化財に関する普及・啓発を推進する。

甚風呂をはじめとした拠点となる施設、場所においては、町民や来訪者の学習、文化、憩い、観光レクリエーションなどの場としての整備活用につなげていくことを検討していく。

さらに、伝統的建造物修理・修景現場の公開を積極的に実施し、町民が文化財に対して理解を深める機会の創出に努める。

加えて、地域に根付く行事や伝統文化の継承者を育成するために、子どもの頃から本町の伝統文化を身近に感じ、愛着を育む取組みを推進するとともに、これらの伝統の保存継承に取組む活動に対して適切な支援を講じるための仕組みを検討する。

町民の活動としては、湯浅伝建地区保存協議会を中心に、町並み保存に資する取組みなどについて機運の高まりが見られることから、今後も町民と協調し、事業を継続するとともに、より多くの人々の参加を促す取組みを行っていく。

歴史・文化資源の保全に関する取組みを推進し、文化財を大切に守り育てるという認識が町民に共有されることを目指す。

②重点区域に関する計画

重点区域は、町内ほぼ全ての文化財が集中し、多くの人々が訪れるため、以前から文化財の普及・啓発に係る各種取組みが重点的に行われてきたエリアであり、引き続き、取組みの充実を図る。

また、文化財と関連施設を有機的につなぐ観光案内板の設置、周遊マップ等と連動したルートの整備等、観光振興施策において、文化財の普及・啓発の視点を取り入れることで観光振興と文化財保護の相乗効果が生まれるような取組みについても検討することとする。

7.埋蔵文化財の取扱いに関する方針

①湯浅町全体に関する方針

文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地は、町内に23ヶ所存在している。

土地の開発などにあたっては、文化財部局と開発部局が緊密に連携するとともに、和歌山県教育委員会や（公財）和歌山県文化財センターなどの関係機関とも連携を図る。また、事業者などとの事前協議を十分に行之、可能な限り現地保存ができるよう調整を図るが、やむを得ず現地保存ができない場合には、適切な発掘調査、調査成果の公開、報告書の刊行等の記録保存調査を確実に行う。さらに、発掘調査によって歴史上又は学術上価値の高い埋蔵文化財が発見され、保存すべき埋蔵文化財と判断される場合は、事業計画の変更や文化財指定、土地の公有地化によって保存を図り、整備公開することに努める。また、文化財指定地での保存目的の発掘調査では、その目的、計画を明確にし、現状変更行為など法令を遵守し実施

する。

②重点区域に関する計画

町全体と同じく、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底することにより保存を図る。

特に重点区域内においては、優先的に埋蔵文化財包蔵地把握のための確認調査を進め、早急な埋蔵文化財包蔵地の内容把握に努める。

8.文化財の保存・活用に係る体制に関する方針

本町における文化財の保護・活用については、文化財保護行政とまちづくり・観光行政の連携強化を目的とし、湯浅町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年湯浅町教育委員会規則第1号）に基づき、産業観光課伝建推進室（室長1名、係員1名）が教育委員会事務のうち「伝統的建造物群保存地区の保存に関すること」と「文化財の保護に関すること」を補助執行している。

今後、本計画の策定を契機に、まちづくり企画課、建設課などの関係部署と連携を取りながら、文化財の保護・活用に取組んでいくこととする。

湯浅町文化財保護審議委員会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の評価と、それらの保存と活用に関する事項について調査審議し、答申する。委員の定数は10人以内で、郷土史を研究する退職教職員や社寺等の文化財管理者などの学識経験を有する者で構成（平成27年度は委員7名で、委員の専門分野の内訳は美術工芸品：1名、民俗：1名、郷土史：3名、歴史・地理：2名）し、必要に応じ、（公財）和歌山県文化財センターや和歌山県立博物館などの学芸員の協力を得ながら事務を遂行している。今後も湯浅町文化財保護審議委員会の調査審議を踏まえ、適切な文化財の保存・活用を図る。

また、文化財や史跡などの整備については、適正な計画と事業の実施を促進するため、今後も、事業内容に応じて、地元との連携を図りながら、整備と活用の促進を進めていく。

9.文化財の保存・活用に関わる住民、各種団体に関する方針

①湯浅町全体に関する方針

本町には、重要伝統的建造物群保存地区において町並み保存に取り組む湯浅伝建地区保存協議会や、「顯國神社の三面獅子」を継承する顯國神社三面保存会、「國津神社三面獅子舞」を継承する國津神社三面獅子保存会などの文化財の保存・活用に关わる団体などが存在し、それぞれ積極的に活動を展開している。今後も、各活動団体が歴史文化の保存と活用に主体的に関わっていけるよう、必要な情報提供などの支援を行うとともに、団体間の交流を深める行事などを計画し、各団体と行政・関係機関などが緊密に連携した体制を構築し活動の活性化を図り、活動団体の交流、ネットワーク化を推進する。

特に祭礼などにまつわるものやシロウオ漁などの伝統文化については、保存会以外の団体や住民組織が活動しており、これらの活動については、後継者育成を図るための保存団体の組織強化や保存会の設立を促す。

また、史跡や建造物などの保存・活用について、日常的な維持管理をおこなう住民組織の

立ち上げを促進するなど、町全体で文化財を支えていく体制の構築に努める。

②重点区域に関する計画

重点区域において指定等文化財の保存管理や継承を担っている団体として、甚風呂の指定管理者として重要伝統的建造物群保存地区の施設の公開活用なども行う湯浅伝建地区保存協議会、町内に伝わる三面獅子舞の保存・継承に取り組む顯國神社三面保存会、國津神社三面獅子保存会などがあり、今後とも必要に応じて補助金等を交付することも含めて支援を行う。

■湯浅町における文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

名称	主な活動エリア	活動概要
湯浅伝建地区保存協議会	重要伝統的建造物群保存地区	伝統的な町並みの保存活用に関する協議
顯國神社三面保存会	湯浅	三面獅子舞の継承、毎年7月18日（若宮祭本宮）と前日の宵宮、10月18日（秋季礼祭本宮）に奉納
國津神社三面獅子保存会	田	三面獅子舞の継承、毎年10月15日に奉納

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

歴史的風致維持向上施設とは、本町における歴史的風致の維持・向上に必要な公共施設などである。歴史的風致維持向上施設の整備にあたっては、町民の活動の場や憩いの場となるよう、関係機関と連携して実施する。また、その整備は、歴史的風致を構成し、かつ、その保全に寄与し、本計画の期間内に実施されるものを対象とする。

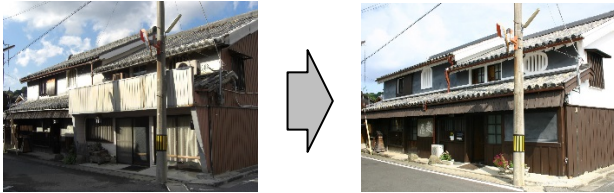
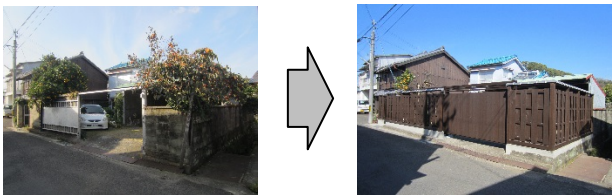
歴史的風致維持向上施設に対しては、歴史的建造物の保存・活用、良好な市街地環境や景観形成、まちなか周遊性の向上などに寄与する整備を行うが、その施設や地域の歴史的背景を十分に調査し、周辺の歴史的風致の維持・向上を図るため、必要に応じて関係団体と連携をとるようにする。

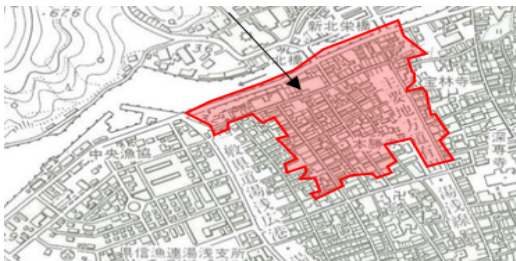
歴史的風致維持向上施設の管理にあたっては、文化財部局やまちづくり部局といった行政の関係部局が連携し、所有者などに対しても適切な助言・指導を行うなど、住民と行政との適切な役割分担のもとで維持管理を行い、歴史的風致の維持向上に努めることとする。

さらに、生活環境や住民・来訪者の交流環境向上、歴史的風致の普及・啓発に取り組むことにより、文化財の保存などに対する理解を深め、より効果的な施設の維持管理に取り組む。

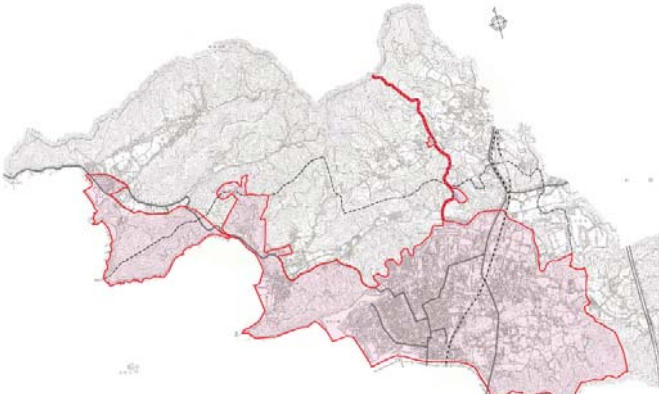
なお、事業実施にあたっては、国や県からの支援が得られるよう検討を進めることとする。

2.歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業

事業名称	1. 重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業
事業主体	湯浅町
支援事業名	重要伝統的建造物群保存地区保存修理費国庫補助
事業期間	平成 19 年（2007）度～平成 37 年（2025）度
事業位置	【重要伝統的建造物群保存地区】 
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物に特定している歴史的建造物の保存修理と、その他の建築物等の修景による整備を進める。  伝統的建造物の修理  伝統的建造物以外の建築物等の修景
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	当該地区は全国初の醤油の醸造町として重要伝統的建造物群保存地区に選定され、重点区域の核となる町並みを形成している。 伝統的建造物の修理や修景を行うことで、歴史的景観の保全整備が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	2. 重要伝統的建造物群保存地区拠点施設整備活用事業
事業主体	湯浅町
支援事業名	町単独事業 文化財建造物等を活用した地域活性化事業
事業期間	平成 19 年（2007）度～平成 37 年（2025）度
事業位置	【重要伝統的建造物群保存地区】 
事業概要	歴史的風致を活かしたまちづくりの拠点施設として必要な歴史的建造物を保存・整備し、重要伝統的建造物群保存地区の公開活用を促進する。    整備・活用の例（湯浅まちなみ交流館）  （甚風呂）
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	重要伝統的建造物群保存地区の公開活用を促進させる拠点施設を整備することで歴史的建造物の保存活用が図られるとともに、より多くの人々の歴史的風致に関する関心と理解が高められ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	3. 大仙堀環境整備事業
事業主体	湯浅町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成29年（2017）度～平成37年（2025）度
事業位置	
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区の象徴である大仙堀の保存と水辺環境の整備を行い、住環境整備と観光振興を図る。   大仙堀
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	大仙堀に現役の醤油醸造蔵が建ち並ぶ景観は、醤油醸造業と海運・漁業で栄えた港町湯浅の歴史を色濃く伝えている。 重要伝統的建造物群保存地区にある大仙堀の保存と環境整備を行うことで、重要伝統的建造物群保存地区の歴史的景観の保全整備が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	4. 歴史的風致形成建造物修理活用事業
事業主体	湯浅町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成 29 年（2017）度～平成 37 年（2025）度
事業位置	
事業概要	歴史的風致の活動が行われる建造物及び良好な市街地環境を構成する建造物の歴史的風致形成建造物への指定を検討し、それらを保存活用するための取組みを進める。     歴史的な市街地環境を構成する建造物の例
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	重点区域の歴史的町並みを形成する上で特に重要な建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定し、適正な保存と活用を図ることで、良好な市街地環境の保全整備と活力あるまちづくり活動の推進につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

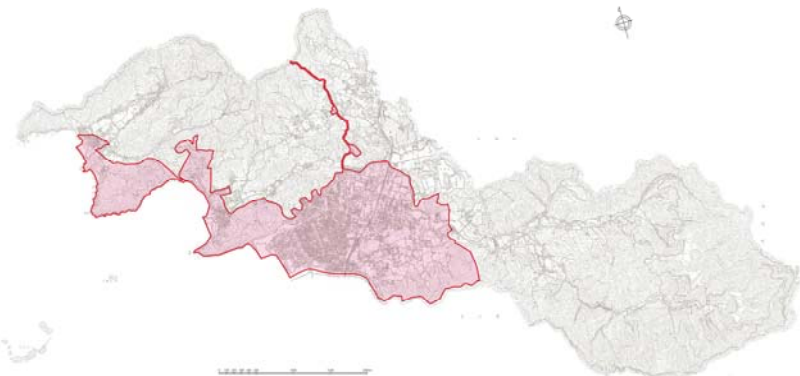
事業名称	5. 熊野古道及び重要伝統的建造物群保存地区周辺道路美装化事業
事業主体	湯浅町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成 29 年（2017）度～平成 37 年（2025）度
事業位置	
事業概要	熊野古道や重要伝統的建造物群保存地区とその周辺の街路について、良好な市街地環境の保全整備と来訪者の周遊性を高めるために、復元、再生、町並みとの調和、歩行者の利便性など整備手法を十分検証し、美装化を進める。    
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	歴史的な経過を検証した上での道路美装化により、歴史的風致継承の意識が向上する。歴史的景観の保全整備が図られ周遊性が高まることで人々の往来が活発になり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

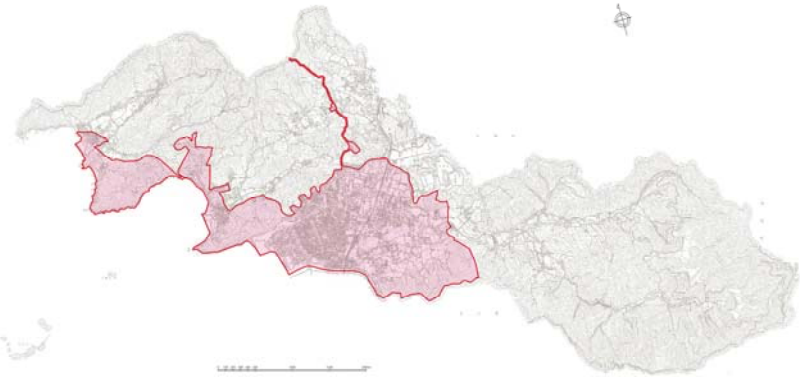
事業名称	6. 案内板等整備事業
事業主体	湯浅町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成 28 年（2016）度～平成 37 年（2025）度
事業位置	
事業概要	熊野古道や重要伝統的建造物群保存地区とその周辺における案内板や主要な文化財などの説明板の多言語化・統一デザインを検討し設置するほか、来訪者の周遊性と利便性の向上のため必要な場所には、オープンスペースを活用した広場、駐車場、トイレなど、周遊性向上のための施設の整備を進める。   既設熊野古道案内板 説明板、広場、トイレの整備例
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	統一案内板など周遊性向上のための施設を整備することより、本町を訪れる多くの来訪者に本町の歴史的風致の魅力を発信することができ、町民との交流などで賑わいが生まれることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

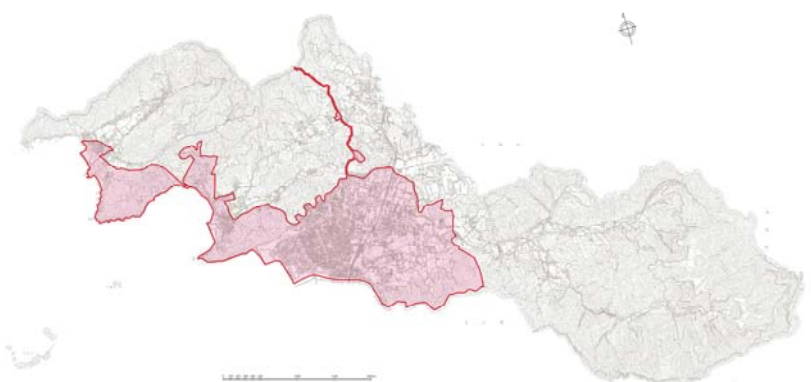
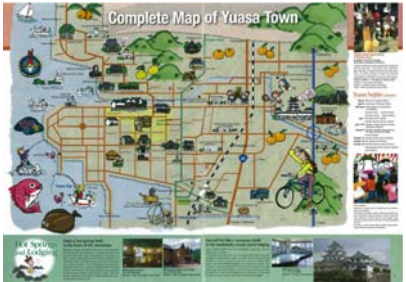
事業名称	7. 防災施設整備事業
事業主体	湯浅町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成 29 年（2017）度～平成 37 年（2025）度
事業位置	 【重要伝統的建造物群保存地区】
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区において、初期消火活動等に有効となる歴史的景観に配慮した防災設備を検討し、設置を進めるとともに、地域住民による防災訓練に取り組む。  整備イメージ
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	耐震性防火水槽や易操作性消火栓などの整備を進め、住民による防災訓練を実施することで、歴史的な町並みを守ることにつながり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

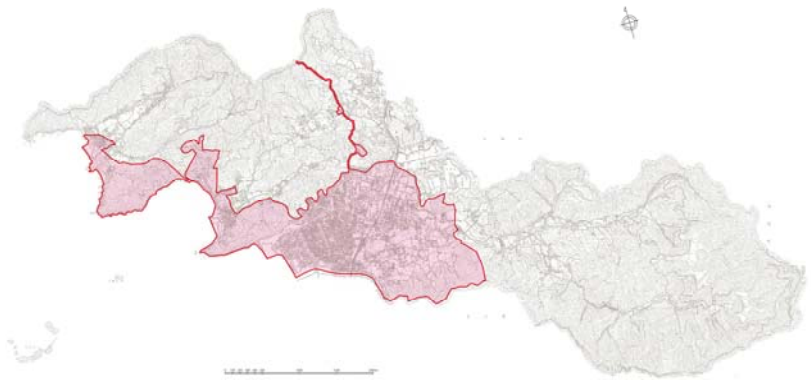
事業名称	8. 街路灯整備事業
事業主体	湯浅町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成14年（2002）度～平成37年（2025）度
事業位置	
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区とその周辺や熊野古道において、良好な市街地環境にふさわしい街路灯などを整備し、歴史的景観の向上を図る。  ライトアップ（立石）  吊り行灯（北町通り）  行灯型街路灯（寺前通り）
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	良好な市街地環境にふさわしい街路灯などを整備することにより、歴史的景観の保全整備が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

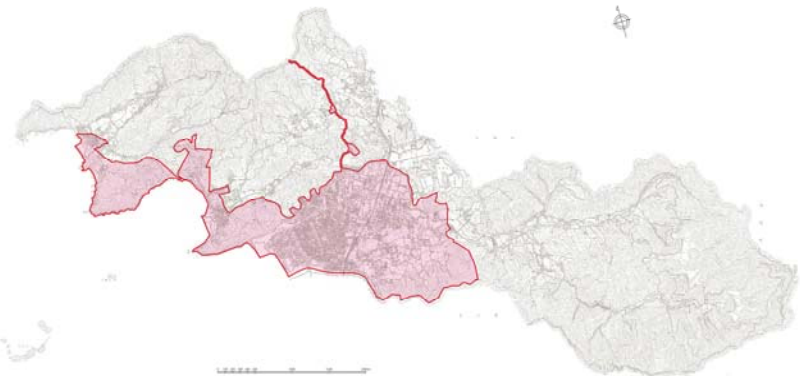
事業名称	9. 湯浅駅周辺整備事業
事業主体	湯浅町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成 28 年（2016）度～平成 34 年（2022）度
事業位置	
事業概要	昭和 2 年(1927)開業当時の駅舎の文化財指定等による保存・整備をはじめ、町の玄関口である湯浅駅とその周辺において、歴史的な魅力の発信や観光客受入機能の強化を目的とした総合的な駅周辺整備を進める。  J R 湯浅駅
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	湯浅町の玄関口である駅周辺において、歴史的な魅力の発信や観光客受入機能の強化を目的とした整備を行うことによって、来訪者の周遊性と利便性が向上するとともに賑わいを創出し、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名称	10. 文化財等調査事業
事業主体	湯浅町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成28年(2016)度～平成37年(2025)度
事業位置	
事業概要	町内にある建造物、史跡、民俗文化財などの文化財の調査を実施し、学術的価値を確認すると共に、未指定文化財の指定等や、既指定等文化財の上位指定を進める。 また、醍醐寺金堂の湯浅での所在地の研究や、歴史資源のリストアップとアーカイブ化を進める。  湯浅城跡などの史跡  醤油醸造関連の建造物等
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	歴史的風致を構成する文化財等の確認や価値付けによって、適切な文化財保護を推進することにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名称	11. 空き家利活用事業
事業主体	湯浅町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成19年（2007）度～平成37年（2025）度
事業位置	
事業概要	重点区域を中心とする町内の空き家において、まちづくりと連携した様々な活用提案の支援を行う。また、UIターン移住の希望者や農業・漁業の新規就労者の住まいなど、定住促進のための利活用の促進を図る。    イベント会場や交流拠点、店舗としての活用    修理により建物の魅力を取り戻し定住者を確保
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	空き家の利活用を促進することによって良好な市街地環境が保全される。また、空き家バンクを活用して移住希望者を呼び込み、地場産業への就労者や祭礼などの担い手を確保することで、農業・漁業を営む良好な環境の保全と伝統行事等の継承が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名称	12. 文化財公開等普及啓発事業
事業主体	湯浅町
支援事業名	町単独事業 文化遺産を活かした地域活性化事業
事業期間	平成19年(2007)度～平成37年(2025)度
事業位置	
事業概要	本町固有の歴史的風致に関する文化財の公開・展示や講演会、ワークショップ、見学会の開催、パンフレット等の作成など、さまざまな形で情報発信や普及啓発のための取組みを進める。   歴史資料館 甚風呂の公開と文化財展示   町民歴史講座 多言語版パンフレット
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	本町に受け継がれてきた地域固有の歴史的風致や、全国に広がっている本町との歴史的なつながりを伝えることで、町民のふるさと湯浅を愛する心を育み、また海外を含む町外からの来訪者に対応するためのコンテンツを充実させることにより、歴史的風致に関する理解が深められ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	1 3. 伝統行事等継承支援事業
事業主体	湯浅町
支援事業名	町単独事業 文化遺産を活かした地域活性化事業
事業期間	平成 23 年（2011）度～平成 37 年（2025）度
事業位置	
事業概要	町内各所にある社寺等で継承されている祭礼などの伝統行事や民俗芸能、町内に伝わる風習や食文化など、幅広い伝統文化を継承するための記録・用具等整備・後継者育成・情報発信など総合的な支援に取り組む。    
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	神社等の歴史的建造物や良好な市街地・集落で行われている祭礼や、風習・食文化などの伝統行事等を継承していくことで地域の活力が向上し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	14. 特産物等PR総合支援事業
事業主体	湯浅町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成14年(2002)度～平成37年(2025)度
事業位置	
事業概要	醤油・金山寺味噌、シラスをはじめとする水産物、柑橘類などのPRや情報発信において、歴史的価値付けをプラスし、地域ブランドの確立を目指してPR等を推進する。同じく、特産物を生産する歴史的環境保全のため、湯浅湾とその周辺に広がる段々畑の歴史的景観の保全整備等に努め、担い手育成など生産事業者に対する支援に取り組む。  お魚まつりの様子  耕作放棄地の対策や段々畑の保全  シロウオ漁 河川清掃
事業が歴史的風致維持及び向上に寄与する理由	歴史的風致により生み出される特産物PRのための総合的な取り組みによって、本町の特産物の商品価値を上げることで、生産事業者の安定と拡大につながり、特徴ある段々畑などの良好な環境が保全され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

第 7 章 歴史的風致形成建造物に関する事項

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

本町においては、これまで歴史的建造物について、文化財保護法を始めとして県並びに町の文化財保護条例に基づく指定等を行い保存、活用に取り組んできた。

今後、湯浅町固有の歴史的風致の維持向上を図るために、重点区域内において歴史的風致を形成している未指定等の歴史的建造物で、その価値を認められるものについて「歴史的風致形成建造物」に指定することとする。

町の指定文化財や国の登録有形文化財（建造物）については、特に積極的な指定を検討し、歴史的風致の維持向上に努めるものとする。民間所有の建造物については、所有者などの合意を得られた上で指定を検討する。

なお、重点区域において、引き続き歴史的建造物の調査を行い、歴史的風致形成建造物の指定基準及び指定方針に合致するものについては、随時追加指定を行う。

2 歴史的風致形成建造物の指定基準

本町の歴史的風致形成建造物の指定基準は、以下のいずれかに該当するものを指定することができる。

- ア 意匠、形態、技術性が優れているもの
- イ 地域の固有性、歴史性、希少性などの観点から保存が必要なもの
- ウ 歴史的なまちなみの構成要素として重要なもの

ただし、指定にあたっては、以下の条件を満たすことが前提となる。

- ・ 概ね築50年経過しているもの
- ・ 所有者又は管理者などにより、今後、当該建造物の適切な維持管理が見込まれるものであること
- ・ 所有者の同意が得られるもの

3 歴史的風致形成建造物の指定対象

本町の歴史的風致形成建造物の指定対象は、以下のいずれかに該当するものとする。

- ア 文化財保護法に基づく選定・登録有形文化財
- イ 和歌山県文化財保護条例に基づく指定等文化財
- ウ 湯浅町文化財保護条例に基づく指定文化財（建造物）
- エ 湯浅町伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく伝統的建造物
- オ 本町の歴史的風致の維持向上を図る上で特に町長が必要と認めたもの

2.歴史的風致形成建造物の管理の方針

1 歴史的風致形成建造物の管理の指針

①外観に関する指針

歴史的風致形成建造物の外観については、歴史的風致を形成する特に重要な要素となるため、その変更については、十分な検討と配慮が必要である。

また、歴史的風致形成建造物の保存と復元に努めることとあわせて、それが有効に活用されるよう、パンフレット・ホームページなどを通じての広報活動や町民歴史講座などによる啓発活動を継続的に実施していくこととする。

②内部に関する指針

歴史的風致形成建造物の内部については、個々の建造物の価値や用途に応じて適正な維持・管理に努める。また、そこで営まれている生活などへの配慮や毀損の防止などに留意しながら、可能であるものについて一般公開や諸活動が行われるよう取組む。ただし、公開・活用にあたっては、建造物の耐震性などの防災的見地からの配慮や文化財的価値が損なわれることがないように十分配慮するものとする。

2 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、指定対象となった個々の文化財などの保護の指針に従うことを基本とする。

ア 国選定・登録有形文化財

選定・登録有形文化財については、現状の維持又は調査に基づく修理を基本とし、通常望見できる範囲への変更行為は、できる限り行わないものとする。

公開・活用の際して、人々の活動の場としての継続性に配慮するとともに、必要な防災上の措置などを行うものとする。

イ 県指定等・町指定文化財

指定文化財については、条例により、現状維持、または保存修理、復元を基本とし、増改築などに関しては、当該建造物の保存上、やむを得ない場合を除き、原則認めない。

また、公開・活用のために必要な防災上の措置などについて、価値の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

ウ 歴史的建造物で町長が必要と認めたもの

適切な文化財指定・登録などに取組み、それぞれに対応する法令や条例に基づく保存に努める。

外観については、本来の建造物の意匠を尊重した範囲で実施する小規模な改変のみ認めるものとする。

3 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務など

ア 所有者の管理義務

指定を受けた建築物の所有者及び管理者は、建造物の保存に支障をきたさないよう、適切に管理する義務が生じる。

イ 増築などの制限と届出

建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、着手する 30 日前までに、町長に届出が必要である。

ウ 町長は、建造物の保全に支障をきたすものであると認めた場合には、設計の変更などの措置を構ずることを勧告することができる。

エ 指定を受けた建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された場合、又は滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した場合は、指定を解除する。

オ 建造物の所有者に異動などがあった場合は、新しい所有者は、町長に届出が必要である。

4 届出不要の行為

歴史的風致形成建造物の増築などの届出が不要の行為は、歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行例第 3 条第 1 項に基づき、届出が不要な行為については、以下の場合とする。

- ・文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- ・和歌山県文化財保護条例第 2 条第 1 項に基づく和歌山県指定有形文化財（建造物）について、同条例第 11 条第 7 項の規定に基づく修理の届出及び同条例第 12 条第 1 項に基づく現状変更などの許可申請を行った場合。
- ・湯浅町文化財保護条例第 2 条第 1 項に基づく湯浅町指定有形文化財（建造物）について、同条例第 6 条第 7 項の規定に基づく修理の届出及び条例第 7 条に基づく現状変更などの許可申請を行った場合。

3.歴史的風致形成建造物の候補

歴史的風致形成建造物の指定が考えられる建造物を列举する。

このほか、歴史的風致を形成していると認められるもので、その維持向上のために保存を図る必要がある建造物については、随時、指定していく。

その他については、必要に応じて所有者のご協力を得て調査を進め、今回の候補には記述せず、調査が終了した後追加するものとする。

	名称	写真	所在地	所有者	備 考
1	弁財天堀の中波止		湯浅町湯浅	和歌山県	
2	立石茶屋		湯浅町湯浅	湯浅町	
3	逆川王子		湯浅町吉川	吉川区	
4	JR 湯浅駅		湯浅町湯浅	JR西日本	

資料編

資料編

1.主な参考文献

- 『湯浅町誌』 湯浅町誌編纂委員会編 昭和 42 年 (1967)
- 『有田地方文化財目録』 有田地方文化財保護審議委員連絡協議会 平成 9 年 (1997)
- 『和歌山県文化財ガイドブック下巻』 和歌山県教育委員会 平成 11 年 (1999)
- 『和歌山県中世城館跡詳細分布調査報告書』 和歌山県教育委員会 平成 10 年 (1998)
- 『日本城郭大系第 10 巻 三重・奈良・和歌山』 新人物往来社 昭和 55 年 (1980)
- 『定本・和歌山県の城』 「定本・和歌山県の城」刊行会編 平成 7 年 (1995)
- 『みんなの町 湯浅』 湯浅町教育委員会 平成 22 年 (2010)
- 『湯浅の街見聞日記』 和田 堅一 平成 10 年 (1998)
- 『紀伊続風土記』 仁井田 好古等編 天保 10 年 (1839)
- 『紀伊国名所図会後編』 加納 諸平・神野 易興編 嘉永 4 年 (1851)
- 『紀州湯浅の町並み 伝統的建造物群保存対策調査報告書』 湯浅町教育委員会 平成 13 年 (2001)
- 『湯浅・広川の熊野古道考』 垣内 貞 平成 11 年 (1999)
- 『湯浅荘別所勝楽寺考 一地方寺院と在地領主一』 高橋 修 平成 15 年 (2003)
- 『熊野古道と吉川遺蹟の考察』 富上 譽秀 平成 17 年 (2005)
- 『湯浅氏と湯浅町』 垣内 貞 平成 20 年 (2008)
- 『明恵 故郷でみた夢』 和歌山県立博物館編 (特別展図録) 平成 8 年 (1996)
- 『明恵上人』 垣内 貞 平成 21 年 (2009)
- 『有田南部地域の獅子・田楽の芸能』 湯浅広川民俗文化財記録作成実行委員会 平成 23 年 (2011)
- 『開拓の群像』 「開拓の群像」刊行委員会 平成 25 年 (2013)
- 『田栖川村郷土誌』 田栖川村 編纂年不詳
- 『和歌山のかんきつ』 和歌山県果樹研究会 昭和 58 年 (1983)
- 『紀州有田みかんの起源と発達史』 御前 明良 平成 11 年 (1999)
- 『和歌山の三宝柑』 (『果実日本』2003 年 12 月号) 金岡 晃司 平成 15 年 (2003)
- 『和歌山の果樹 果樹農業の姿』 和歌山県 平成 27 年 (2015)

2.湯浅町内指定等文化財一覧

※平成 27 年（2015）4 月 1 日現在

■国指定文化財

区 分		名称及び員数		所在地及び所有者	指定年月日
有形文化財	彫 刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	湯浅町別所 勝楽寺	T6. 4. 5
		木造薬師如来坐像	1 軀	湯浅町別所 勝楽寺	T6. 4. 5
		木造釈迦如来坐像	1 軀	湯浅町別所 勝楽寺	T6. 4. 5
		木造地藏菩薩坐像	1 軀	湯浅町別所 勝楽寺	T6. 4. 5
		木造四天王立像	4 軀	湯浅町別所 勝楽寺	T6. 4. 5
	古 文 書	紙本墨書施入状	1 巻	湯浅町栖原 施無畏寺	M37. 8. 29
		紙本墨書置文	1 巻	湯浅町栖原 施無畏寺	M37. 8. 29
記念物	史 跡	明恵紀州遺跡率都婆 （西白上遺跡・東白上遺跡）		湯浅町栖原 施無畏寺	S6. 6. 3

■国選定文化財

区 分	名称及び面積	区 域	選定年月日
重要伝統的建造物群保存地区	湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区 約 6.3ha	湯浅町大字湯浅字北町、字濱町、字中町及び字鍛冶町の各一部	H18. 12. 19

■国登録文化財

区 分		名称及び員数		所在地及び所有者	登録年月日
有 形 文化財	建 造 物	湯浅小学校講堂	1 棟	湯浅町湯浅 湯浅町	H15. 3. 18
		栖原角兵衛屋敷主屋	1 棟	湯浅町栖原 個人	H16. 11. 8
		栖原角兵衛屋敷土蔵	1 棟	湯浅町栖原 個人	H16. 11. 8
		栖原角兵衛屋敷土塀	1 棟	湯浅町栖原 個人	H16. 11. 8

■県指定文化財

区 分		名称及び員数	所在地及び所有者	指定年月日
有形文化財	建造物	石造宝篋印塔 1 基	湯浅町栖原 施無畏寺	S53. 8. 18
		施無畏寺 4 棟 本堂 (1 棟) 開山堂 (1 棟) 鐘楼 (1 棟) 鎮守社 (1 棟)	湯浅町栖原 施無畏寺	H9. 4. 23
		深専寺本堂 1 棟	湯浅町湯浅 深専寺	H10. 4. 15
		深専寺 3 棟 惣門 (1 棟) 庫裡及び玄関 (1 棟) 書院 (1 棟)	湯浅町湯浅 深専寺	H21. 3. 17
		木造明恵上人坐像 1 軀	湯浅町栖原 施無畏寺	H17. 5. 31
		木造阿弥陀如来坐像 1 軀	湯浅町青木 興福寺	H17. 5. 31
		貞元華嚴經 4 帖	湯浅町栖原 施無畏寺	H27. 1. 15
	彫刻	紙本淡彩施無畏寺境内絵図 1 幅	湯浅町栖原 施無畏寺	H14. 5. 21
		崎山家文書 1 巻	湯浅町栖原 施無畏寺	H14. 5. 21
	典籍	施無畏寺文書 37 通	湯浅町栖原 施無畏寺	S53. 8. 18
	歴史資料	高山寺明恵上人行状 4 冊	湯浅町栖原 施無畏寺	S53. 8. 18
	古文書	深専寺「大地震津波心得の記」碑	湯浅町湯浅 深専寺	S49. 12. 9
		久米崎王子跡	湯浅町別所 顯國神社	S34. 1. 8
	書跡	明恵上人遺跡 刈藻島	湯浅町栖原 湯浅町	S49. 12. 9
記念物	史跡	逆川王子	湯浅町吉川 吉川区	H21. 3. 17
		糸我峠	湯浅町吉川 湯浅町	H23. 3. 15

区 分		名称及び員数	所在地及び所有者	指定年月日
記念物	史 跡	勝楽寺境内	湯浅町別所 勝楽寺	H24. 7. 20
民 俗 文化財	無形民俗 文 化 財	顯國神社の三面獅子	湯浅町湯浅 顯國神社三面 保存会	H21. 3. 17

■町指定文化財

区 分		名称及び員数		所在地及び所有者	指定年月日
有 形 文化財	建 造 物	本勝寺本堂	1 棟	湯浅町湯浅 本勝寺	H8. 3. 29
		石造宝篋印塔	1 基	湯浅町吉川 弥勒寺	H8. 3. 29
		深専寺鐘楼	1 棟	湯浅町湯浅 深専寺	H11. 1. 22
		深専寺観音堂	1 棟	湯浅町湯浅 深専寺	H11. 1. 22
		深専寺地藏堂	1 棟	湯浅町湯浅 深専寺	H11. 1. 22
		深専寺鎮守堂	1 棟	湯浅町湯浅 深専寺	H11. 1. 22
		真楽寺本堂	1 棟	湯浅町湯浅 真楽寺	H20. 6. 5
		極楽寺本堂	1 棟	湯浅町栖原 極楽寺	H20. 6. 5
		極楽寺表門	1 棟	湯浅町栖原 極楽寺	H20. 6. 5
		顯國神社 本殿 祝詞殿 拝殿	3 棟 (1 棟) (1 棟) (1 棟)	湯浅町湯浅 顯國神社	H21. 6. 9
	彫 刻	大日如来坐像	1 軀	湯浅町栖原 施無畏寺	H10. 4. 17
		愛染明王坐像	1 軀	湯浅町栖原 施無畏寺	H10. 4. 17

区 分		名称及び員数	所在地及び所有者	指定年月日
		誕生釈迦仏	1 軀 湯浅町栖原 施無畏寺	H10. 4. 17
		春日明神立像	1 軀 湯浅町栖原 施無畏寺	H10. 4. 17
		住吉明神立像	1 軀 湯浅町栖原 施無畏寺	H10. 4. 17
		顯國神社手水鉢	1 軀 湯浅町湯浅 顯國神社	H10. 7. 17
	絵 画	文殊菩薩像	1 幅 湯浅町栖原 施無畏寺	H10. 4. 17
	典 籍	紺紙金銀泥阿曇五法行經	1 卷 湯浅町栖原 施無畏寺	H8. 3. 29
		紙本墨書春日明神託宣記	1 卷 湯浅町栖原 施無畏寺	H8. 3. 29
		如来遺跡講式	1 卷 湯浅町栖原 施無畏寺	H10. 4. 17
		十六羅漢講式	1 卷 湯浅町栖原 施無畏寺	H10. 4. 17
		紀州所々遺跡	1 卷 湯浅町栖原 施無畏寺	H10. 4. 17
	歴史資料	明恵上人五百五十回遠忌開帳絵図	1 枚 湯浅町栖原 施無畏寺	H10. 4. 17
		白檜氏関係資料	2 点 湯浅町湯浅 深専寺	H27. 2. 19
	工 芸 品	五鈷杵	1 基 湯浅町栖原 施無畏寺	H10. 4. 17
		劔	1 口 湯浅町栖原 施無畏寺	H10. 4. 17
	古 文 書	明恵上人書状写	5 通 湯浅町栖原 施無畏寺	H10. 4. 17
	考古資料	石造板碑	1 基 湯浅町山田 證大寺	H8. 3. 29
		宝篋印塔	1 基 湯浅町栖原 施無畏寺	H10. 4. 17
		御墓堂跡中世墓石群	3 基 湯浅町栖原 施無畏寺	H10. 4. 17

区 分		名称及び員数	所在地及び所有者	指定年月日
記念物	史 跡	熊野街道道標 1 基	湯浅町湯浅 湯浅町	H8. 3. 29
民 俗 文化財	有形民俗 文 化 財	醤油醸造用具 甑 1 点	湯浅町湯浅 個人	H15. 9. 5
		醤油醸造用具 平釜 1 点	湯浅町湯浅 個人	H15. 9. 5
		醤油醸造用具 ぶんじ 1 点	湯浅町湯浅 個人	H15. 9. 5
		醤油醸造用具 足踏式小麦割碎機 1 点	湯浅町湯浅 個人	H15. 9. 5
		醤油醸造用具 麴蓋 1 点	湯浅町湯浅 個人	H15. 9. 5
		醤油醸造用具 仕込み樽 1 点	湯浅町湯浅 個人	H15. 9. 5
		醤油醸造用具 櫓 1 点	湯浅町湯浅 個人	H15. 9. 5
		醤油醸造用具 すくい 1 点	湯浅町湯浅 個人	H15. 9. 5
		醤油醸造用具 ならし棒 1 点	湯浅町湯浅 個人	H15. 9. 5
		醤油醸造用具 締木 1 点	湯浅町湯浅 個人	H15. 9. 5
		醤油醸造用具 三州釜 1 点	湯浅町湯浅 個人	H15. 9. 5
		醤油醸造用具 半役 1 点	湯浅町湯浅 個人	H15. 9. 5
		醤油醸造用具 本かすり（桶型） 1 点	湯浅町湯浅 個人	H15. 9. 5
		醤油醸造用具 平かすり（角型） 1 点	湯浅町湯浅 個人	H15. 9. 5
	無形民俗 文 化 財	國津神社三面獅子舞	湯浅町田 國津神社三面 獅子保存会	H13. 3. 16

3.湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会条例

平成27年湯浅町条例第1号

(設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第5条の規定に基づく、湯浅町歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する協議並びに計画の円滑な実施に係る連絡調整を行う機関として、法第11条の規定に基づき湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第5条に規定する計画の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 歴史的風致の維持向上に資する取組に関すること。
- (3) 計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (4) その他歴史的風致の維持又は向上に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、20人以内をもって組織する。

2 委員は、法第11条第2項に掲げる者のうち、町長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の報酬等)

第7条 委員に対し支給する報酬等の額は、湯浅町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和61年条例第1号。以下「条例」という。）によるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、まちづくり企画課が所掌する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

湯浅町歴史的風致維持向上計画

平成 28 年 3 月 28 日 認定

編集・発行

湯浅町まちづくり企画課

〒643-0002

和歌山県有田郡湯浅町青木 668 番地 1

E-mail : kikaku@town.yuasa.lg.jp



和歌山県湯浅町